

令和5年度
外部評価対象 補助金等評価シート

佐久市

目 次

No.	補 助 金 等 名	所 管 部 署	ペ ー ジ
1	農作物等有害鳥獣被害対策防止事業補助金	農政課 農政係	2~6
2	農業用廃プラスチック適正処理事業補助金	農政課 農業生産振興係	7~11
3	故郷ふれあい交流事業補助金		12~16
4	「暮らしとしての農業」農家創出事業補助金		17~21
5	果樹生産施設整備事業補助金		22~27
6	佐久地区労働者福祉協議会補助金	商工振興課 商業振興・雇用係	28~32
7	商工業活性化事業(商工会議所・商工会運営事業)補助金		33~49
8	小規模事業者経営指導事業補助金		50~64
9	工場等用地取得・設置事業補助金	商工振興課 工業振興・産業立地推進係	65~73
10	企業立地雇用支援事業補助金		74~78
11	猫繁殖制限手術費補助金	環境政策課 環境保全係	79~84
12	太陽光発電設備・蓄電システム導入補助金	環境政策課 環境政策係	85~92
13	省エネ家電製品普及促進事業補助金		93~96
14	電気自動車購入促進事業補助金		97~100
15	生ごみ処理機等購入費補助金	生活環境課 環境衛生係	101~107
16	保護司会補助金	福祉課 地域福祉係	108~113
17	特定住宅リフォーム補助金(断熱性能向上リフォーム)	建築住宅課 建築係	114~120
18	看護師養成事業補助金	健康づくり推進課 保健医療政策係	121~125

令和5年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	農作物等有害鳥獣被害対策防止事業補助金		
事務事業名称	農地対策事業	事務事業コード	3112-1
所 管	経済 部	農政 課	農政 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(奨励的補助金)	
根拠法令等名称	佐久市農業振興事業補助金等交付要綱		法令種別 要綱	
始期	平成 22 年度 (経過年数 13 年)	終期設定 (有・無)	終期 令和 年度	
目的	ほ場単位で設置する防護柵等(100m以上)の原材料を補助することにより、有害鳥獣被害を防止し、荒廃農地発生を抑制する。			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	防護柵等の原材料費の3/10以内(上限100,000円)			
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input type="checkbox"/> 不特定団体		<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 個人	
	名称(個人は除く)	—		
指標設定	設定の考え方	防護柵の設置件数について、過去2年間実績の平均を上回る件数を目標値として設定する。	目標値	20件
	指標が数値でない場合の評価方法	—		

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
交付件数	28 件	11 件	—
決算額(予算額)	964,000 円	491,000 円	1,500,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円
	一般財源	964,000 円	491,000 円
指標	目標値 (単位)	35 件	28 件
	実績値 (単位)	28 件	11 件
	達成率	80.0 %	39.3 %
指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		—	

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	△	左記の理由、課題等	・年により申請件数が少ない年もあるが、鳥獣害による農作物の被害を減少させ、荒廃農地の拡大を防いでいることから、一定の効果が認められる。 ・行政目的達成のための手段として妥当性がある。
	有効性	△		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・個別の農地に対する有害鳥獣対策として一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。 ・利用の促進を図るため、農業者に個別に案内を配布するとともに、広報やインターネットを活用して、制度の周知を行う。 ・終期を具体的に定めると共に、終期が到来するまでに、ニーズ調査を行うなどして、より良い成果が得られるよう、制度のあり方について見直しを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—

*確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 -：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤…終期を具体的に定め、終期到来に合わせて見直しを行う。

○佐久市農業振興事業補助金等交付要綱

平成17年4月1日告示第93号

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業及び水産業の振興を図るため、市長が適當と認める農業者及び農業者団体等が行う農業及び水産事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金等を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の種類、経費及び補助率等)

第2条 前条に規定する補助金等の交付の対象となる事業の種類、経費及び補助率等又は補助額等は、別表のとおりとする。

(交付の条件等)

第3条 次に掲げる事項は、補助金等の交付の条件とする。

- (1) 補助事業等の内容を次のように変更しようとするときは、速やかに市長に申請して、その承認を受けること。
 - ア 事業実施主体を変更しようとするとき。
 - イ 事業区分（種目）を新設し、又は廃止しようとするとき。
 - ウ 事業の施行か所又は設置場所を変更しようとするとき。
 - エ 事業区分（種目）ごとの事業量又は事業費の20パーセント以上（市長が別に定める場合は、その事業量又は事業費）の変更をしようとするとき。
 - オ 施設等の構造、能力等の変更をしようとするとき。
- (2) 補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとするとき又は補助事業等が予定の期間中に完了しないとき（遂行が困難になったときを含む。以下同じ。）は、速やかに市長に申請して、その承認を受けること。
- (3) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、財産管理規程等を定め、善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。
- (4) 農業者及び農業者団体等が行う工事の請負及び物品の購入は、競争入札によること。ただし、施設等が特殊な場合又は事業実施主体の議決機関の同意を得たときは、この限りでない。
- (5) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入に当該補助事業等に係る補助率等を乗じて得た額を市に納付させることができる。
- (6) この補助事業等に係る帳簿又は証拠書類は、補助事業等が終了した年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。

2 市長は、前項に掲げるもののほか、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、経費の使用方法その他について条件を付することができる。

(補助金等交付申請書の様式、関係書類及び提出期限)

第4条 規則第3条に規定する申請書は、農業振興事業補助金等交付申請書（様式第1号）によるものとする。

- 2 前項の申請書には、収支予算書（様式第2号）、事業計画書等関係書類を添付するものとする。
- 3 前項に規定する書類の提出部数は1部とし、提出期限は別に定める。

(変更承認申請書の様式等)

第5条 第3条第1項第1号及び第2号の規定による承認申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類1部を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業等の内容を変更しようとするとき。
農業振興事業変更承認申請書（様式第3号）
- (2) 補助事業等を中止しようとするとき。
農業振興事業中止承認申請書（様式第4号）
- (3) 補助事業等を廃止しようとするとき。
農業振興事業廃止承認申請書（様式第5号）
- (4) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき。

農業振興事業完了期限延長承認申請書（様式第6号）

（申請の取下書の様式及び提出期限）

第6条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、農業振興事業補助金等交付申請取下書（様式第7号）1部を作成し、当該補助金の交付決定の通知を受けた日から15日以内に市長に提出して行うものとする。

（状況報告書の様式及び提出期限）

第7条 補助金等の交付決定を受けた者（以下「補助事業者等」という。）は、別に指定する日現在における事業の進ちょく状況について、農業振興事業実施状況報告書（様式第8号）1部を作成し、別に定める日までに市長に提出するものとする。

2 前項の規定により状況報告書を提出する事業は、別に指定するものとする。

（実績報告書の様式及び提出期限）

第8条 規則第12条に規定する実績報告書は、農業振興事業実績報告書（様式第1号）によるものとする。

2 前項に規定する報告書には、収支精算書（様式第2号）、実績書その他関係書類を添付するものとする。

3 前2項に規定する報告書の提出部数は1部とし、提出期限は、補助事業等の完了した日、若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

4 前3項の規定は、規則第14条の規定により是正措置がなされて報告する場合に準用する。

（補助金等の交付請求）

第9条 補助事業者等が補助事業等の完了後、補助金等の支払を受けようとするときは、農業振興事業補助金等交付請求書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

2 補助事業者等が補助金等の概算払を受けようとするときは、農業振興事業補助金等概算払請求書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

（返還期限延長申請書等）

第10条 規則第16条の規定による返還期限の延長の申請は、農業振興事業補助金等返還期限延長申請書（様式第11号）、返還の請求の取消の申請は、農業振興事業補助金等返還請求取消申請書（様式第12号）1部を市長に提出して行うものとする。

（延滞金の免除申請）

第11条 規則第17条第2項の規定による延滞金免除の申請は、農業振興事業補助金等延滞金免除申請書（様式第13号）1部を市長に提出して行うものとする。

（財産処分の制限等）

第12条 規則第19条第1項に規定する承認の申請は、農業振興事業財産処分承認申請書（様式第14号）1部を市長に提出して行うものとする。

2 規則第19条第1項第2号に規定する市長が指定するものは、取得価格の単価50万円以上のもの及び50万円未満で市長が別に指定するものとする。

3 規則第19条第2項第2号に規定する期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定めるところに準ずるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表（第2条関係）

1 農業振興事業

事業名	経費	補助率等又は補助額等
農作物等有害鳥獣被害対策防止事業	農業者及び農業者団体等が農作物等を有害鳥獣の被害から守るために設置する電気柵、防護柵等の原材料の購入に要する経費。ただし、他の団体から助成金等の交付を受けるものは除く。	10分の3以内。ただし、10万円を限度とする。

佐久市農作物等有害鳥獣被害対策防止事業

事業内容

有害鳥獣による農作物等への被害を防止し、農業生産の維持及び向上を図るため、農業者等が設置する防護柵（電気柵、防護柵等）の資材等購入経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

対象要件

- ① 市内において自ら農地等を所有し、又は農地等を借り受け、農業を営む個人、農業生産法人、及び営農集団等の団体等を対象とし、市内において設置されるものであること。
- ② 防護柵等の延長が100m以上のものに限る。
- ③ 周辺の環境に悪影響を与えない構造を有し、繰り返しの使用に耐え、一定の耐久性を有するものであること。
- ④ 東信農業共済組合の獣害施設助成事業及びJAとの重複は認められないものとする。
- ⑤ この補助金の交付を受けた者は、交付決定を受けた日から5年を経過しなければ交付を受けた耕作地等での再申請はできないものとする。

補助金額

対象経費の10分の3以内とし、10万円を限度とする。

実績

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助件数	33件	22件	16件	14件	14件	19件	33件	28件	11件
補助金額	1,250,000円	958,000円	570,000円	572,000円	528,000円	915,000円	1,450,000円	964,000円	491,000円
合計面積	234,148m ²	49,176m ²	53,937m ²	96,260m ²	46,163m ²	66,822m ²	121,908m ²	78,111m ²	27,695m ²
合計延長	10,382m	8,692m	5,772m	3,435m	3,243m	5,137m	8,272m	5,695m	2,212m
電気柵	33件	28件	19件	16件	13件	13件	27件	23件	9件
防護ネット	13件	5件	3件	0件	1件	6件	6件	5件	2件

令和5年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	農業用廃プラスチック適正処理事業補助金		
事務事業名称	農業生産振興事業	事務事業コード	3113-1
所 管	経済 部 農政 課 農業生産振興 係		

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(奨励的補助金)		
根拠法令等名称	佐久市農業振興事業補助金交付要綱			法令種別	要綱
始期	平成 17 年度 (経過年数 18 年)	終期設定 (有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>)	終期	令和 年度	
目的	佐久市農業振興事業補助金交付要綱に基づき、農業用廃棄プラスチックを適正に処理の処理運搬費の一部を補助する。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	農業者団体等が、資源再利用と環境汚染防止を図るために実施した農業用使用済廃プラスチックの集団回収に要する運搬費。3分の1以内。				
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input checked="" type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)				
	<input type="checkbox"/> 不特定団体 <input type="checkbox"/> 個人				
名称(個人は除く)	佐久浅間農業協同組合				
指標設定	設定の考え方 農業用廃プラスチックの放置や不法投棄が環境問題となることから農業用廃プラスチックの適正処分のため回収した農業用廃プラスチックの分量とする。		目標値	200t	
	指標が数値でない場合の評価方法		-		

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
交付件数	1 件	1 件	
決算額(予算額)	1,000,000 円	939,030 円	1,000,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金) 一般財源	0 円 1,000,000 円	0 円 1,000,000 円
指標	目標値 (単位) 実績値 (単位) 達成率 指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	200 t 206 t 103.0 % -	200 t 188 t 94.0 % -

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	<input type="radio"/>	左記の理由、課題等	・実績値はやや減少したが農業用プラスチック製品の一定の需要があるため、行政目的を達成する手段として、妥当性がある。 ・廃プラスチックの放置や不法投棄が環境問題となることから農業用廃プラスチックの適正処分のため補助金を出し、農業用廃プラスチックを回収することにより、不法投棄の防止や、廃プラスチックの再資源化につながっている。
	有効性	<input type="radio"/>		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・農業用廃プラスチックの適正処理により、クリーンな産地づくりや農村環境が維持を図るため、補助する必要があることから当面の間、補助を継続して行う。 ・終期を具体的に定めると共に、終期が到来するまでに、ニーズ調査を行うなどして、より良い成果が得られるよう、制度のあり方について見直しを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

*確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 -：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤終期を設定し、終期到来に合わせて見直しを行う。

佐久市農業振興事業補助金等交付要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、農業及び水産業の振興を図るため、市長が適當と認める農業者及び農業者団体等が行う農業及び水産事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金等を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

（事業の種類、経費及び補助率等）

第2条 前条に規定する補助金等の交付の対象となる事業の種類、経費及び補助率等又は補助額等は、別表のとおりとする。

（交付の条件等）

第3条 次に掲げる事項は、補助金等の交付の条件とする。

（1） 補助事業等の内容を次のように変更しようとするときは、速やかに市長に申請して、その承認を受けること。

ア 事業実施主体を変更しようとするとき。

イ 事業区分（種目）を新設し、又は廃止しようとするとき。

ウ 事業の施行か所又は設置場所を変更しようとするとき。

エ 事業区分（種目）ごとの事業量又は事業費の20パーセント以上（市長が別に定める場合は、その事業量又は事業費）の変更をしようとするとき。

オ 施設等の構造、能力等の変更をしようとするとき。

（2） 補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとするとき又は補助事業等が予定の期間中に完了しないとき（遂行が困難になったときを含む。以下同じ。）は、速やかに市長に申請して、その承認を受けること。

（3） 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、財産管理規程等を定め、善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。

（4） 農業者及び農業者団体等が行う工事の請負及び物品の購入は、競争入札によること。ただし、施設等が特殊な場合又は事業実施主体の議決機関の同意を得たときは、この限りでない。

（5） 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入に当該補助事業等に係る補助率等を乗じて得た額を市に納付させることができる。

（6） この補助事業等に係る帳簿又は証拠書類は、補助事業等が終了した年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。

2 市長は、前項に掲げるもののほか、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるとときは、経費の使用方法その他について条件を付することができる。

（補助金等交付申請書の様式、関係書類及び提出期限）

第4条 規則第3条に規定する申請書は、農業振興事業補助金等交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の申請書には、収支予算書（様式第2号）、事業計画書等関係書類を添付するものとする。

3 前項に規定する書類の提出部数は1部とし、提出期限は別に定める。

（変更承認申請書の様式等）

第5条 第3条第1項第1号及び第2号の規定による承認申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類1部を提出して行うものとする。

（1） 補助事業等の内容を変更しようとするとき。

農業振興事業変更承認申請書（様式第3号）

（2） 補助事業等を中止しようとするとき。

農業振興事業中止承認申請書（様式第4号）

（3） 補助事業等を廃止しようとするとき。

農業振興事業廃止承認申請書（様式第5号）

（4） 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき。

農業振興事業完了期限延長承認申請書（様式第6号）

(申請の取下書の様式及び提出期限)

第6条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、農業振興事業補助金等交付申請取下書（様式第7号）1部を作成し、当該補助金の交付決定の通知を受けた日から15日以内に市長に提出して行うものとする。

(状況報告書の様式及び提出期限)

第7条 補助金等の交付決定を受けた者（以下「補助事業者等」という。）は、別に指定する日現在における事業の進ちょく状況について、農業振興事業実施状況報告書（様式第8号）1部を作成し、別に定める日までに市長に提出するものとする。

2 前項の規定により状況報告書を提出する事業は、別に指定するものとする。

(実績報告書の様式及び提出期限)

第8条 規則第12条に規定する実績報告書は、農業振興事業実績報告書（様式第1号）によるものとする。

2 前項に規定する報告書には、収支精算書（様式第2号）、実績書その他関係書類を添付するものとする。

3 前2項に規定する報告書の提出部数は1部とし、提出期限は、補助事業等の完了した日、若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

4 前3項の規定は、規則第14条の規定により是正措置がなされて報告する場合に準用する。

(補助金等の交付請求)

第9条 補助事業者等が補助事業等の完了後、補助金等の支払を受けようとするときは、農業振興事業補助金等交付請求書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

2 補助事業者等が補助金等の概算払を受けようとするときは、農業振興事業補助金等概算払請求書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

(返還期限延長申請書等)

第10条 規則第16条の規定による返還期限の延長の申請は、農業振興事業補助金等返還期限延長申請書（様式第11号）、返還の請求の取消の申請は、農業振興事業補助金等返還請求取消申請書（様式第12号）1部を市長に提出して行うものとする。

(延滞金の免除申請)

第11条 規則第17条第2項の規定による延滞金免除の申請は、農業振興事業補助金等延滞金免除申請書（様式第13号）1部を市長に提出して行うものとする。

(財産処分の制限等)

第12条 規則第19条第1項に規定する承認の申請は、農業振興事業財産処分承認申請書（様式第14号）1部を市長に提出して行うものとする。

2 規則第19条第1項第2号に規定する市長が指定するものは、取得価格の単価50万円以上のもの及び50万円未満で市長が別に指定するものとする。

3 規則第19条第2項第2号に規定する期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定めるところに準ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第2条関係）

1 農業振興事業

事業名	経費	補助率等又は補助額等
農業用廃プラスチック適正処理事業	農業者団体等が、資源再利用と環境汚染防止を図るために実施した農業用使用済廃プラスチックの集団回収に要する運搬費	3分の1以内

事 業 実 績 書

補助事業者等の名称	佐久浅間農業協同組合	
事 業 の 目 的	農業用使用済プラスチックを集団回収し、適正に処理することにより、自然再利用の促進と環境汚染の防止を図る。	
事 業 の 実 績	1 回収実施回数 旧佐久地区 4回、臼田地区 4回、望月・浅科地区 9回 2 回収量実績 農ポリ 156,980kg、塩ビ 6,580kg、コンテナ類 16,203kg その他フィルム 5,130kg、きのこ栽培ビン 627kg、 農薬空容器 1,842kg	
実 施 期 間	令和4年5月20日～令和5年3月15日	
事 業 費	2,817,092円	
経 費 の 配 分	市補助金等	939,030円
	そ の 他	1,878,062円
備 考		

令和5年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	故郷ふれあい交流事業補助金		
事務事業名称	農村活性化事業	事務事業コード	3114-1
所 管	経済 部 農政 課 農業生産振興 係		

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(奨励的補助金)
根拠法令等名称	佐久市故郷ふれあい交流事業補助金交付要綱	法令種別	要綱
始期	平成 22 年度 (経過年数 13 年)	終期設定 (有・無)	終期 令和 年度
目的	佐久市の豊かな自然環境などの地域資源をいかし、都市部住民と農業、林業などの体験を通じて交流する事業の実施に要する経費に対して補助することで、交流人口を創出する。		
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	佐久市故郷ふれあい交流事業補助金交付要綱に基づき、団体等の活動に要する経費の一部を補助。1事業実施団体等につき20万円を限度。期間は、初年度(初めて第5条に規定する補助金の交付決定のあった日の属する年度をいう。)から3年度間。		
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 不特定団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人		
	名称(個人は除く)	-	
指標設定	設定の考え方	各年度の新規補助金交付申請件数を目標とする	目標値 2件
	指標が数値でない場合の評価方法	-	

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
交付件数		1 件	0 件	-
決算額(予算額)		200,000 円	0 円	400,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円	0 円
	一般財源	200,000 円	0 円	400,000 円
指標	目標値 (単位)	2 件	2 件	2 件
	実績値 (単位)	0 件	0 件	-
	達成率	0.0 %	0.0 %	-
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	-	-	-

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	△	左記の理由、課題等	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、都市住民を受け入れて農林業体験等を計画的に実施することが困難だとし、事業実施の申請がなかったため、目標値には達していない。今後、アフターコロナの状況を見据えて、事業の周知方法を工夫しながら取り組む。
	有効性	△		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	都市住民に農村の魅力を認識してもらい、地域資源を生かした交流を促進することは、第2次佐久市農業振興ビジョン(計画期間:H29~R8)に定めた【基本目標4 農村「活力ある農村づくり】】を実現するために必要な取り組みである。事業実施のニーズを的確に捉えた上で、より効果が得られるよう見直しを行う。また、新型コロナウイルスの5類への移行後においては、感染症拡大に留意しながら取り組んでいただくよう、事業の周知を図る。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	×
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 -：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤…第2次佐久市農業振興ビジョンの計画期間に合わせて、終期を令和8年度とする予定。

⑧…地域づくりなど社会貢献性が高いため「定額」としているため、補助額を対象経費の2分の1以下とはしていない。

改正

平成30年3月22日告示第45号

佐久市故郷ふれあい交流事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐久市の豊かな自然環境などの地域資源をいかし、都市部住民と農業、林業などの体験を通じて交流する事業（以下「故郷ふれあい交流事業」という。）を実施するグループ、法人、組合、個人等（以下「交流実施団体等」という。）に対し、当該事業を促進し、交流人口の創出に資するため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する交流実施団体等とする。

- (1) 市内に住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）を有すること。
- (2) 故郷ふれあい交流事業を3年以上継続して実施する見込みのあること。

(補助対象経費及び補助金額)

第3条 補助金の対象となる経費は、故郷ふれあい交流事業に係る初年度（初めて第5条に規定する補助金の交付決定のあった日の属する年度をいう。）から3年度間の事業費のうち市長が認めるものとし、補助金の額は、年度ごとに、1交流実施団体等につき20万円を限度とする。

(交付申請)

第4条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書は、佐久市故郷ふれあい交流事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する申請書に添付して提出する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 故郷ふれあい交流事業実施計画書及び予算書
- (2) 交流実施団体等が団体の場合は、定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 交流実施団体等が団体の場合は、その会員等の名簿
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、適正であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該交流実施団体等に対し、規則第6条に定める補助金等交付決定通知書により通知するものとする。

(実績報告)

第6条 規則第12条に規定する実績報告書は、佐久市故郷ふれあい交流事業実績報告書（様式第3号）によるものとする。

2 規則第12条に規定する実績報告書に添付して提出する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 故郷ふれあい交流事業実績書
- (2) 故郷ふれあい交流事業経費精算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、交付決定のあった日の属する年度の3月31日とする。

(補助金額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、交付決定の内容に照らし審査し、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該交流実施団体等に対し、規則第13条に定める補助金等確定通知書により通知するものとする。

(補助金等の交付請求)

第8条 交流実施団体等は、補助金の確定後、補助金の支払を受けようとするときは、規則第14条の規定により、請求書を市長に提出しなければならない。

2 交流実施団体等が補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すとともに、当該交流実施団体等に対し、佐久市故郷ふれあい交流事業補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(1) 交流実施団体等が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不適当であると市長が認めたとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月22日告示第45号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の佐久市故郷ふれあい交流事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に開始した事業の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前に開始した事業の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

□ 故郷ふれあい交流事業補助金

佐久市の豊かな自然環境などの地域資源をいかし、都市部住民と農業、林業などの体験を通じて交流する事業を促進し、交流人口を創出するために、都市部住民と交流する事業を実施する団体等を支援します。

○対象者

都市部住民と農業、林業などの体験を通じて交流する事業を実施する団体、個人

※都市部住民とは、佐久市以外に居住する住民のこと。

○対象事業

地域資源を活かして、都市部(佐久市外)から住民を呼び、交流人口を創出する事業

※補助対象となった初年度から3年間事業を継続する見込みがあること。

○対象経費

上記事業に必要な経費

(資材費、消耗品費、会場使用料、保険料、種苗費、圃場の賃借料、PR 経費、謝礼など)

※種苗費、圃場の賃借料に関しては、体験を行う圃場の面積に見合うものを対象とします。

※謝礼は、市の規定(3,250 円/4 時間以内、6,500 円/1 日)を上限として、体験事業を行う時間と講師数で算出。

○補助金額

年度ごとに20万円を限度として交付します。(3年間で最大60万円)

○申請に必要な書類

- ・交付申請書
- ・誓約書
- ・実施計画書
- ・事業予算書
- ・事業計画書(事業のスケジュールや開催場所、経費の根拠などの詳細が分かるもの)



田植え体験



川の生き物探し体験

令和5年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	「暮らしとしての農業」農家創出事業補助金		
事務事業名称	農村活性化事業	事務事業コード	3114-1
所 管	経済 部 農政 課 農業生産振興 係		

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(奨励的補助金)	
根拠法令等名称	佐久市「暮らしとしての農業」農家創出事業補助金交付要綱		法令種別	要綱
始期	平成 30 年度 (経過年数 5 年)	終期設定 (有・無)	終期	令和 年度
目的	市民が農業にふれる機会を提供する事業の実施に要する経費に対して補助することで、「暮らしとしての農業」に携わる農家を創出する。			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	佐久市「暮らしとしての農業」農家創出事業補助金交付要綱に基づき、団体等の活動に要する経費の一部を補助。1事業実施団体等につき20万円を限度。期間は、初年度(初めて第5条に規定する補助金の交付決定のあった日の属する年度をいう。)から3年度間。			
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 不特定団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人			
	名称(個人は除く)			
指標設定	設定の考え方	各年度の新規補助金交付申請件数を目標とする	目標値	2件
	指標が数値でない場合の評価方法	-		

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
交付件数		2 件	0 件	-
決算額(予算額)		200,000 円	0 円	800,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円	0 円
	一般財源	200,000 円	0 円	800,000 円
指標	目標値 (単位)	2 件	2 件	2 件
	実績値 (単位)	1 件	0 件	-
	達成率	50.0 %	0.0 %	-
指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		-	-	-

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	△	左記の理由、課題等	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、市内の非農家などを対象とした農作業等の農業の触れ合いの機会を計画的に提供することが困難だとし、事業実施の申請がなかったため、目標値には達していない。今後、アフターコロナの状況を見据えて、事業の周知方法を工夫しながら取り組む。
	有効性	△		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	市内の非農家などの住民に、農業が果たす役割や機能などを理解してもらうことは、第2次佐久市農業振興ビジョン(計画期間:H29~R8)に定めた【基本目標4 農村「活力ある農村づくり】】を実現し、農村活動を維持できるものである。事業実施のニーズを的確に捉えた上で、より効果が得られるよう見直しを行う。例えば、佐久市農村の食文化の伝承としても取組が広げられるよう、事業の周知を図る。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	×
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 -：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤…第2次佐久市農業振興ビジョンの計画期間に合わせて、終期を令和8年度とする予定。

⑧…市民に農業体験を通じ、地域食材への理解を深めてもらい地産地消を進めるとともに、子供たちや若者に農業体験をしてもらうことにより農業に興味を持ってもらい、将来的な後継者の確保をしていくなどから、定額補助のため、補助額を対象経費の2分の1以下とはしていない。

佐久市「暮らしとしての農業」農家創出事業補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、「暮らしとしての農業」に携わる農家を創出するため、市民が農業に触れる機会を提供する事業（以下「農家創出事業」という。）を実施するグループ、法人、組合、個人等（以下「事業実施団体等」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する事業実施団体等とする。

- (1) 市内に住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）を有すること。
- (2) 農家創出事業を3年以上継続して実施する見込みのあること。

（補助対象経費及び補助金額）

第3条 補助金の対象となる経費は、農家創出事業に係る初年度（初めて第5条に規定する補助金の交付決定のあった日の属する年度をいう。）から3年度間の事業費のうち市長が認めるものとし、補助金の額は、年度ごとに、1事業実施団体等につき20万円を限度とする。

（交付申請）

第4条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書は、佐久市「暮らしとしての農業」農家創出事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する申請書に添付して提出する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 「暮らしとしての農業」農家創出事業実施計画書及び予算書
- (2) 事業実施団体等が団体の場合は、定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 事業実施団体等が団体の場合は、その会員等の名簿
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、適正であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該事業実施団体等に対し、規則第6条に定める補助金等交付決定通知書により通知するものとする。

（実績報告）

第6条 規則第12条に規定する実績報告書は、佐久市「暮らしとしての農業」農家創出事業実績報告書（様式第3号）によるものとする。

2 規則第12条に規定する実績報告書に添付して提出する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 「暮らしとしての農業」農家創出事業実績書
- (2) 「暮らしとしての農業」農家創出事業経費精算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、交付決定のあった日の属する年度の3月31日とする。

（補助金額の確定）

第7条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、交付決定の内容に照らし審査し、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該事業実施団体等に対し、規則第13条に定める補助金等確定通知書により通知するものとする。

（補助金等の交付請求）

第8条 事業実施団体等は、補助金の確定後、補助金の支払を受けようとするときは、規則第14条の規定により、請求書を市長に提出しなければならない。

2 事業実施団体等が補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すとともに、当該事業実施団体等に対し、佐久市「暮らしとしての農業」農家創出事業

補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

- (1) 事業実施団体等が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不適当であると市長が認めたとき。
- (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

□ 佐久市「暮らしとしての農業」農家創出事業補助金

身近に農業がある暮らしを通じて、健康長寿や生きがい・やりがいの創出、農業が持つ多様な機能の発揮などが期待される「暮らしとしての農業」に携わる農家を創出するために、市民が農業に触れる機会を提供する団体等を支援します。

○対象者

佐久市民を対象に、農業に触れる機会を提供する事業を実施する団体、個人

○対象事業

佐久市民向けに農業体験を提供する事業

※補助対象となった初年度から3年間事業を継続する見込みがあること。

○対象経費

上記事業に必要な経費

(資材費、消耗品費、会場使用料、保険料、種苗費、圃場の賃借料、PR 経費、謝礼など)

※種苗費、圃場の賃借料に関しては、体験を行う圃場の面積に見合うものを対象とします。

※謝礼は、市の規定(3,250 円/4 時間以内、6,500 円/1 日)を上限として、体験事業を行う時間と講師数で算出。

○補助金額

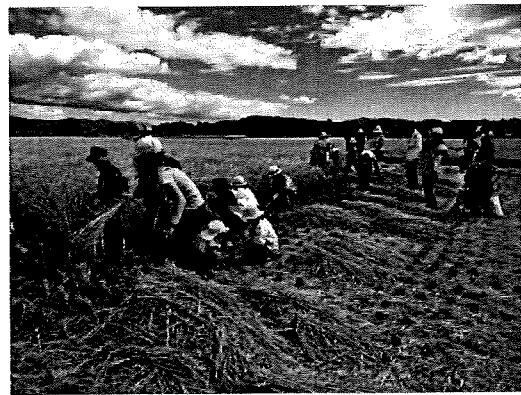
年度ごとに20万円を限度として交付します。(3年間で最大60万円)

○申請に必要な書類

- ・交付申請書
- ・実施計画書
- ・事業予算書
- ・事業計画書(事業のスケジュールや開催場所、経費の根拠などの詳細が分かるもの)
- ・誓約書



田んぼの生き物調査体験



稲刈り体験

令和5年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	果樹生産施設整備事業補助金		
事務事業名称	農業生産振興事業	事務事業コード	3113-1
所 管	經濟 部 農政 課 農業生産振興 係		

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(奨励的補助金)			
根拠法令等名称	佐久市農業振興事業補助金等交付要綱			法令種別	要綱	
始期	令和 3 年度 (経過年数 2 年)	終期設定	(有・無)	終期	令和 5 年度	
目的	果樹産地の発展を図るため、実証・普及に移されている果樹の新技術の導入に必要な、果樹の栽培施設の設置に対し補助金を交付する。					
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	リンゴの高密植栽培導入のためのトレリスの新設及び改修に要する経費、プルーンのジョイント栽培のためのトレリスの新設、シナノパールの果樹棚の新設 1/10以内					
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)					
	<input type="checkbox"/> 不特定団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人					
指標設定	名称(個人は除く)					
	設定の考え方	本事業を活用して整備した樹園地の面積を目標値とする			目標値	250a
指標	指標が数値でない場合の評価方法					

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
交付件数		3 件	3 件	
決算額(予算額)		443,230 円	223,283 円	2,100,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円	0 円
	一般財源	443,230 円	223,283 円	2,100,000 円
指標	目標値 (単位)	160 a	250 a	250 a
	実績値 (単位)	63 a	35 a	
	達成率	39.4 %	14.0 %	
指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する				

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	△	左記の理由、課題等	令和3、4年度は農業資材価格の高騰や資材不足などにより、年度内完了(納入)が難しいことで実施を諦めたため、目標達成には至らなかった。果樹振興において新品目や新技術の導入は必要であるため、令和5年度はJAと連携して果樹生産者に事業の周知を図っていく。
	有効性	△		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	完了
今後の取組方針	りんごの高密植栽培やももの疎植低樹高栽培など多収・省力化栽培や、シナノパールなど新品目の導入など、JA果樹部会等と協力して本事業の活用による樹園地整備を3年間事業を実施して、一定の推進が図れ、終期の令和5年度で廃止する予定。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 -：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

佐久市農業振興事業補助金等交付要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、農業及び水産業の振興を図るため、市長が適當と認める農業者及び農業者団体等が行う農業及び水産事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金等を交付することについて、佐久市補助金等交付規則(平成17年佐久市規則第40号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の種類、経費及び補助率等)

第2条 前条に規定する補助金等の交付の対象となる事業の種類、経費及び補助率等又は補助額等は、別表のとおりとする。

(交付の条件等)

第3条 次に掲げる事項は、補助金等の交付の条件とする。

- (1) 補助事業等の内容を次のように変更しようとするときは、速やかに市長に申請して、その承認を受けること。
 - ア 事業実施主体を変更しようとするとき。
 - イ 事業区分(種目)を新設し、又は廃止しようとするとき。
 - ウ 事業の施行場所を変更しようとするとき。
 - エ 事業区分(種目)ごとの事業量又は事業費の20パーセント以上(市長が別に定める場合は、その事業量又は事業費)の変更をしようとするとき。
 - オ 施設等の構造、能力等の変更をしようとするとき。
- (2) 補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとするとき又は補助事業等が予定の期間中に完了しないとき(遂行が困難になったときを含む。以下同じ。)は、速やかに市長に申請して、その承認を受けること。
- (3) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、財産管理規程等を定め、善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。
- (4) 農業者及び農業者団体等が行う工事の請負及び物品の購入は、競争入札による。ただし、施設等が特殊な場合又は事業実施主体の議決機関の同意を得たときは、この限りでない。
- (5) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入に当該補助事業等に係る補助率等を乗じて得た額を市に納付させることができる。
- (6) この補助事業等に係る帳簿又は証拠書類は、補助事業等が終了した年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。

2 市長は、前項に掲げるもののほか、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、経費の使用方法その他について条件を付することができる。

(補助金等交付申請書の様式、関係書類及び提出期限)

第4条 規則第3条に規定する申請書は、農業振興事業補助金等交付申請書(様式第1号)によるものとする。

- 2 前項の申請書には、収支予算書(様式第2号)、事業計画書等関係書類を添付するものとする。
- 3 前項に規定する書類の提出部数は1部とし、提出期限は別に定める。

(変更承認申請書の様式等)

第5条 第3条第1項第1号及び第2号の規定による承認申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類1部を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業等の内容を変更しようとする。
農業振興事業変更承認申請書(様式第3号)
- (2) 補助事業等を中止しようとする。
農業振興事業中止承認申請書(様式第4号)
- (3) 補助事業等を廃止しようとする。
農業振興事業廃止承認申請書(様式第5号)
- (4) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき。
農業振興事業完了期限延長承認申請書(様式第6号)

(申請の取下書の様式及び提出期限)

第6条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、農業振興事業補助金等交付申請取下書（様式第7号）1部を作成し、当該補助金の交付決定の通知を受けた日から15日以内に市長に提出して行うものとする。

(状況報告書の様式及び提出期限)

第7条 補助金等の交付決定を受けた者（以下「補助事業者等」という。）は、別に指定する日現在における事業の進ちょく状況について、農業振興事業実施状況報告書（様式第8号）1部を作成し、別に定める日までに市長に提出するものとする。

2 前項の規定により状況報告書を提出する事業は、別に指定するものとする。

(実績報告書の様式及び提出期限)

第8条 規則第12条に規定する実績報告書は、農業振興事業実績報告書（様式第1号）によるものとする。

2 前項に規定する報告書には、収支精算書（様式第2号）、実績書その他関係書類を添付するものとする。

3 前2項に規定する報告書の提出部数は1部とし、提出期限は、補助事業等の完了した日、若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

4 前3項の規定は、規則第14条の規定により是正措置がなされて報告する場合に準用する。

(補助金等の交付請求)

第9条 補助事業者等が補助事業等の完了後、補助金等の支払を受けようとするときは、農業振興事業補助金等交付請求書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

2 補助事業者等が補助金等の概算払を受けようとするときは、農業振興事業補助金等概算払請求書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

(返還期限延長申請書等)

第10条 規則第16条の規定による返還期限の延長の申請は、農業振興事業補助金等返還期限延長申請書（様式第11号）、返還の請求の取消の申請は、農業振興事業補助金等返還請求取消申請書（様式第12号）1部を市長に提出して行うものとする。

(延滞金の免除申請)

第11条 規則第17条第2項の規定による延滞金免除の申請は、農業振興事業補助金等延滞金免除申請書（様式第13号）1部を市長に提出して行うものとする。

(財産処分の制限等)

第12条 規則第19条第1項に規定する承認の申請は、農業振興事業財産処分承認申請書（様式第14号）1部を市長に提出して行うものとする。

2 規則第19条第1項第2号に規定する市長が指定するものは、取得価格の単価50万円以上のもの及び50万円未満で市長が別に指定するものとする。

3 規則第19条第2項第2号に規定する期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定めるところに準ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表（第2条関係）

1 農業振興事業

事業名	経費	補助率等又は補助額等
果樹生産施設整備事業	農業者団体が生産性向上のため実施する展示圃場への果樹棚設置に要する経費（令和6年2月29日までに支出した経費に限る。）	3分の1以内
	個人又は農業法人若しくは農業者団体が生産性向上のため実施する果樹棚又はトレリスの設置又は改修に要する経費（令和6年2月29日までに支出した経費に限る。）	10分の1以内

事 業 実 績 書

補助事業者等の名称	農業者 1	
事 業 の 目 的	果樹生産者の生産意欲向上と収穫量の増加を目的とし、実証・普及に移されている果樹の新技術の導入に必要な果樹の栽培施設の設置を推進する。	
事業の内容	リンゴの高密植栽培の導入のためのトレリスの新設 ・設置地区 佐久市協和390-1 ・設置面積 新設 1, 479m ² (トレリス延長324m)	
事 業 の 実 施 期 間	令和5年2月20日～令和5年3月17日	
事 業 費	856, 150円	
経 費 の 配 分	市補助金等	85, 615円
	その 他	770, 535円
備 考		

事 業 実 績 書

補助事業者等の名称	農業者2	
事 業 の 目 的	果樹生産者の生産意欲向上と収穫量の増加を目的とし、実証・普及に移されている果樹の新技術の導入に必要な、果樹の栽培施設の設置を促進する。	
事業の内容	リンゴの高密植栽培の導入のためのトレリス等の改修 ・設置地区 佐久市塚原239-1 ・設置面積 新設 2,030 m ² (トレリス延長416m)	
事業の実施期間	令和4年10月30日から令和5年3月17日	
事 業 費	1,376,688円	
経 費 の 配 分	市補助金等	137,668円
	そ の 他	1,239,020円
備 考		

令和5年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	佐久地区労働者福祉協議会補助金		
事務事業名称	雇用確保安定事業	事務事業コード	3511-1
所 管	経済 部 商工振興 課 商業振興・雇用 係		

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	団体育成運営補助金		
根拠法令等名称	佐久地区労働者福祉協議会補助金交付要綱			法令種別	要綱
始期	平成 17 年度 (経過年数 18 年)		終期設定 (有・無)	終期	令和 年度
目的	労働者の福祉の充実と生活の安定を図るための事業を推進する				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	<p>【補助対象経費】: 補助対象事業(労働者相互の親睦促進に資するイベント等)に要する経費 【補助率】: 補助対象経費の2分の1に相当する額に人口割を乗じて得た額(75万円を限度額とする。)</p>				
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input checked="" type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの) <input type="checkbox"/> 不特定団体 <input type="checkbox"/> 個人				
	名称(個人は除く)	佐久地区労働者福祉協議会			
指標設定	設定の考え方	勤労者の共同・連帯を図るための活動の実施回数		目標値	6回
	指標が数値でない場合の評価方法	-			

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
交付件数		1 件	1 件	-
決算額(予算額)		49,000 円	39,000 円	750,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円	0 円
	一般財源	49,000 円	39,000 円	750,000 円
指標	目標値 (単位)	6 回	6 回	6 回
	実績値 (単位)	2 回	1 回	-
	達成率	33.0 %	16.7 %	-
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する			

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	△	左記の理由、課題等	達成率が低いが、新型コロナウイルス感染症の影響により事業が中止になった等の理由による。
	有効性	△		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	手法等の見直し
今後の取組方針	佐久地区的勤労者及び地域住民の福祉増進に関する事業の安定した運営を支援することで、行政目的を達成するための施策の1つとして一定の効果が認められる。新型コロナウイルス感染症の影響により事業が中止になったため、繰越金が高額になっている。団体育成運営補助金の支出基準に照らし、適正化を図るため、交付条件の付記、返還条項等の設定等を行うなど、見直しを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	×
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	○
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 -：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤佐久地区の勤労者及び地域住民の福祉増進に関する事業の安定した運営を支援する必要があるため、引き続き継続していく。ただし、市単独補助金は原則終期の設定が必要とのことから、終期を定めるとともに、活動内容や、交付実績などを分析し一定数以上の効果が得られるよう、制度のあり方について見直しを行う。

⑥新型コロナウイルス感染症の影響により事業が中止になったため、繰越金が高額になっている。団体育成運営補助金の支出基準に照らし、適正化を図るため、交付条件の付記、返還条項等の設定等を行うなど、見直しを行う。

○佐久地区労働者福祉協議会補助金交付要綱

平成29年3月17日告示第25号

(趣旨)

第1条 この要綱は、労働者の福祉の増進と生活の安定を図るため、佐久地区労働者福祉協議会（以下「補助対象者」という。）が実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、人口割とは、当該年度の4月1日（以下「基準日」という。）における佐久市の人口を、佐久広域連合を組織する市町村の基準日における人口の合計で除して得た割合をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費とする。ただし、長野県労働者福祉協議会その他の団体等からの交付金、負担金、補助金等の額並びに食糧費及び景品、商品等の経費については、補助対象経費から除くものとする。

- (1) 労働者相互の親睦又は地域間若しくは職域間の交流を促進するために開催するイベント又はスポーツ活動
- (2) 労働者の労働環境又は生活環境を改善し、又は向上させるために開催するイベント、研修会等
- (3) 社会的、経済的課題等に対する見識を深めるために開催する各種研修会、セミナー等
- (4) 福祉ボランティア活動等の地域貢献に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める事業

(補助金の額及び補助率等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額に人口割を乗じて得た額とする。ただし、75万円を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の額を切り捨てるものとする。

(実績報告書の添付書類)

第5条 規則第12条の補助事業等実績報告書に添えて提出する書類は、同条の事業実績書のほか、収支決算書及び事業収支内訳書とする。

(書類等の整備)

第6条 補助対象者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を整備し、交付決定の日から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

II. 2022年度決算報告・会計監査報告

2022年度決算報告

(2022年4月1日～2023年3月31日)

<収入の部>

科目	項目	2022年度 予算	2022年度 決算	増減	備考
	前年度繰越金	1,026,912	1,026,912	0	
団体会費	連合佐久地協	77,380	77,380	0	
	佐久地区労組会議	9,200	9,200	0	
	佐久地区労働組合評議会	14,480	14,480	0	
	佐久地区労働組合連合会	28,000	28,000	0	
	労金佐久・小諸支店	60,000	60,000	0	
	こくみん共済coop	60,000	60,000	0	
	小計	249,060	249,060	0	
自治体補助金	佐久市	163,000	163,000	0	予算ベースの補助金
	小諸市	68,000	68,000	0	予算ベースの補助金
	小計	231,000	231,000	0	
交付金	地区交付金・ジョブ長野	650,000	631,997	-18,003	県労福協交付金20万円・光熱費補助 221,873円他
	労働者体育大会運営費	0	0	0	中止
	県暮らしサポートセンター	150,000	0	-150,000	中止
	小計	800,000	631,997	-168,003	
参加費	労働者体育大会	0	0	0	中止
	青年女性交流会	100,000	0	-100,000	中止
	新春交歓会	300,000	0	-300,000	中止
	総会	10,000	0	-10,000	書面総会
	小計	410,000	0	-410,000	
	雑 収 入	10,000	2,228	-7,772	預金利息・出資配当金・返戻金他
	合 計	2,726,972	2,141,197	-585,775	

<支出の部>

科目	項目	2022年度 予算	2022年度 決算	増減	備考
事業費	メーデー助成金	200,000	200,000	0	
	労働者体育大会	0	0	0	中止
	ライフプラン研修会	180,000	0	-180,000	中止
	青年女性交流会	230,000	0	-230,000	中止
	労働者フェスティバル	100,000	0	-100,000	中止
	新春交歓会	400,000	0	-400,000	中止
	小計	1,110,000	200,000	-910,000	
事務経費	給水光熱・通信費	370,000	382,145	12,145	電話・電気・水道・切手等
	会議費	130,000	5,470	-124,530	書面総会
	保安費	132,000	132,000	0	事務所セコム代
	旅費・日当	50,000	18,900	-31,100	専従者ガソリン代含む
	備品費・消耗品費・雑費	100,000	58,374	-41,626	コピー用紙・文具・日用品・お茶代
	小計	782,000	596,889	-185,111	
雑損失	補助金返戻金(佐久市)	90,000	90,000	0	2021年度返戻金
	補助金返戻金(小諸市)	38,000	38,000	0	2021年度返戻金
	次期繰越金	706,972	1,216,308	509,336	
	合計	2,726,972	2,141,197	-585,775	

第2号議案

2023年度予算（案）

2023年度予算

(2023年4月1日～2024年3月31日)

<収入の部>

科目	項目	2023年度 予算	2022年度 予算	増減	備考
	前年度繰越金	1,216,308	1,026,912	189,396	
団体会費	連合佐久地協	75,500	77,380	-1,880	3,775×20円
	佐久地区労組会議	9,140	9,200	-60	457×20円
	佐久地区労働組合評議会	13,440	14,480	-1,040	672×20円
	佐久地区労働組合連合会	28,000	28,000	0	1400×20円
	労金佐久・小諸支店	60,000	60,000	0	
	こくみん共済coop	60,000	60,000	0	
	小計	246,080	249,060	-2,980	
自治体補助金	佐久市	204,000	163,000	41,000	予算ベースの補助金
	小諸市	85,000	68,000	17,000	予算ベースの補助金
	小計	289,000	231,000	58,000	
交付金	地区交付金・ジョブ長野	650,000	650,000	0	県労福協交付金・光熱費補助
	勤労者体育大会運営費	70,000	0	70,000	県体育大会運営費
	県暮らしサポートセンター	150,000	150,000	0	文化講演会費用補助
	小計	870,000	800,000	70,000	
参加費	勤労者体育大会	62,000	0	62,000	3000×10(野球)10・2000×16(ハドミントン・バレー ホール・テニス・ソフトバレー)
	青年女性交流会	60,000	100,000	-40,000	交流会参加費2000円×30名
	新春交歓会(交流会)	0	300,000	-300,000	(再検討)
	総会	0	10,000	-10,000	
	小計	122,000	410,000	-288,000	
	雑 収 入	10,000	10,000	0	預金利息・出資配当金他
	合 計	2,753,388	2,726,972	26,416	

<支出の部>

科目	項目	2023年度 予算	2022年度 予算	増減	備考
事業費	メーデー助成金	200,000	200,000	0	
	勤労者体育大会	250,000	0	250,000	2019年度予算(20万円)+5万円
	各種セミナー・講演会	180,000	180,000	0	定年前セミナー・文化講演会他
	青年女性交流会	230,000	230,000	0	交流会・学習会
	勤労者フェスティバル	100,000	100,000	0	ろうきんアニメ祭り共催
	新春交歓会	0	400,000	-400,000	(再検討)
	小計	960,000	1,110,000	-150,000	
事務経費	給水光熱・通信費	400,000	370,000	30,000	電話・電気・水道等
	会議費	200,000	130,000	70,000	定期総会・幹事会等
	保安費	132,000	132,000	0	事務所セコム代
	旅費・日当	50,000	50,000	0	
	備品費・消耗品費・雑費	100,000	100,000	0	コピー用紙・文具・日用品・お茶代
	小計	882,000	782,000	100,000	
雑損失	補助金返戻金(佐久市)	124,000	90,000	34,000	2022年度補助金返戻金
	補助金返戻金(小諸市)	52,000	38,000	14,000	2022年度補助金返戻金
	予備費	735,388	706,972	28,416	
	合計	2,753,388	2,726,972	26,416	

令和5年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	商工業活性化事業(商工会議所・商工会運営事業)補助金		
事務事業名称	商工業振興事業	事務事業コード	3211-1
所 管	経済 部 商工振興 課 商業振興・雇用 係		

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	団体育成運営補助金		
根拠法令等名称	佐久市商工業振興条例施行規則			法令種別	規則
始期	平成 17 年度 (経過年数 18 年)	終期設定	(有・無)	終期	令和 年度
目的	商業振興のための各種事業を行う商工会議所等に対する補助				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	対象経費の30%以内				
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input checked="" type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)				
	<input type="checkbox"/> 不特定団体 <input type="checkbox"/> 個人				
指標設定	設定の考え方	—			目標値
	指標が数値でない場合の評価方法	各商工団体からの完了報告により商業振興に寄与するための事業が行われているか活動内容を確認する			—

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
交付件数	4 件	4 件	—	
決算額(予算額)	9,638,200 円	9,648,400 円	9,686,000 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金) 一般財源	0 円 9,638,200 円	0 円 9,648,400 円	0 円 9,686,000 円
指標	目標値 (単位) 実績値 (単位) 達成率	— — — %	— — — %	— — —
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	市内商業振興に寄与するイベントや取り組みが各商工団体によって企画され行われた	市内商業振興に寄与するイベントや取り組みが各商工団体によって企画され行われた	市内商業振興に寄与するイベントや取り組みが、各商工団体の企画により実施される

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	本補助金により、商工団体の安定的な運営が行われている。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により事業が中止になった等の理由により、繰越金が高額になっており、補助金支出の観点からは課題がある。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	手法等の見直し
今後の取組方針	行政目的を達成するための施策の一つとして、一定の効果が認められるため、当面の間継続するが、自主財源の確保や効果的な運営が行われるよう、適宜、指導・助言を行う。新型コロナウイルス感染症の影響により事業が中止になつたため繰越額が高額となつてのことから、団体育成運営補助金の支出基準に照らし、適正化を図るため、交付条件の付記、返還条項等の設定等を行うなど、見直しを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	×
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	○
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○
※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 -：該当なし		
【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】		
⑤⑥佐久市商工業振興条例施行規則に基づき交付しているが、複数の補助金が併記されており、それぞれの補助金について詳細な条項が記載しにくい状況にある。現時点において終期設定がなされていないこと及び、新型コロナウィルス感染症の影響により事業が中止になったため繰越額が高額となっていることにより、不適合となっていることから、要綱を定め終期を設定するとともに、団体育成運営補助金の支出基準に照らし、適正化を図るために、交付条件の付記、返還条項等の設定等を行うなど、見直しを行う。		

○佐久市商工業振興条例

(補助金の交付)

第3条 市長は、次に掲げる商工業振興事業について、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

(1) 商工業活性化事業

(2) 小規模事業者経営指導事業

(13) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業

2 前項第1号から第8号までに掲げる事業は、商工団体又は商工業者が共同で行うものに限るものとする。ただし、規則で定める事業については、この限りでない。

3 同一の事業について、前項に掲げる複数の事業に係る補助金を同時に受けることはできない。

(助成の取消し等)

第5条 市長は、第3条第1項に規定する補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の対象となった事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止したとき。

(5) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

○佐久市商工業振興条例施行規則

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(2) 商工会議所 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所をいう。

(3) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会をいう。

(補助金の対象及び補助率等)

第3条 条例第3条に規定する補助金の対象及び補助率等は、別表のとおりとする。

2 市長は、国、県等の補助金の交付の対象となる事業及び特に必要と認める事業については、前項の規定にかかわらず補助金の額を増減することができる。

(補助金の返還額の算定方法)

第12条 条例第5条の規定により返還させる補助金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、災害等補助事業者の責任によらない事由により同条各号のいずれかに該当することとなったときは、当該事由を勘案して市長が定める額とする。

(2) 前号に掲げる場合のほか、補助事業者が条例第5条各号のいずれかに該当するとき 市長が別に定める額

別表（第3条関係）

佐久市商工業振興事業補助金一覧

区分	補助対象	補助率等
商工業活性化事業	1 商工業活性化のために市内全域又は旧市町村の区域を対象として行われる事業	対象経費の30パーセント以内
小規模事業者経営指導事業	商工会議所及び商工会が行う小規模事業者に対する総合的な経営指導事業	県補助金総額の3分の1以内
上記のほか、市長が特に必要と認める事業		その都度市長が別に定める。

令和4年度 一般会計決算書(案)

自 令和4年4月 1日

至 令和5年3月31日

(単位:円)

収入の部

科 目		令和4年度 決算額	三次補正予算書	比較増減(△)	備考 ()内三次補正予算額 単位:千円
款	項				
1 会 費	28,784,000	28,700,000	84,000		
	1 会 費	28,639,000	28,500,000	139,000	
	2 過年度分	145,000	200,000	△ 55,000	
2 特定商工業者負担金	841,000	810,000	31,000		
	1 負 担 金	840,000	805,000	35,000	
	2 過年度負担金	1,000	5,000	△ 4,000	
3 事業収入	5,813,966	5,050,000	763,966		
	1 検 定 料	806,403	800,000	6,403	簿記・P C・プログラミング 他
	2 広 告 料	2,753,403	2,000,000	753,403	会報広告
	3 総合イベント 負担金	2,254,160	2,250,000	4,160	さく市出展企業負担金 777 (700) さく市スポンサーPR等 1,477 (1,550)
4 交 付 金	12,704,250	11,838,000	866,250		
	1 佐久市補助金	9,838,000	9,838,000	0	商工会議所運営事業(市) 4,838 (4,838) これからのもちコーディネーター事業 5,000 (5,000)
	2 負 担 金	2,866,250	2,000,000	866,250	佐久市より総合イベント開催負担金 2,866 (2,000)
5 負担金	325,000	300,000	25,000		
	1 負担金	325,000	300,000	25,000	発酵食品PRチラシ負担金 54 (100) 飲食店PR事業等 271 (200)
6 受 託 費	700,000	700,000	0		
	1 受 託 費	700,000	700,000	0	佐久税務署管内 青色申告会連合会 200 (200) 佐久青色申告会 200 (200) (社)佐久法人会佐久市支部 200 (200) ゆめ佐久カード(協) 100 (100)
7 繰 入 金	8,000,000	8,000,000	0		
	1 繰 入 金	8,000,000	8,000,000	0	収益会計 8,000 (8,000)
8 雜 収 入	432,155	399,232	32,923		
	1 雜 収 入	432,111	394,232	37,879	
	2 預金利息	44	5,000	△ 4,956	
9 繰 越 金	12,102,768	12,102,768	0		
	1 繰 越 金	12,102,768	12,102,768	0	
合 計	69,703,139	67,900,000	1,803,139		

(単位：円)

科 目	令和4年度決算額	三次補正予算額	比較増減(△)	備考 () 内三次補正予算額 単位：千円
款項 目				
1 事業費	42,226,034	45,350,000	△ 3,123,966	
1 一般事業費	23,953,277	27,650,000	△ 3,696,723	
1 総合振興費	1,310,463	1,900,000	△ 589,537	関係機関・団体との連絡推進費 730 (1,300) その他総合振興費 580 (600)
2 商工振興費	13,649,373	15,300,000	△ 1,650,627	ものづくり関連事業費 5,216 (5,500) 人材育成・確保支援事業費 1,068 (1,200) 建設・住宅活力創出支援費※1 445 (500) 商店街再生関連支援事業費 2,769 (3,000) 物産振興対策費 840 (700) 料飲・旅館業活力創出事業 3,190 (4,000) その他商工振興対策費 121 (400)
3 観光振興推進費	794,440	1,800,000	△ 1,005,560	街道観光推進事業費 62 (500) 佐久市観光協会事業支援費 276 (800) その他観光対策費 456 (500)
4 検定事業費	480,425	1,150,000	△ 669,575	簿記・P.C・プログラミング 他
5 調査・広報費	4,426,196	5,000,000	△ 573,804	会報・各種調査
6 部会活動費	2,969,861	2,000,000	969,861	
7 組織拡大費	237,000	400,000	△ 163,000	
8 法定台帳作成 管理運用費	85,519	100,000	△ 14,481	
2 特別事業費	18,272,757	17,700,000	572,757	
1 会員感謝祭	1,936,635	2,000,000	△ 63,365	
2 さく市※2	7,836,122	7,000,000	836,122	
3 地域・まちなか商業 活性化支援事業費	8,500,000	8,500,000	0	これからのまちコーディネーター事業 8,500 (8,500)
4 その他特別事業費	0	200,000	△ 200,000	
2 管理費	13,678,979	15,870,000	△ 2,191,021	
1 給与費	3,622,267	3,570,000	52,267	
1 奉給・賞与	2,610,000	2,610,000	0	内法定台帳分 700
2 諸給	140,000	140,000	0	
3 雑給	872,267	820,000	52,267	
2 福利厚生費	488,410	350,000	138,410	
1 法定福利費	488,110	250,000	238,110	
2 福利厚生費	300	100,000	△ 99,700	
3 旅費交通費	1,167,830	1,100,000	67,830	
1 旅費交通費	1,167,830	1,100,000	67,830	

科 目	令和4年度決算額	三次補正予算額	比較増減(△)	備 考
款項 目	() 内二次補正予算額 単位:千円			
4 事務費	3,185,004	4,300,000	△ 1,114,996	
1 通信費	626,589	900,000	△ 273,411	
2 消耗品費	329,780	550,000	△ 220,220	
3 図書費	285,951	500,000	△ 214,049	
4 情報化事務費	1,238,017	1,600,000	△ 361,983	
5 選挙費	516,380	600,000	△ 83,620	
6 事務諸費	188,287	150,000	38,287	
5 会議費	3,085,728	3,300,000	△ 214,272	
1 会議費	3,085,728	3,300,000	△ 214,272	議員総会費 1,918 (1,500) 常議員会費 112 (500) 委員会費 216 (300) その他会議費 839 (1,000)
6 涉外費	402,982	500,000	△ 97,018	
1 涉外費	402,982	500,000	△ 97,018	慶弔費 ほか
7 車輌費	130,423	150,000	△ 19,577	
1 車輛維持費	130,423	150,000	△ 19,577	軽トラック1台 任意保険、車検代、燃料代ほか
8 公課分担金	1,437,990	2,100,000	△ 662,010	
1 分担金	1,437,990	2,100,000	△ 662,010	
9 職員研修費	158,345	500,000	△ 341,655	
1 職員研修費	158,345	500,000	△ 341,655	
3 退職給与	300,000	300,000	0	
1 退職給与積立金	300,000	300,000	0	
1 退職給与積立金	300,000	300,000	0	
4 雑費	240,250	300,000	△ 59,750	
1 雑費	240,250	300,000	△ 59,750	
1 雜費	240,250	300,000	△ 59,750	
5 予備費	0	6,080,000	△ 6,080,000	
1 予備費	0	6,080,000	△ 6,080,000	
1 予備費	0	6,080,000	△ 6,080,000	
合計	56,445,263	67,900,000	△ 11,454,737	

収入計	支出計	次期繰越金
69,703,139	56,445,263	13,257,876



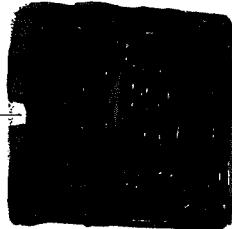
長野県指令 4 産政第24号の 2

所在地 佐久市中込2976-4
団体名 佐久商工会議所

令和4年5月18日付け長野県指令4産政第24号で交付決定した令和4年度小規模事業経営支援事業費補助金については、令和4年12月20日付けで提出のあった補助事業計画変更承認申請書のとおり計画変更を承認し、金36,729,000円を次の条件を付して交付します。

令和5年(2023年)1月26日

長野県知事 阿部 守



(条件)

令和4年5月18日付け長野県指令4産政第24号のとおりとする。



商工会会長 様
商工会議所会頭 様



4 産政第18号

令和4年(2022年)4月1日

長野県産業労働部長

令和4年度小規模事業経営支援事業費補助金の内示について（通知）

このことについて、配分基準額を別添のとおりとし、下記のとおり内示します。
つきましては、下記により交付申請書を提出してください。

記

1 内示額

商工会等名	補助金内示額
田代町商工会	17,996,000円

2 提出期限

令和4年4月15日（金）

3 提出先

貴商工会又は商工会議所の所在地を管轄する地域振興局商工観光課長あて

4 提出部数

商工会 3部 商工会議所 2部

5 留意事項

- (1) 補助事業は計画的に実施し、補助金の有効活用を図ってください。
なお、職員旅費の日当、食糧費（会議費の菓子代・食事代等）、視察費（旅費、車両借上料等）は補助対象となりませんので、特に留意してください。
- (2) 商工会議所においては、中小企業相談所の設置が明確であると認められる組織図、事務局分担表等を添付してください。

産業政策課 団体・サービス産業振興係 (課長) 合津 俊雄 (担当) 滝澤 俊 電 話 026-235-7218 (直通) ファクシミリ 026-235-7496 電子メール sansei@pref.nagano.lg.jp
--



署
名



4 産政第18号
令和4年(2022年)4月1日

商工会会長 様
商工会議所会頭 様

長野県産業労働部



令和4年度小規模事業経営支援事業費補助金の内示について（通知）

のことについて、配分基準額を別添のとおりとし、下記のとおり内示します。
つきましては、下記により交付申請書を提出してください。

記

1 内示額

商工会等名	補助金内示額
浅科商工会	10,222,000円

2 提出期限

令和4年4月15日（金）

3 提出先

貴商工会又は商工会議所の所在地を管轄する地域振興局商工観光課長あて

4 提出部数

商工会 3部 商工会議所 2部

5 留意事項

- (1) 補助事業は計画的に実施し、補助金の有効活用を図ってください。
なお、職員旅費の日当、食糧費（会議費の菓子代・食事代等）、視察費（旅費、車両借上料等）は補助対象となりませんので、特に留意してください。
- (2) 商工会議所においては、中小企業相談所の設置が明確であると認められる組織図、事務局分担表等を添付してください。

産業政策課 団体・サービス産業振興係 (課長) 合津 俊雄 (担当) 滝澤 俊 電 話 026-235-7218 (直通) ファクシミリ 026-235-7496 電子メール sansei@pref.nagano.lg.jp
--



4 産政第18号
令和4年(2022年)4月1日

商工会会長 様
商工会議所会頭 様

長野県産業労働部長

令和4年度小規模事業経営支援事業費補助金の内示について（通知）

このことについて、配分基準額を別添のとおりとし、下記のとおり内示します。
つきましては、下記により交付申請書を提出してください。

記

1 内示額

商工会等名	補助金内示額
佐久市望月商工会	16,330,000円

2 提出期限

令和4年4月15日（金）

3 提出先

貴商工会又は商工会議所の所在地を管轄する地域振興局商工観光課長あて

4 提出部数

商工会 3部 商工会議所 2部

5 留意事項

(1) 補助事業は計画的に実施し、補助金の有効活用を図ってください。

なお、職員旅費の日当、食糧費（会議費の菓子代・食事代等）、視察費（旅費、車両借上料等）は補助対象となりませんので、特に留意してください。

(2) 商工会議所においては、中小企業相談所の設置が明確であると認められる組織図、事務局分担表等を添付してください。

産業政策課 団体・サービス産業振興係
(課長) 合津 俊雄 (担当) 滝澤 俊
電 話 026-235-7218 (直通)
ファクシミリ 026-235-7496
電子メール sansei@pref.nagano.lg.jp

令和4年度 一般会計収支決算書
(自 令和4年4月1日～至 令和5年3月31日)

収入総額	46,334,788 円
支出総額	39,602,423 円
差引残額	6,732,365 円

< 収入の部 >

(単位:円)

科 目	当初予算額	補正予算額	決 算 額	増 減 (△は減)	備 考
大分類 中分類 小分類					
1.補助金等収入	25,690,400	25,687,000	25,687,000	0	
県補助金	17,996,000	17,996,000	17,996,000	0	小規模事業支援事業費・指導環境推進費
市補助金	7,694,400	7,691,000	7,691,000	0	人件費・事務費・運営事業費
2.会費・手数料収入	12,059,283	12,882,683	14,107,471	1,224,788	
会 費	5,000,000	5,000,000	5,076,410	76,410	支部会費含む
手 数 料	2,545,000	2,545,000	2,817,928	272,928	
記帳指導手数料	2,500,000	2,500,000	2,770,760	270,760	
その他の手数料	45,000	45,000	47,168	2,168	コピー・文書作成料
中小企業共済制度受託料	85,000	90,000	143,220	53,220	
小規模企業共済受託料	80,000	80,000	121,055	41,055	
倒産防止共済受託料	5,000	10,000	22,165	12,165	
商工貯蓄共済事業等受託料	2,250,000	2,350,000	2,633,721	283,721	
一般受託料	1,550,000	1,900,000	2,359,552	459,552	
労働保険手数料	450,000	450,000	532,070	82,070	
労働保険報奨金	300,000	300,000	398,000	98,000	
特定退職金共済手数料	50,000	50,000	66,192	16,192	
受託団体手数料	100,000	100,000	100,000	0	法人会・青申会
その他の手数料	650,000	1,000,000	1,263,290	263,290	県福祉共済・火災共済・エネコス等申請手数料他
一般使用料	30,000	5,000	5,000	0	会館使用料
商業事業分担金	540,000	600,000	626,400	26,400	歳末販売促進事業
雑 収 入	59,283	392,683	445,240	52,557	小満祭実行委員会・利息他
3.受託料収入	0	0	0	0	
市事業受託料	0	0	0	0	工業展中止
4.前期繰越収支差額	6,540,317	6,540,317	6,540,317	0	
収 入 の 合 計	44,290,000	45,110,000	46,334,788	1,224,788	

<支出の部>

(単位:円)

科 目	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	決 算 額	増 減 (△は減)	備 考
大分類 中分類 小分類					
1.小規模事業支援事業職員設置費	12,810,000	12,610,000	12,459,452	△ 150,548	人件費・福利厚生費
2.小規模事業支援事業指導事業費	7,770,000	7,570,000	6,263,204	△ 1,306,796	
旅 費	100,000	100,000	76,130	△ 23,870	
指導旅費	50,000	20,000	5,400	△ 14,600	
研修旅費	50,000	80,000	70,730	△ 9,270	
指導事務費	2,200,000	2,000,000	1,504,400	△ 495,600	印刷関連費・消耗品・通信費・燃料費他
指導事業費	420,000	420,000	121,180	△ 298,820	
講習会等開催費	320,000	320,000	99,000	△ 221,000	講師謝金
金融指導事務費	100,000	100,000	22,180	△ 77,820	金融相談諸費用
小規模事業施策普及費	230,000	230,000	54,498	△ 175,502	ビジネスノート・PRポスター
記帳指導職員等指導手当	4,820,000	4,820,000	4,506,996	△ 313,004	
3.指導環境推進費	6,300,000	6,300,000	6,074,318	△ 225,682	事務局長設置費・福利厚生費・環境整備費
4.経営改善普及事業指導管理費	1,750,000	1,690,000	1,190,960	△ 499,040	
一元化共通費	50,000	50,000	32,650	△ 17,350	給与一元化に伴う費用
負担金	100,000	200,000	196,450	△ 3,550	南佐久G一般事業負担金
記帳機械化システム費	250,000	250,000	177,679	△ 72,321	記帳指導事業経費・システム負担金
雑 費	1,350,000	1,190,000	784,181	△ 405,819	福利環境整備費他
5.地域総合振興事業費	9,970,000	9,420,000	7,297,661	△ 2,122,339	
総合振興費	1,600,000	1,100,000	542,716	△ 557,284	産業支援センター・夏祭り・謹賀新年ポスター 小満祭・新春パーティ(中止)
商業振興費	2,230,000	2,230,000	2,203,114	△ 26,886	小満祭キーホルダー事業・歳末販売促進事業 祇園神社開運費他
工業振興費	500,000	500,000	8,216	△ 491,784	SAKUメッセ通知代・工業展(中止)
観光振興費	110,000	110,000	110,000	0	青年部福井山美化事業助成・観光協会費
金融対策費	70,000	70,000	11,700	△ 58,300	
経営・税務対策費	100,000	100,000	100,000	0	法人会・青申会育成事業
労務対策費	150,000	150,000	129,920	△ 20,080	永年勤続表彰・労働保険関係諸費用
広報活動費	1,000,000	1,000,000	837,449	△ 162,551	年4回会報発行費・委員会諸費用他
福利厚生対策費	400,000	400,000	274,236	△ 125,764	人間ドック・検診費用助成 会員マレットゴルフ・ゴルフ大会
青年部・女性部対策費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	青年部・女性部活動費
委員会活動費	50,000	50,000	0	△ 50,000	
支部活動費	1,450,000	1,450,000	1,240,670	△ 209,330	支部事業費・活動費
商工貿易共済事業等推進費	700,000	700,000	498,390	△ 201,610	加入促進事業費・前納報奨金・宿泊費用助成他
一般共済事業推進費	10,000	10,000	330	△ 9,670	
役員調査研修費	400,000	400,000	340,920	△ 59,080	役員研修事業費・月刊商工会誌
協賛事業費	200,000	150,000	0	△ 150,000	

科 目	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	決 算 額	増 減 (△は減)	備 考
大分類 中分類 小分類					
6.管 理 費	5,630,000	7,460,000	6,316,616	△ 1,143,384	
役員費用弁償費	550,000	550,000	330,000	△ 220,000	三役会・理事会
旅 費	150,000	150,000	91,790	△ 58,210	役職員会議等出席旅費
事 務 費	400,000	400,000	193,216	△ 206,784	図書費・通信費・消耗品他
会館管理費	1,300,000	3,500,000	3,403,456	△ 96,544	冷暖房設備・水道光熱費・清掃・警備・防火管理費
総 会 費	350,000	350,000	75,012	△ 274,988	総会資送付通信費
会 議 費	300,000	300,000	200,617	△ 99,383	監査会・理事会諸費用他
涉 外 費	300,000	200,000	180,355	△ 19,645	支部祝儀・慶弔費・来客対応費用他
福利厚生費	550,000	600,000	586,400	△ 13,600	役員福祉共済掛金・互助会費他
負 担 金	1,370,000	1,050,000	923,910	△ 126,090	県連・支部・南佐久G・諸会議負担金他
支 払 手 数 料	50,000	50,000	24,006	△ 25,994	振替・振込・残高証明手数料
雑 費	310,000	310,000	307,854	△ 2,146	福利環境整備費他
7.事業運営引当費	10,000	10,000	212	△ 9,788	事業運営引当預金利息
8.予 備 費	50,000	50,000	0	△ 50,000	
支 出 の 合 計	44,290,000	45,110,000	39,602,423	△ 5,507,577	

*科目NO1～4まで小規模事業者経営指導事業費

*科目NO5～8まで臼田町商工会運営事業費

この決算書は、令和5年度 通常総会において承認を求めます。

令和5年 3月31日
臼田町商工会
会長 鈴木



令和4年度収支決算書

収入総額	34,447,022	円
支出総額	32,516,618	円
差引残額	1,930,404	円

令和4年4月 1日から
令和5年3月31日まで

収入の部

科 目		当 初 予算額 (円)	補正額 (円)	補正後 予算額 (円)	決算額 (円)	増 減 (円)	備 考
大分類	小分類						
1補助金等収入		24,337,100	0	24,337,100	23,737,100	△ 600,000	
	1県補助金	16,330,000	0	16,330,000	16,330,000	0	小規模事業経営支援事業補助金
	2市補助金	8,007,100	0	8,007,100	7,407,100	△ 600,000	小規模事業経営指導事業補助金 5,443,000 商工会運営事業補助金 1,664,100 新年!消費者還元お宝市補助金 300,000
2会費手数料等 収入		8,255,695	0	8,255,695	8,802,717	547,022	
	1会費	3,500,000	0	3,500,000	3,373,500	△ 126,500	
	2手数料	1,600,000	0	1,600,000	1,467,500	△ 132,500	記帳代行手数料 1,307,500 団体業務委託手数料 160,000
	3中小企業共済制度 受託料	100,000	0	100,000	100,793	793	小規模企業共済 94,853 倒産防止共済 5,940
	4商工貯蓄共済事業等 受託料	1,450,000	0	1,450,000	1,305,064	△ 144,936	商工貯蓄共済 1,205,315 会員福祉共済 99,749
	5一般受託料	1,300,000	0	1,300,000	1,525,989	225,989	労働保険報奨金 487,400 労働保険手数料 215,594 傷害共済 500,786 特定退職金共済 76,014 火災共済ほか 246,195
	6使用料	140,000	0	140,000	142,200	2,200	会館使用料 129,600 テント使用料 12,600
	7雑収入	165,695	0	165,695	887,671	721,976	利息、資料作成、コピー代 プレミアム商品券事務手数料 望月スタンプ会 ほか
3前期繰越収支 差額		1,907,205	0	1,907,205	1,907,205	0	
	1 前期繰越収支差額	1,907,205	0	1,907,205	1,907,205	0	
合 計		34,500,000	0	34,500,000	34,447,022	△ 52,978	

支出の部

科 目		当 初 予算額 (円)	補 正 額 (円)	補 正 後 予算額 (円)	決 算 額 (円)	増 額 (円)	備 考
大分類	小分類						
1 小規模事業支援事業職員設置費		12,738,927	0	12,738,927	12,866,849	127,922	
	1 换助対象職員設置費	11,910,192	0	11,910,192	11,877,330	△ 32,862	
	2 超過勤務手当	800,000	0	800,000	773,010	△ 26,990	福利厚生費、退職積立等
	3 福利厚生費	28,735	0	28,735	216,509	187,774	
2 小規模事業支援事業指導事業費		4,520,000	0	4,520,000	4,288,284	△ 231,716	
	1 旅費	20,000		20,000	31,980	11,980	
	2 事務費	1,300,000		1,300,000	1,985,054	685,054	事務消耗品・通信費ほか
	4 指導事業費	3,000,000	0	3,000,000	2,205,166	△ 794,834	講習会開催費 289,211 会議指導事務費 116,320 記帳指導職員手当 1,799,636
	5 小規模事業施策普及費	200,000	0	200,000	66,084	△ 133,916	
3 経営改善普及事業指導事業費		4,706,080	0	4,706,080	4,746,190	40,110	
	1 指導環境推進費	4,706,080	0	4,706,080	4,746,190	40,110	事務局長設置費 その他経費
	2 伴走型小規模事業者支援推進事業	0	0	0	0	0	
4 地域総合振興事業費		4,920,000	0	4,920,000	4,825,935	△ 94,065	
	1 支部活動費	2,600,000	0	2,600,000	2,410,000	△ 190,000	支部事業費
	2 商業振興費	950,000	0	950,000	1,147,267	197,267	
	3 工業振興費	350,000	0	350,000	350,000	0	
	4 青年部対策費	250,000	0	250,000	250,000	0	
	5 女性部対策費	250,000	0	250,000	250,000	0	
	6 永年勤続表彰費	20,000	0	20,000	11,868	△ 8,142	額、賞状ほか
	7 商工貯蓄共済事業推進費	100,000	0	100,000	75,000	△ 25,000	
	8 情報対策費	100,000	0	100,000	59,400	△ 40,600	
	9 記帳機械化等対策費	100,000	0	100,000	72,410	△ 27,590	記帳機械化保守料
	10 商工会活性化対策費	200,000	0	200,000	200,000	0	望月小唄保存会 春日温泉協力
5 管理費		7,550,000	0	7,550,000	5,789,360	△ 1,760,640	
	1 職員人件費	700,000	0	700,000	105,096	△ 594,904	
	2 旅費	1,500,000	0	1,500,000	1,329,800	△ 170,200	役職員旅費
	3 事務費	700,000	0	700,000	756,499	56,499	通信費 事務消耗品・関係図書・ ガソリン・車検ほか
	4 家屋費	1,200,000	0	1,200,000	1,100,970	△ 99,030	電気・水道・ガス・灯油代 会館保守管理費ほか
	5 会議費	800,000	0	800,000	454,457	△ 345,543	総代会・理事会ほか
	6 涉外費	200,000	0	200,000	91,904	△ 108,096	慶弔費ほか
	7 福利厚生費	950,000	0	950,000	603,453	△ 346,547	役員福祉共済・職員年金ほか
	8 負担金	1,200,000	0	1,200,000	1,114,530	△ 85,470	県連、 佐久支部広域協議会ほか
	9 一元化共通費	100,000	0	100,000	32,651	△ 67,349	
	10 研修費	100,000	0	100,000	200,000	100,000	
5 予備費	11 器具備品費	100,000	0	100,000	0	△ 100,000	
		64,993	0	64,993	0	△ 64,993	
	1 予備費	64,993	0	64,993	0	△ 64,993	
合 計		34,500,000	0	34,500,000	32,516,618	△ 1,983,382	

この決算は原本と相違ありません。

令和5年3月31日

佐久市望月商工会
会長 伊藤晴彦

令和4年度一般会計収支決算書

自令和4年4月1日～至令和5年3月31日

(単位:円) No.1

収入の部					
科 目		本 年 度	補正後		比 較 増 減 (△は減)
大 分 類	小 分 類	予 算 額	予 算 額	決 算 額	備 考
1補助金収入		15,782,300	15,347,300	15,347,300	0
	1県補助金	10,222,000	10,222,000	10,222,000	0 小規模事業経営支援事業費補助金
	2市補助金	4,860,300	4,860,300	4,860,300	0 運営事業1,453千円、小規模事業3,407千円
	3市補助金事業分	700,000	265,000	265,000	0 まちおこし事業(商工祭&道の駅まつり)
2会費・手数料収入		11,153,000	7,018,241	7,018,241	0
	1会費	1,537,000	1,484,000	1,484,000	0 1 普通会費 1,404,000円 2 特別会費 80,000円
	2特別賦課金	2,000,000	1,437,211	1,437,211	0 嵩末大売出404千円、ダルマ445千円 商工祭588千円
	3手数料	316,000	319,000	319,000	0 記帳指導、事務代行、他
	4中小企業共済制度受託料	80,000	63,965	63,965	0 小規模、倒産防止共済
	5商工貯蓄共済等受託料	1,170,000	1,032,610	1,032,610	0 商工貯蓄共済、福祉共済、経営者年金他
	6一般受託料	1,600,000	1,654,876	1,654,876	0 労働保険、特退共、その他
	7事務受託費	820,000	679,520	679,520	0 事務受託6団体
	8使用料	20,000	23,500	23,500	0 会館使用料等
	9負担金収入	50,000	50,000	50,000	0 講習会共同開催負担金
	10引当金繰入収入	400,000	0	0	0
	11雑収入	160,000	273,559	273,559	0 1 祝儀、2駐車場使用料他
	12事業受託料	3,000,000	0	0	0 浅科納涼花火大会中止
3前期繰越金	前期繰越金	419,459	419,459	419,459	0
合 計		27,354,759	22,785,000	22,785,000	0

支 出 の 部					
科 目		本 年 度	補正後		比 較 増 減 (△は減)
大 分 類	小 分 類	予 算 額	予 算 額	決 算 額	備 考
1小規模事業支援事業職員		10,977,778	10,806,643	10,806,643	0
設置費	1補助対象職員設置費	10,871,778	10,615,846	10,615,846	0 1 県連への補助対象職員設置費 経営指導員分 5,942,221円 補助員分 4,613,082円 2 県連への補助対象職員超過勤務手当 (補助対象分) 経営指導員分 26,496円 補助員分 34,047円
	2福利厚生費	106,000	190,797	190,797	0 指導員、補助員(労災保険)
2小規模事業支援事業指導		310,000	172,000	166,055	△ 5,945
事業費	1旅費	60,000	10,000	8,700	△ 1,300 指導旅費、研修旅費
	2事務費	50,000	2,000	1,100	△ 900 指導事務費、調査研究費、オンライン推進事業 講習会等開催費 133,980円
	3指導事業費	200,000	160,000	156,255	△ 3,745 金融指導事務費 22,275円
3小規模事業支援事業資質向上対策		46,000	46,140	46,140	0
事業費	1研修事業費	46,000	46,140	46,140	0 大学校研修等参加費

科 目		本 年 度	補 正 後	比 較 増 減	
大 分 類	小 分 類	予 算 額	予 算 額	(△は減)	備 考
4経営改善普及事業指導管理費		3,407,000	3,427,000	△422,776	△ 4,224
5地域総合振興事業費		6,825,000	3,904,000	△3,782,270	△ 121,730
1総合振興費		1,000,000	310,000	309,861	△ 139 地域振興、賀詞交歓会等
2商業振興費		400,000	1,337,500	1,329,836	△ 7,664 産業展、歳末売り出し他
3工業振興費		300,000	897,500	887,906	△ 9,594 産業展、建築部・製造部支援、工業セミナー等
4観光振興費		1,200,000	510,000	501,394	△ 8,606 節分等
5金融対策費		10,000	10,000	0	△ 10,000 金融懇談会等
6経営税務対策費		10,000	10,000	0	△ 10,000 税務関係団体連絡協調
7労務対策費		10,000	10,000	0	△ 10,000 労務対策事業費
8福利厚生対策費		20,000	10,000	0	△ 10,000 会員福利厚生事業
9青年女性部対策費		200,000	360,000	356,300	△ 3,700 青年、女性部活動支援
10共済事業費		20,000	10,000	1,100	△ 8,900 商工貯蓄共済等加入推進、他
11情報対策費		35,000	19,000	5,500	△ 13,500 ホームページ運営等情報発信事業
12指導強化対策費		10,000	10,000	3,120	△ 6,880 講習会開催関係諸費
13広報活動費		300,000	70,000	65,373	△ 4,627 散策あさな発行 3回
14委員会活動費		10,000	10,000	0	△ 10,000 各委員会活動
15役員調査研究費		300,000	330,000	321,880	△ 8,120 視察研修・調査研究等
16受託事業費		3,000,000	0	0	納涼花火大会
6管理費		5,723,326	4,334,000	△4,256,192	△ 77,808
1役員費用弁償費		500,000	350,000	346,000	△ 4,000 役員業務に対する費用弁償費
2役員福祉共済掛金		300,000	288,000	288,000	0 福祉共済掛金
3一元化共通費		235,326	170,000	170,000	0 長野県商工会連合会へ 32,661円 超過勤務手当(補助対象外)分 経営指導員分 91,080円 補助員分 46,269円
4職員人件費		663,000	149,000	123,246	△ 25,754 一般職員人件費、超勤一般事業分
5旅 費		400,000	230,000	222,470	△ 7,530 管理旅費、対象外旅費
6事 務 費		985,000	926,000	920,717	△ 5,283 1事務費 450千円 2事務機器 120千円 3通信費 350千円
7会館管理費		550,000	576,000	573,673	△ 2,327 電気、水道、光熱費他
8会 議 費		250,000	310,000	308,559	△ 1,441 総会費、役員会費他
9涉 外 費		250,000	20,000	12,000	△ 8,000 関係団体祝儀、慶弔関係
10福利厚生費		100,000	230,000	229,782	△ 218 共済掛金、健康診断、役員表彰他
11負 担 金		900,000	680,000	675,281	△ 4,719 県連会費、ほか
12支 払 利 息		10,000	0	0	0 借入金利息
13消耗備品費		100,000	70,000	60,493	△ 9,507 消耗備品購入費
14車両管理費		300,000	175,000	174,971	△ 29 車両関係諸費用
15駐車場維持費		100,000	80,000	80,000	0 駐車場維持管理費
16雑 費		80,000	80,000	71,000	△ 9,000 諸費
7予備費		65,655	95,217	0	△ 95,217
1予 備 費		65,655	95,217	0	△ 95,217
支出金額合計		27,354,759	22,785,000	22,480,076	△ 304,924
次期繰越金		0	0	304,924	△ 304,924
合 計		27,354,759	22,785,000	22,785,000	0

上記の令和4年度一般会計収支決算書は、本商工会が近時に開催する理事会に議案として提出して承認を求め、更に令和5年度通常総会へ議案として承認を求めるふとを確約致します。

令和5年3月31日

長野県佐久市甲1190-1

浅科商工会

会長 重田元一

令和5年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	小規模事業者経営指導事業補助金		
事務事業名称	商工業振興事業	事務事業コード	3211-1
所 管	経済 部 商工振興 課 商業振興・雇用 係		

2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乗せあり)	種別	団体育成運営補助金		
根拠法令等名称	佐久市商工業振興条例施行規則			法令種別	規則
始期	平成 17 年度 (経過年数 18 年)	終期設定	(有・無)	終期	令和 年度
目的	商工会議所及び商工会が行う小規模事業者に対する総合的な経営指導に対し補助金を交付することで市内商工業の発展を促す				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	県補助金額の1/3以内⇒県:小規模事業経営支援事業費補助金の補助額の3分の1以内 小規模事業者への総合的な経営指導に要する経費				
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input checked="" type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの) <input type="checkbox"/> 不特定団体 <input type="checkbox"/> 個人 名称(個人は除く) 佐久商工会議所、臼田町商工会、浅科商工会、佐久市望月商工会				
指標設定	設定の考え方	-		目標値	-
	指標が数値でない場合の評価方法	小規模事業者に対し経営指導員による経営指導が行われる。			

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
交付件数		4 件	4 件	
決算額(予算額)		25,313,000 円	27,091,000 円	28,000,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円	0 円
	一般財源	25,313,000 円	27,091,000 円	28,000,000 円
指標	目標値 (単位)	-	-	-
	実績値 (単位)	-	-	
	達成率	-	-	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	小規模事業者に対し経営指導員による経営指導が行われていた。	小規模事業者に対し経営指導員による経営指導が行われていた。	小規模事業者に対し経営指導員による経営指導が行われる。

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	県・市補助金により、各商工団体において総合的な経営指導が行われている。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により事業が中止になった等の理由により、繰越金が高額になっており、補助金支出の観点からは課題がある。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	手法等の見直し
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして、一定の効果が認められるため、当面の間、継続するが、自主財源の確保や効果的な運営が行われるよう、適宜、指導・助言を行う。新型コロナウイルス感染症の影響により事業が中止になったため繰越額が高額になっていることから、団体育成運営補助金の支出基準に照らし、適正化を図るため、交付条件の付記、返還条項等の設定等を行うなど、見直しを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	×
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	○
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○
※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 -：該当なし		
【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】		
⑤⑥佐久市商工業振興条例施行規則に基づき交付しているが、複数の補助金が併記されており、それぞれの補助金について詳細な条項が記載しにくい状況にある。現時点において終期設定がなされていないこと及び、新型コロナウィルス感染症の影響により事業が中止になったため繰越額が高額となっていることにより、不適合となっていることから、要綱を定め終期を設定するとともに、団体育成運営補助金の支出基準に照らし、適正化を図るため、交付条件の付記、返還条項等の設定等を行うなど、見直しを行う。		

○佐久市商工業振興条例

(補助金の交付)

第3条 市長は、次に掲げる商工業振興事業について、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

(1) 商工業活性化事業

(2) 小規模事業者経営指導事業

(13) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業

2 前項第1号から第8号までに掲げる事業は、商工団体又は商工業者が共同で行うものに限るものとする。ただし、規則で定める事業については、この限りでない。

3 同一の事業について、前項に掲げる複数の事業に係る補助金を同時に受けることはできない。

(助成の取消し等)

第5条 市長は、第3条第1項に規定する補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の対象となった事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止したとき。

(5) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

○佐久市商工業振興条例施行規則

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(2) 商工会議所 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所をいう。

(3) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会をいう。

(補助金の対象及び補助率等)

第3条 条例第3条に規定する補助金の対象及び補助率等は、別表のとおりとする。

2 市長は、国、県等の補助金の交付の対象となる事業及び特に必要と認める事業については、前項の規定にかかわらず補助金の額を増減することができる。

(補助金の返還額の算定方法)

第12条 条例第5条の規定により返還させる補助金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、災害等補助事業者の責任によらない事由により同条各号のいずれかに該当することとなったときは、当該事由を勘案して市長が定める額とする。

(2) 前号に掲げる場合のほか、補助事業者が条例第5条各号のいずれかに該当するとき 市長が別に定める額

別表（第3条関係）

佐久市商工業振興事業補助金一覧

区分	補助対象	補助率等
商工業活性化事業	1 商工業活性化のために市内全域又は旧市町村の区域を対象として行われる事業	対象経費の30パーセント以内
小規模事業者経営指導事業	商工会議所及び商工会が行う小規模事業者に対する総合的な経営指導事業	県補助金総額の3分の1以内
上記のほか、市長が特に必要と認める事業		その都度市長が別に定める。

一特別会計一
令和4年度 小規模事業経営支援事業収支決算書(案)

自 令和4年4月 1日
至 令和5年3月31日

【収入の部】

(単位:円)

科 目	令和4年度 決算額	令和4年度 補正予算額	比較増減(△)	備 考
款 項				
1. 支付金	57,346,104	57,287,000	59,104	
1 県補助金	36,729,000	36,737,000	△ 8,000	長野県 (小規模事業経営支援費補助金)
2 市補助金	12,243,000	12,245,000	△ 2,000	佐久市(商工業振興事業補助金)
3 伴走型小規模 事業者支援 推進事業費	4,374,104	4,305,000	69,104	日商より(さく市WEB・HP・どつき りぴったりプレミアム)
4 事業環境変化 対応型支援事業費	4,000,000	4,000,000	0	日商より (各種専門家相談会謝金等)
2. 負担金	487,000	400,000	87,000	
1 事業負担金	250,000	200,000	50,000	販促支援事業等
2 講習会負担金	237,000	200,000	37,000	創業塾、経理学級等
3. 臨時収入	2,357,200	2,350,830	6,370	
1 雑収入	2,357,200	2,350,830	6,370	持続化補助金等事務手数料 エネルギー削減助成金事務手数料
4. 繰入金	0	2,400,000	△ 2,400,000	
1 繰入金	0	2,400,000	△ 2,400,000	収益会計より
5. 前期繰越金	4,242,170	4,242,170	0	
1 前期繰越金	4,242,170	4,242,170	0	
合 計	64,432,474	65,430,000	△ 997,526	

【支出の部】

科 目 款 項	令和4年度 決算額	令和4年度 補正予算額	比較増減 (△)	備 考
1. 支援事業費	21,527,917	21,750,000	△ 222,083	
1. 経営支援事業費	7,894,658	7,500,000	394,658	経営計画作成支援、金融指導、創業支援、事業承継支援、個別指導謝金、人材育成(新入社員研修)、講習会他 内小規模事業支援事業費 2,399,070
2. 新型コロナウイルス 感染対策支援事業費	4,642,500	4,300,000	342,500	販促支援事業、IT化支援事業、相談窓口強化事業、補助金等申請支援事業復活支援金申請サポート相談会他
3. 振興委員活動推進費	287,860	550,000	△ 262,140	振興委員15名分 内経営指導推進費 277,300
4. 経営安定特別相談 事業費	722,034	800,000	△ 77,966	法律相談、東信ビジネスリレーセンタ一事業他 内経営安定特別相談事業費 718,124(800)
5. 女性会・青年部活動費	1,446,187	1,450,000	△ 3,813	女性会、青年部活動費 内若手後継者育成事業費 480,320(600)
6. 研修事業費	125,040	150,000	△ 24,960	研修会出席旅費 内資質向上対策事業費 98,920(500)
7. 伴走型小規模事業者 支援推進事業費	5,101,063	5,000,000	101,063	ぞっこん!さく市WEB版PR事業、どつきりぴったりプレミアム販促支援セール
8. その他事業費	1,308,575	2,000,000	△ 691,425	パンフ作成・会場使用料・会報掲載 負担金他
2. 給与費	31,115,086	31,570,000	△ 454,914	
1. 債給・賞与	29,303,180	29,350,000	△ 46,820	内小規模事業支援事業費 24,927,979 内事務局長設置費 4,548,000(3,996)
2. 諸給	1,811,906	2,220,000	△ 408,094	内小規模事業支援事業費 1,811,906
3. 福利厚生費	4,285,068	4,000,000	285,068	
1. 福利厚生費	4,285,068	4,000,000	285,068	法定福利費 他 内小規模事業支援事業費 4,145,932
4. 事務費	2,040,580	2,060,000	△ 19,420	
1. 事務費	1,962,920	2,000,000	△ 37,080	燃料費・通信費・備品費他
2. 旅費	77,660	60,000	17,660	会議等旅費
5. 退職給与積立金	2,200,000	2,200,000	0	
1. 退職給与積立金	2,200,000	2,200,000	0	退職給与積立金 内小規模事業支援事業費 2,200,000(1800)
6. 雜 費	0	50,000	△ 50,000	
1. 雜 費	0	50,000	△ 50,000	
7. 予備費	0	2,650,000	△ 2,650,000	
1 予備費	0	2,650,000	△ 2,650,000	
合 計	61,168,651	64,280,000	△ 3,111,349	

収入支出比較表

収入	支出	繰越金
64,432,474	61,168,651	3,263,823

上記決算書は事実と相違ないことを証明します。

令和5年3月31日

佐久間工會議所
会頭 中川正人



商工会会長 様
商工会議所会頭 様



4 産政第18号

令和4年(2022年)4月1日



長野県産業労働部長

令和4年度小規模事業経営支援事業費補助金の内示について（通知）

このことについて、配分基準額を別添のとおりとし、下記のとおり内示します。
つきましては、下記により交付申請書を提出してください。

記

1 内示額

商工会等名	補助金内示額
白田町商工会	17,996,000円

2 提出期限

令和4年4月15日（金）

3 提出先

貴商工会又は商工会議所の所在地を管轄する地域振興局商工観光課長あて

4 提出部数

商工会 3部 商工会議所 2部

5 留意事項

- (1) 補助事業は計画的に実施し、補助金の有効活用を図ってください。
なお、職員旅費の日当、食糧費（会議費の菓子代・食事代等）、視察費（旅費、車両借上料等）は補助対象となりませんので、特に留意してください。
- (2) 商工会議所においては、中小企業相談所の設置が明確であると認められる組織図、事務局分担表等を添付してください。

産業政策課 団体・サービス産業振興係 (課長) 合津 俊雄 (担当) 滝澤 俊 電 話 026-235-7218 (直通) ファクシミリ 026-235-7496 電子メール sansei@pref.nagano.lg.jp
--

署名



4 産政第18号
令和4年(2022年)4月1日

商工会会長 様
商工会議所会頭 様

長野県産業労働部

令和4年度小規模事業経営支援事業費補助金の内示について（通知）

このことについて、配分基準額を別添のとおりとし、下記のとおり内示します。
つきましては、下記により交付申請書を提出してください。

記

1 内示額

商工会等名	補助金内示額
浅科商工会	10,222,000円

2 提出期限

令和4年4月15日（金）

3 提出先

貴商工会又は商工会議所の所在地を管轄する地域振興局商工観光課長あて

4 提出部数

商工会 3部 商工会議所 2部

5 留意事項

- (1) 補助事業は計画的に実施し、補助金の有効活用を図ってください。
なお、職員旅費の日当、食糧費（会議費の菓子代・食事代等）、観察費（旅費、車両借上料等）は補助対象となりませんので、特に留意してください。
- (2) 商工会議所においては、中小企業相談所の設置が明確であると認められる組織図、事務局分担表等を添付してください。

産業政策課 団体・サービス産業振興係 (課長) 合津 俊雄 (担当) 滝澤 俊 電 話 026-235-7218 (直通) ファクシミリ 026-235-7496 電子メール sansei@pref.nagano.lg.jp
--



4 産政第18号
令和4年(2022年)4月1日

商工会会長 様
商工会議所会頭 様

長野県産業労働部長

令和4年度小規模事業経営支援事業費補助金の内示について（通知）

このことについて、配分基準額を別添のとおりとし、下記のとおり内示します。
つきましては、下記により交付申請書を提出してください。

記

1 内示額

商工会等名	補助金内示額
佐久市望月商工会	16,330,000円

2 提出期限

令和4年4月15日（金）

3 提出先

貴商工会又は商工会議所の所在地を管轄する地域振興局商工観光課長あて

4 提出部数

商工会 3部 商工会議所 2部

5 留意事項

- (1) 補助事業は計画的に実施し、補助金の有効活用を図ってください。
なお、職員旅費の日当、食糧費（会議費の菓子代・食事代等）、観察費（旅費、車両借上料等）は補助対象となりませんので、特に留意してください。
- (2) 商工会議所においては、中小企業相談所の設置が明確であると認められる組織図、事務局分担表等を添付してください。

産業政策課 団体・サービス産業振興係
(課長) 合津 俊雄 (担当) 滝澤 俊
電 話 026-235-7218 (直通)
ファクシミリ 026-235-7496
電子メール sansei@pref.nagano.lg.jp

令和4年度 一般会計収支決算書

(自 令和4年4月1日～至 令和5年3月31日)

収入総額	46,334,788 円
支出総額	39,602,423 円
差引残額	6,732,365 円

<収入の部>

(単位:円)

科 目	当初予算額	補正予算額	決 算 額	増 減 (△は減)	備 考
大分類 中分類 小分類					
1.補助金等収入	25,690,400	25,687,000	25,687,000	0	
県補助金	17,996,000	17,996,000	17,996,000	0	小規模事業支援事業費・指導環境推進費
市補助金	7,694,400	7,691,000	7,691,000	0	人件費・事務費・運営事業費
2.会費・手数料収入	12,059,283	12,882,683	14,107,471	1,224,788	
会 費	5,000,000	5,000,000	5,076,410	76,410	支部会費含む
手 数 料	2,545,000	2,545,000	2,817,928	272,928	
記帳指導手数料	2,500,000	2,500,000	2,770,760	270,760	
その他の手数料	45,000	45,000	47,168	2,168	コピー・文書作成料
中小企業共済制度受託料	85,000	90,000	143,220	53,220	
小規模企業共済受託料	80,000	80,000	121,055	41,055	
倒産防止共済受託料	5,000	10,000	22,165	12,165	
商工貯蓄共済事業等受託料	2,250,000	2,350,000	2,633,721	283,721	
一般受託料	1,550,000	1,900,000	2,359,552	459,552	
労働保険手数料	450,000	450,000	532,070	82,070	
労働保険報奨金	300,000	300,000	398,000	98,000	
特定退職金共済手数料	50,000	50,000	66,192	16,192	
受託団体手数料	100,000	100,000	100,000	0	法人会・青申会
その他の手数料	650,000	1,000,000	1,263,290	263,290	県福祉共済・火災共済・エネコス等申請手数料他
一般使用料	30,000	5,000	5,000	0	会館使用料
商業事業分担金	540,000	600,000	626,400	26,400	歳末販売促進事業
雑 収 入	59,283	392,683	445,240	52,557	小満祭実行委員会・利息他
3.受託料収入	0	0	0	0	
市事業受託料	0	0	0	0	工業展中止
4.前期繰越収支差額	6,540,317	6,540,317	6,540,317	0	
収 入 の 合 計	44,290,000	45,110,000	46,334,788	1,224,788	

<支出の部>

(単位:円)

科 目	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	決 算 額	増 減 (△は減)	備 考
大分類 中分類 小分類					
1.小規模事業支援事業職員設置費	12,810,000	12,610,000	12,459,452	△ 150,548	人件費・福利厚生費
2.小規模事業支援事業指導事業費	7,770,000	7,570,000	6,263,204	△ 1,306,796	
旅 費	100,000	100,000	76,130	△ 23,870	
指導旅費	50,000	20,000	5,400	△ 14,600	
研修旅費	50,000	80,000	70,730	△ 9,270	
指導事務費	2,200,000	2,000,000	1,504,400	△ 495,600	印刷関連費・消耗品・通信費・燃料費他
指導事業費	420,000	420,000	121,180	△ 298,820	
講習会等開催費	320,000	320,000	99,000	△ 221,000	講師謝金
金融指導事務費	100,000	100,000	22,180	△ 77,820	金融相談諸費用
小規模事業施策普及費	230,000	230,000	54,498	△ 175,502	ビジネスノート・PRポスター
記帳指導職員等指導手当	4,820,000	4,820,000	4,506,996	△ 313,004	
3.指導環境推進費	6,300,000	6,300,000	6,074,318	△ 225,682	事務局長設置費・福利厚生費・環境整備費
4.経営改善普及事業指導管理費	1,750,000	1,690,000	1,190,960	△ 499,040	
一元化共通費	50,000	50,000	32,650	△ 17,350	給与一元化に伴う費用
負 担 金	100,000	200,000	196,450	△ 3,550	南佐久G一般事業負担金
記帳機械化システム費	250,000	250,000	177,679	△ 72,321	記帳指導事業経費・システム負担金
雑 費	1,350,000	1,190,000	784,181	△ 405,819	福利環境整備費他
5.地域総合振興事業費	9,970,000	9,420,000	7,297,661	△ 2,122,339	
総合振興費	1,600,000	1,100,000	542,716	△ 557,284	産業支援センター・夏祭り・謹賀新年ポスター 小満祭・新春パーティー(中止)
商業振興費	2,230,000	2,230,000	2,203,114	△ 26,886	小満祭キーホルダー事業・歳末販売促進事業 祇園神社闇送り費他
工業振興費	500,000	500,000	8,216	△ 491,784	SAKUメッセ通知代・工業展(中止)
観光振興費	110,000	110,000	110,000	0	青年部福井山美化事業助成・観光協会費
金融対策費	70,000	70,000	11,700	△ 58,300	
経営・税務対策費	100,000	100,000	100,000	0	法人会・青申会育成事業
労務対策費	150,000	150,000	129,920	△ 20,080	永年勤続表彰・労働保険関係諸費用
広報活動費	1,000,000	1,000,000	837,449	△ 162,551	年4回会報発行費・委員会諸費用他
福利厚生対策費	400,000	400,000	274,236	△ 125,764	人間ドック・検診費用助成 会員マッチゴルフ・ゴルフ大会
青年部・女性部対策費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	青年部・女性部活動費
委員会活動費	50,000	50,000	0	△ 50,000	
支部活動費	1,450,000	1,450,000	1,240,670	△ 209,330	支部事業費・活動費
商工貿易共済事業等推進費	700,000	700,000	498,390	△ 201,610	加入促進事業費・前納報奨金・宿泊費用助成他
一般共済事業推進費	10,000	10,000	330	△ 9,670	
役員調査研修費	400,000	400,000	340,920	△ 59,080	役員研修事業費・月刊商工会誌
協賛事業費	200,000	150,000	0	△ 150,000	

科 目	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	決 算 額	増 減 (△は減)	備 考
大分類 中分類 小分類					
6.管 理 費	5,630,000	7,460,000	6,316,616	△ 1,143,384	
役員費用弁償費	550,000	550,000	330,000	△ 220,000	三役会・理事会
旅 費	150,000	150,000	91,790	△ 58,210	役職員会議等出席旅費
事 務 費	400,000	400,000	193,216	△ 206,784	図書費・通信費・消耗品他
会館管理費	1,300,000	3,500,000	3,403,456	△ 96,544	冷暖房設備・水道光熱費・清掃・警備・防火管理費
総 会 費	350,000	350,000	75,012	△ 274,988	総会賃送付通信費
会 議 費	300,000	300,000	200,617	△ 99,383	監査会・理事会諸費用他
涉 外 費	300,000	200,000	180,355	△ 19,645	支部祝儀・慶弔費・来客対応費用他
福利厚生費	550,000	600,000	586,400	△ 13,600	役員福祉共済掛金・互助会費他
負 担 金	1,370,000	1,050,000	923,910	△ 126,090	県連・支部・南佐久G・諸会議負担金他
支 払 手 数 料	50,000	50,000	24,006	△ 25,994	振替・振込・残高証明手数料
雑 費	310,000	310,000	307,854	△ 2,146	福利環境整備費他
7.事業運営引当費	10,000	10,000	212	△ 9,788	事業運営引当預金利息
8.予 備 費	50,000	50,000	0	△ 50,000	
支 出 の 合 計	44,290,000	45,110,000	39,602,423	△ 5,507,577	

*科目NO1～4まで小規模事業者経営指導事業費

*科目NO5～8まで臼田町商工会運営事業費

この決算書は、令和5年度 通常総会において承認を求めます。

令和5年 3月 31日
臼田町商工会
会長 鈴木



令和4年度収支決算書

収入総額 34,447,022 円
 支出総額 32,516,618 円
 差引残額 1,930,404 円

令和4年4月 1日から
 令和5年3月31日まで

収入の部

科 目		当 初 予算額 (円)	補正額 (円)	補正後 予算額 (円)	決算額 (円)	増 減 (円)	備 考
大分類	小分類						
1 補助金等収入		24,337,100	0	24,337,100	23,737,100	△ 600,000	
	1 県補助金	16,330,000	0	16,330,000	16,330,000	0	小規模事業経営支援事業補助金
	2 市補助金	8,007,100	0	8,007,100	7,407,100	△ 600,000	小規模事業経営指導事業補助金 5,443,000 商工会運営事業補助金 1,664,100 新年!消費者還元お宝市補助金 300,000
2 会費手数料等 収入		8,255,695	0	8,255,695	8,802,717	547,022	
	1 会費	3,500,000	0	3,500,000	3,373,500	△ 126,500	
	2 手数料	1,600,000	0	1,600,000	1,467,500	△ 132,500	記帳代行手数料 1,307,500 団体業務委託手数料 160,000
	3 中小企業共済制度 受託料	100,000	0	100,000	100,793	793	小規模企業共済 94,853 倒産防止共済 5,940
	4 商工貯蓄共済事業等 受託料	1,450,000	0	1,450,000	1,305,064	△ 144,936	商工貯蓄共済 1,205,315 会員福祉共済 99,749
	5 一般受託料	1,300,000	0	1,300,000	1,525,989	225,989	労働保険報奨金 487,400 労働保険手数料 215,594 傷害共済 500,786 特定退職金共済 76,014 火災共済ほか 246,195
	6 使用料	140,000	0	140,000	142,200	2,200	会館使用料 129,600 テント使用料 12,600
	7 雑収入	165,695	0	165,695	887,671	721,976	利息、資料作成、コピー代 プレミアム商品券事務手数料 望月スタンプ会 ほか
3 前期繰越収支 差額		1,907,205	0	1,907,205	1,907,205	0	
	1 前期繰越収支差額	1,907,205	0	1,907,205	1,907,205	0	
合 計		34,500,000	0	34,500,000	34,447,022	△ 52,978	

支出の部

科 目		当 初 予算額 (円)	補 正 額 (円)	補 正 後 予算額 (円)	決 算 額 (円)	増 額 (円)	備 考
大分類	小分類						
1 小規模事業支援事業職員設置費		12,738,927	0	12,738,927	12,866,849	127,922	
	1 换助対象職員設置費	11,910,192	0	11,910,192	11,877,330	△ 32,862	
	2 超過勤務手当	800,000	0	800,000	773,010	△ 26,990	福利厚生費、退職積立等
	3 福利厚生費	28,735	0	28,735	216,509	187,774	
2 小規模事業支援事業指導事業費		4,520,000	0	4,520,000	4,288,284	△ 231,716	
	1 旅費	20,000		20,000	31,980	11,980	
	2 事務費	1,300,000		1,300,000	1,985,054	685,054	事務消耗品・通信費ほか
	4 指導事業費	3,000,000	0	3,000,000	2,205,166	△ 794,834	講習会開催費 289,211 会員指導事務費 116,320 記帳指導員手当 1,799,636
	5 小規模事業施策普及費	200,000	0	200,000	66,084	△ 133,916	
3 経営改善普及事業指導事業費		4,706,080	0	4,706,080	4,746,190	40,110	
	1 指導環境推進費	4,706,080	0	4,706,080	4,746,190	40,110	事務局長設置費 その他経費
	2 伴走型小規模事業者支援推進事業	0	0	0	0	0	
4 地域総合振興事業費		4,920,000	0	4,920,000	4,825,935	△ 94,065	
	1 支部活動費	2,600,000	0	2,600,000	2,410,000	△ 190,000	支部事業費
	2 商業振興費	950,000	0	950,000	1,147,267	197,267	
	3 工業振興費	350,000	0	350,000	350,000	0	
	4 青年部対策費	250,000	0	250,000	250,000	0	
	5 女性部対策費	250,000	0	250,000	250,000	0	
	6 永年勤続表彰費	20,000	0	20,000	11,858	△ 8,142	額、賞状ほか
	7 商工貯蓄共済事業推進費	100,000	0	100,000	75,000	△ 25,000	
	8 情報対策費	100,000	0	100,000	59,400	△ 40,600	
	9 記帳機械化等対策費	100,000	0	100,000	72,410	△ 27,590	記帳機械化保守料
	10 商工会活性化対策費	200,000	0	200,000	200,000	0	望月小唄保存会 春日温泉協力
5 管理費		7,550,000	0	7,550,000	5,789,360	△ 1,760,640	
	1 職員人件費	700,000	0	700,000	105,096	△ 594,904	
	2 旅費	1,500,000	0	1,500,000	1,329,800	△ 170,200	役職員旅費
	3 事務費	700,000	0	700,000	756,499	56,499	通信費 事務消耗品・関係図書・ ガソリン・車検ほか
	4 家屋費	1,200,000	0	1,200,000	1,100,970	△ 99,030	電気・水道・ガス・灯油代 会館保守管理費ほか
	5 会議費	800,000	0	800,000	454,457	△ 345,543	総代会・理事会ほか
	6 渉外費	200,000	0	200,000	91,904	△ 108,096	慶弔費ほか
	7 福利厚生費	950,000	0	950,000	603,453	△ 346,547	役員福祉共済・職員年金ほか
	8 負担金	1,200,000	0	1,200,000	1,114,530	△ 85,470	県連、 佐久支部広域協議会ほか
	9 一元化共通費	100,000	0	100,000	32,651	△ 67,349	
	10 研修費	100,000	0	100,000	200,000	100,000	
5 予備費	11 器具備品費	100,000	0	100,000	0	△ 100,000	
		64,993	0	64,993	0	△ 64,993	
	1 予備費	64,993	0	64,993	0	△ 64,993	
合 計		34,500,000	0	34,500,000	32,516,618	△ 1,983,382	

この決算は原本と相違ありません。
令和5年3月31日

佐久市望月商工会
会長 伊藤晴彦

令和4年度一般会計収支決算書

自令和4年4月1日～至令和5年3月31日

(単位:円) No.1

収入の部					
科 目		本 年 度	補正後		比 較 増 減 (△は減)
大 分 類	小 分 類	予 算 額	予 算 額	決 算 額	備 考
1補助金収入		15,782,300	15,347,300	15,347,300	0
	1県補助金	10,222,000	10,222,000	10,222,000	0 小規模事業経営支援事業費補助金
	2市補助金	4,860,300	4,860,300	4,860,300	0 運営事業1,453千円、小規模事業3,407千円
	3市補助金事業分	700,000	265,000	265,000	0 まちおこし事業(商工祭&道の駅まつり)
2会費・手数料収入		11,153,000	7,018,241	7,018,241	0
	1会費	1,537,000	1,484,000	1,484,000	0 1 普通会費 1,404,000円 2 特別会費 80,000円
	2特別賦課金	2,000,000	1,437,211	1,437,211	0 歳末大売出404千円、ダルマ445千円 商工祭588千円
	3手数料	316,000	319,000	319,000	0 記帳指導、事務代行、他
	4中小企業共済制度受託料	80,000	63,965	63,965	0 小規模、倒産防止共済
	5商工貯蓄共済等受託料	1,170,000	1,032,610	1,032,610	0 商工貯蓄共済、福祉共済、経営者年金他
	6一般受託料	1,600,000	1,654,876	1,654,876	0 労働保険、特退共、その他
	7事務受託費	820,000	679,520	679,520	0 事務受託6団体
	8使用料	20,000	23,500	23,500	0 会館使用料等
	9負担金収入	50,000	50,000	50,000	0 講習会共同開催負担金
	10引当金繰入収入	400,000	0	0	0
	11雑収入	160,000	273,559	273,559	0 1 祝儀、2駐車場使用料他
	12事業受託料	3,000,000	0	0	0 浅科納涼花火大会中止
3前期繰越金	前期繰越金	419,459	419,459	419,459	0
合 計		27,354,759	22,785,000	22,785,000	0

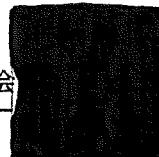
支 出 の 部					
科 目		本 年 度	補正後		比 較 増 減 (△は減)
大 分 類	小 分 類	予 算 額	予 算 額	決 算 額	備 考
1小規模事業支援事業職員		10,977,778	10,806,643	10,806,643	0
設置費	1補助対象職員設置費	10,871,778	10,615,846	10,615,846	0 1 県連への補助対象職員設置費 経営指導員分 5,942,221円 補助員分 4,613,082円 2 県連への補助対象職員超過勤務手当 (補助対象分) 経営指導員分 28,496円 補助員分 34,047円
	2福利厚生費	106,000	190,797	190,797	0 指導員、補助員(労災保険)
2小規模事業支援事業指導		310,000	172,000	166,055	△ 5,945
事業費	1旅費	60,000	10,000	8,700	△ 1,300 指導旅費、研修旅費
	2事務費	50,000	2,000	1,100	△ 900 指導事務費、調査研究費、オンライン推進事業 講習会等開催費 133,980円
	3指導事業費	200,000	160,000	156,255	△ 3,745 金融指導事務費 22,275円
3小規模事業支援事業資質向上対策		46,000	46,140	46,140	0
事業費	1研修事業費	46,000	46,140	46,140	0 大学校研修等参加費

科 目		本 年 度	補 正 後	比 較 増 減	
大 分 類	小 分 類	予 算 額	予 算 額	(△は減)	備 考
4経営改善普及事業指導管理費		3,407,000	3,427,000	△422,776	△ 4,224
5地域総合振興事業費		6,825,000	3,904,000	3,782,270	△ 121,730
1総合振興費		1,000,000	310,000	309,861	△ 139 地域振興、賀詞交歓会等
2商業振興費		400,000	1,337,500	1,329,836	△ 7,664 産業展、歳末売り出し他
3工業振興費		300,000	897,500	887,906	△ 9,594 産業展、建築部・製造部支援、工業セミナー等
4観光振興費		1,200,000	510,000	501,394	△ 8,606 節分等
5金融対策費		10,000	10,000	0	△ 10,000 金融懇談会等
6経営税務対策費		10,000	10,000	0	△ 10,000 税務関係団体連絡協調
7労務対策費		10,000	10,000	0	△ 10,000 労務対策事業費
8福利厚生対策費		20,000	10,000	0	△ 10,000 会員福利厚生事業
9青年女性部対策費		200,000	360,000	356,300	△ 3,700 青年、女性部活動支援
10共済事業費		20,000	10,000	1,100	△ 8,900 商工貯蓄共済等加入推進、他
11情報対策費		35,000	19,000	5,500	△ 13,500 ホームページ運営等情報発信事業
12指導強化対策費		10,000	10,000	3,120	△ 6,880 講習会開催関係諸費
13広報活動費		300,000	70,000	65,373	△ 4,627 散策あさしな発行 3回
14委員会活動費		10,000	10,000	0	△ 10,000 各委員会活動
15役員調査研究費		300,000	330,000	321,880	△ 8,120 視察研修・調査研究等
16受託事業費		3,000,000	0	0	0 納涼花火大会
6管理費		5,723,326	4,334,000	4,256,192	△ 77,808
1役員費用弁償費		500,000	350,000	346,000	△ 4,000 役員業務に対する費用弁償費
2役員福祉共済掛金		300,000	288,000	288,000	0 福祉共済掛金
3一元化共通費		235,326	170,000	170,000	0 長野県商工会連合会へ 32,651円 超過勤務手当(補助対象外)分 経営指導員分 91,080円 補助員分 46,269円
4職員人件費		663,000	149,000	123,246	△ 25,754 一般職員人件費、超勤一般事業分
5旅 費		400,000	230,000	222,470	△ 7,530 管理旅費、対象外旅費
6事 務 費		985,000	926,000	920,717	△ 5,283 1事務費 450千円 2事務機リース 120千円 3通信費 350千円
7会 館 管 理 費		550,000	576,000	573,673	△ 2,327 電気、水道、光熱費他
8会 議 費		250,000	310,000	308,559	△ 1,441 総会費、役員会費他
9涉 外 費		250,000	20,000	12,000	△ 8,000 関係団体祝儀、慶弔関係
10福利厚生費		100,000	230,000	229,782	△ 218 共済掛金、健康診断、役員表彰他
11負 担 金		900,000	680,000	675,281	△ 4,719 県連会費、ほか
12支 払 利 息		10,000	0	0	0 借入金利息
13消耗備品費		100,000	70,000	60,493	△ 9,507 消耗備品購入費
14車 輛 管 理 費		300,000	175,000	174,971	△ 29 車輌関係諸費用
15駐車場維持費		100,000	80,000	80,000	0 駐車場維持管理費
16雑 費		80,000	80,000	71,000	△ 9,000 諸費
7予備費		65,655	95,217	0	△ 95,217
1予 備 費		65,655	95,217	0	△ 95,217
支出金額合計		27,354,759	22,785,000	22,480,076	△ 304,924
次期繰越金		0	0	304,924	△ 304,924
合 計		27,354,759	22,785,000	22,785,000	0

上記の令和4年度一般会計収支決算書は、本商工会が近時に開催する理事会に議案として提出して承認を求め、更に令和5年度通常総会へ議案として承認を求めるごとを確約致します。

令和5年3月31日

長野県佐久市甲1190-1
浅科商工会
会長 重田元一



令和5年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	工場等用地取得・設置事業補助金		
事務事業名称	工場等用地取得・設置事業	事務事業コード	3413-2
所 管	経済 部 商工振興 課 工業振興・産業立地推進 係		

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(奨励的補助金)		
根拠法令等名称	佐久市商工業振興条例施行規則			法令種別	規則
始期	平成 19 年度 (経過年数 16 年)	終期設定	(有・無)	終期	令和 年度
目的	企業の立地に対する用地取得と設備投資に対する支援(補助)により、市内の工業振興や市民の雇用促進及び地域経済の活性化を図る。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	工場等用地取得事業:企業に対し用地取得費用の10%~50%補助 工場等設置事業:建物や償却資産の投資に対し、投資額5億円以上の場合、固定資産税相当額を2年~5年間補助、市内企業で5億円未満の場合、取得費の5%補助				
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの)		<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)		
	<input checked="" type="checkbox"/> 不特定団体		<input type="checkbox"/> 個人		
名称(個人は除く)		製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、情報サービス業、コールセンター業、自然科学研究所			
指標設定	設定の考え方	工場の設置等に伴い補助金の交付を受けた企業が雇用した佐久市民の人数。 目標値は大企業の立地1件、中小企業の立地3件、市内企業の設備投資10件を想定し、それぞれの雇用要件の2倍の人数とした。(10人×1件)+(5人×3件)+(1人×10件)の2倍			目標値 70人
	指標が数値でない場合の評価方法				

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
交付件数	13 件	10 件	
決算額(予算額)	227,653,000 円	187,195,000 円	70,053,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円
	一般財源	227,653,000 円	187,195,000 円
指標	目標値 (単位)	70 人	70 人
	実績値 (単位)	55 人	60 人
	達成率	78.5 %	85.7 %
指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する			

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	<input type="radio"/>	左記の理由、課題等	企業誘致を行う上で、優遇施策(補助金)は大変重要な一つの要素である。本補助制度は、これまでに立地した企業からの評価も高く、また、新たに市民雇用することを要件としていることから、市の財源確保や雇用創出にも寄与している。
	有効性	<input type="radio"/>		引き続き、他自治体の補助制度等を分析し、社会情勢と企業ニーズに即した補助制度への転換を検討する必要がある。

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	手法等の見直し
今後の取組方針	目的を達成するための施策の一つとして、一定の効果があるものの、少子高齢化や感染症、さらに国際的な社会情勢等の影響により、時代の潮流や企業ニーズの変化が見られる。県や企業等からの情報収集などにより、時代に即した補助制度とするため手法を見直すとともに、具体的な終期を定める。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 -：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤企業立地は、経営状況や社会情勢などの要因が大きく影響するため、ニーズや社会情勢等を踏まえ、適宜見直しを実施しており、終期を設定していない。ただし、補助金の効果検証や見直しの機会とするため、5年以内(市単独補助終期)を目途に終期を定めるとともに、ニーズ調査を行い、成果が得られるように制度のあり方についての見直しを行う。

○佐久市商工業振興条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (3) 工場等 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、情報サービス業、コールセンター業、自然科学研究所その他市長が必要と認める事業の用に直接供する建物及び構築物をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、次に掲げる商工業振興事業について、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

- (9) 工場等用地取得事業

- (10) 工場等設置事業

(助成の取消し等)

第5条 市長は、第3条第1項に規定する補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

- (2) 補助金の交付の対象となった事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止したとき。

- (3) 補助金の交付の対象となった施設等の全部又は一部を目的外使用したとき。

- (4) 補助金の交付の対象となった施設等を譲渡し、若しくは廃棄し、又は他の市区町村の区域に移転したとき。

○佐久市商工業振興条例施行規則

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (5) 工業整備地域 次に掲げる地域をいう。

ア 市、長野県又は土地開発公社が工場等用地造成事業（工場等（条例第2条第3号に規定する工場等をいう。以下同じ。）の敷地の造成及びその敷地とあわせて整備されるべき道路その他の施設の敷地の造成をする事業をいう。）により造成した土地（以下「市内工業団地」という。）の区域

イ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた準工業地域、工業地域（以下「工業地域」という。）及び工業専用地域（以下「工業専用地域」という。）

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が特に必要と認める地域

- (6) 特定地域 工業整備地域のうち、市内工業団地の区域、工業地域、工業専用地域及び前号ウに規定する市長が特に必要と認める地域であって、市内工業団地に準じた地域をいう。

- (9) 新設 市内に工場等を有しない者が市内に工場等を設置すること又は市内に工場等を有する者が新たに既設の工場等（以下「既設工場等」という。）と異なる業種の工場等を市内に設置することをいう。

- (10) 移設 市内に工場等を有する者が当該工場等の全部を廃止し、これを市内に移転することをいう。

- (11) 増設 市内に工場等を有する者が同一の業種の工場等を市内に新たに設置すること若しくは既設工場等の敷地若しくはこれに隣接する敷地に既設工場等を拡充すること又は市内に有する工場等に係る償却資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産をいう。以下同じ。）を拡充することをいう。

- (12) 投下固定資産総額 地方税法第341条第3号に規定する家屋（住家部分を除く。）及び償却資産（以下「家屋等」という。）の取得価額の合計額をいう。

- (13) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。

- (14) 常用雇用者 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者として雇用されている者をいう。

- (15) 移住者 平成31年4月1日以降に転入し、市内の住民基本台帳に記録された者で、その転入の日から起算して過去5年以内に佐久広域連合組織市町村の住民基本台帳に記録されたこ

とのないものをいう。

(補助金の対象及び補助率等)

第3条 条例第3条に規定する補助金の対象及び補助率等は、別表のとおりとする。

2 市長は、国、県等の補助金の交付の対象となる事業及び特に必要と認める事業については、前項の規定にかかわらず補助金の額を増減することができる。

3 商工業者が共同で行う事業については、条例第3条第1項第1号、第3号及び第5号から第8号までに掲げる事業にあっては10人以上、同項第4号に掲げる事業にあっては4人以上で行うものを補助金の交付の対象とする。

4 条例第3条第2項ただし書の規則で定める事業は、条例第3条第1項第1号に掲げる事業のうち、販路拡大支援事業とする。

(補助事業の認定の申請等)

第4条 条例第3条第1項第9号から第12号までに掲げる事業（以下「工場等用地取得事業等」という。）に係る補助金の交付を受けようとする者は、当該事業の着手前に商工業振興事業補助金補助事業認定申請書（様式第1号）に事業実施計画書を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請書等を審査し、補助金の交付の基準に適合すると認めるときは、商工業振興事業補助金補助事業認定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 条例第3条に規定する補助金の交付を受けようとする者（工場等用地取得事業等に係る補助金にあっては、前条の規定による補助事業の認定を受けた者に限る。）は、商工業振興事業補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類（工場等用地取得事業等に係る補助金にあっては、第7条に規定する書類）を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の返還額の算定方法)

第12条 条例第5条の規定により返還させる補助金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、災害等補助事業者の責任によらない事由により同条各号のいずれかに該当することとなったときは、当該事由を勘案して市長が定める額とする。

(1) 条例第3条第1項第9号から第11号までに掲げる事業に係る補助金の交付を受けた者が、条例第5条第2号又は第4号から第6号までのいずれかに該当するとき 次の表の左欄に掲げる操業期間に応じ、同表の右欄に掲げる算定方法により算出した額

操業期間	算定方法
1年未満	交付済補助金額の全額
1年以上2年未満	交付済補助金額に90パーセントを乗じた額
2年以上3年未満	交付済補助金額に80パーセントを乗じた額
3年以上4年未満	交付済補助金額に70パーセントを乗じた額
4年以上5年未満	交付済補助金額に60パーセントを乗じた額
5年以上6年未満	交付済補助金額に50パーセントを乗じた額
6年以上7年未満	交付済補助金額に40パーセントを乗じた額
7年以上8年未満	交付済補助金額に30パーセントを乗じた額
8年以上9年未満	交付済補助金額に20パーセントを乗じた額
9年以上10年未満	交付済補助金額に10パーセントを乗じた額

別表（第3条関係）

佐久市商工業振興事業補助金一覧

区分	補助対象	補助率等
工場等用地取得事業	1 特定地域内に工場等の新設、移設又は増設（以下「新設等」という。）をするための用地取得事業で次の要件を満たすもの (1) 操業を開始する日（以下「操業開始日」という。）から10年間は継続して操業すること（市長が認める場合を除く。）。 (2) 取得する用地の面積が1,000平方メートル以上であること。 (3) 操業開始後1年以内における当該工場等の新規常用雇用者の数及び工場等の新設	用地取得価額の30パーセント以内 限度額 3億円 交付方法 補助金の額の確定日の属する年度（以下「交付確定年度」という。）を初年度とする3年間分割交付 ただし、地震その他の災害に備え、危険分散による事業活動の継続性を維持することを目的とした工場等の新設等の場合（公的機関

	<p>等をする者の市内の事業所の常用雇用者の総数のそれぞれが次の基準に該当し、かつ、交付を受けている各年度の末日まで維持されていること。ただし、新規常用雇用者が移住者の場合は、次の基準において、移住者1人の増加につき2人の増加とみなすものとする。</p> <p>ア 新設の場合 中小企業者にあっては5人以上の増加、その他の者にあっては10人以上の増加</p> <p>イ 移設の場合 中小企業者にあっては3人以上の増加、その他の者にあっては5人以上の増加</p> <p>ウ 増設の場合 中小企業者にあっては3人以上の増加、その他の者にあっては5人以上の増加</p> <p>(4) 新規常用雇用者が市内に住所を有する者であること（市長が認める場合を除く。）。</p> <p>(5) 操業開始時期が用地取得後3年以内であること。ただし、災害その他やむを得ない理由があると市長が認めるときは、用地取得後5年以内とする。</p>	<p>による災害発生予測等を勘案し、その必要性が認められるものに限る。以下「災害等危険分散による工場等新設等の場合」という。) 又は国内企業が海外にある工場等における事業を、国内に移転することに伴う工場等の新設等の場合(以下「国内回帰による工場等新設等の場合」という。)は次のとおりとする。</p> <p>用地取得価格の50パーセント 限度額 5億円 交付方法 交付確定年度を初年度とする5年間分割交付</p>
	<p>2 特定地域以外の市域に工場等の新設等をするための用地取得事業で次の要件を満たすもの</p> <p>(1) 操業開始日から10年間は継続して操業すること（市長が認める場合を除く。）。</p> <p>(2) 取得する用地の面積が3,000平方メートル以上であること。</p> <p>(3) 操業開始後1年以内における当該工場等の新規常用雇用者の数及び工場等の新設等をする者の市内の事業所の常用雇用者の総数のそれぞれが次の基準に該当し、かつ、交付を受けている各年度の末日まで維持されていること。ただし、新規常用雇用者が移住者の場合は、次の基準において、移住者1人につき2人の増加とみなすものとする。</p> <p>ア 新設の場合 中小企業者にあっては5人以上の増加、その他の者にあっては10人以上の増加</p> <p>イ 移設の場合 中小企業者にあっては3人以上の増加、その他の者にあっては5人以上の増加</p> <p>ウ 増設の場合 中小企業者にあっては3人以上の増加、その他の者にあっては5人以上の増加</p>	<p>用地取得価額の10パーセント以内 限度額 1億円 交付方法 交付確定年度を初年度とする2年間分割交付</p> <p>ただし、災害等危険分散による工場等新設等の場合又は国内回帰による工場等新設等の場合 用地取得価格の15パーセント 限度額 1億5,000万円 交付方法 交付確定年度を初年度とする3年間分割交付</p>

	(4) 新規常用雇用者が市内に住所を有する者であること（市長が認める場合を除く。）。（5）操業開始時期が用地取得後3年以内であること。ただし、災害その他やむを得ない理由があると市長が認めるときは、用地取得後5年以内とする。	
工場等設置事業	<p>1 特定地域内に家屋等（工場等に係るものに限る。以下同じ。）の新設等をする事業で次の要件を満たすもの</p> <p>(1) 操業開始日から10年間は継続して操業すること（市長が認める場合を除く。）。</p> <p>(2) 投下固定資産総額が次の基準に該当すること。</p> <p>ア 新設又は移設の場合 中小企業者にあっては2,500万円以上、その他の者にあっては1億円以上</p> <p>イ 増設の場合 中小企業者にあっては1,000万円以上、その他の者にあっては5,000万円以上</p> <p>(3) 操業開始後1年以内における当該工場等の新規常用雇用者の数及び家屋等の新設等をする者の市内の事業所の常用雇用者の総数のそれぞれが次の基準に該当し、かつ、これが補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日まで維持されていること。ただし、新規常用雇用者が移住者の場合は、次の基準において移住者1人の増加につき2人の増加とみなすものとする。</p> <p>ア 新設の場合 中小企業者にあっては5人以上の増加、その他の者にあっては10人以上の増加</p> <p>イ 移設の場合 中小企業者にあっては3人以上の増加、その他の者にあっては5人以上の増加</p> <p>ウ 増設の場合 中小企業者にあっては1人以上の増加、その他の者にあっては3人以上の増加</p> <p>(4) 新規常用雇用者が市内に住所を有する者であること（市長が認める場合を除く。）。</p> <p>(5) 3の補助金の交付を受ける事業でないこと。</p> <p>2 特定地域以外の市域に家屋等の新設等をする事業で次の要件を満たすもの</p> <p>(1) 操業開始日から10年間は継続して操業すること（市長が認める場合を除く。）。</p> <p>(2) 投下固定資産総額が次の基準に該当すること。</p> <p>ア 新設又は移設の場合</p>	<p>新設又は移設の場合</p> <p>新設又は移設に伴う投下固定資産（土地を除く。以下「対象投下固定資産」という。）に対し、操業開始後初めて固定資産税が課せられる年度（以下「初年度」という。）から3年間の各年度の当該固定資産税相当額。ただし、地震その他の災害に備え、危険分散による事業活動の継続性を維持することを目的とした家屋等の新設等の場合（公的機関による災害発生予測等を勘案し、その必要性が認められるものに限る。以下「災害等危険分散による家屋等新設等の場合」という。）又は国内企業が海外にある工場等における事業を、国内に移転することに伴う工場等の新設等の場合（以下「国内回帰による工場等新設等の場合」という。）は、初年度から5年間の各年度の当該固定資産税相当額</p> <p>増設の場合</p> <p>増設に伴う対象投下固定資産に対し、初年度から2年間の各年度の当該固定資産税相当額。ただし、災害等危険分散による家屋等新設等の場合又は国内回帰による工場等新設等の場合は、初年度から3年間の各年度の当該固定資産税相当額</p> <p>新設又は移設の場合</p> <p>新設又は移設に伴う対象投下固定資産に対し、初年度から3年間の各年度の当該固定資産税相当額。ただし、災害等危険分散による家屋等新設等の場合又は国内回帰によ</p>

	<p>中小企業者にあっては5,000万円以上、その他の者にあっては1億円以上</p> <p>イ 増設の場合 中小企業者にあっては2,500万円以上、その他の者にあっては5,000万円以上</p> <p>(3) 操業開始後1年以内における当該工場等の新規常用雇用者の数及び家屋等の新設等をする者の市内の事業所の常用雇用者の総数のそれぞれが次の基準に該当し、かつ、これが補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日まで維持されていること。ただし、新規常用雇用者が移住者の場合は、次の基準において、移住者1人の増加につき2人の増加とみなすものとする。</p> <p>ア 新設の場合 中小企業者にあっては5人以上の増加、その他の者にあっては10人以上の増加</p> <p>イ 移設の場合 中小企業者にあっては3人以上の増加、その他の者にあっては5人以上の増加</p> <p>ウ 増設の場合 中小企業者にあっては1人以上の増加、その他のものにあっては3人以上の増加</p> <p>(4) 新規常用雇用者が市内に住所を有する者であること（市長が認める場合を除く。）。</p> <p>(5) 3の補助金の交付を受ける事業でないこと。</p>		る工場等新設等の場合 は、初年度から5年間の各年度の当該固定資産税相当額
	<p>3 市内に家屋等の新設等（市内に工場等を有しない者を除く。）をする事業で次の要件を満たすもの</p> <p>(1) 操業開始日から10年間は継続して操業すること（市長が認める場合を除く。）。</p> <p>(2) 投下固定資産総額が次の基準に該当すること。</p> <p>ア 新設又は移設の場合 中小企業者にあっては2,500万円以上5億円未満、その他の者にあっては1億円以上5億円未満</p> <p>イ 増設の場合 中小企業者にあっては1,000万円以上5億円未満、その他の者にあっては5,000万円以上5億円未満</p> <p>(3) 操業開始後1年以内における当該工場等の新規常用雇用者の数及び家屋等の新設等をする者の市内の事業所の常用雇用者の総数のそれぞれが次の基準に該当し、かつ、これが補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日まで維持されていること。ただし、新規常用雇用者が移住者の場</p>	増設の場合	増設に伴う対象投下固定資産に対し、初年度から2年間の各年度の当該固定資産税相当額。ただし、災害等危険分散による新設等の場合又は国内回帰による工場等新設等の場合は、初年度から3年間の各年度の当該固定資産税相当額
			投下固定資産総額の5パーセント以内

	<p>合は、次の基準において、移住者1人につき2人の増加とみなすものとする。</p> <p>ア 新設の場合 中小企業者にあっては5人以上の増加、その他の者にあっては10人以上の増加</p> <p>イ 移設の場合 中小企業者にあっては3人以上の増加、その他の者にあっては5人以上の増加</p> <p>ウ 増設の場合 中小企業者にあっては1人以上の増加、その他の者にあっては3人以上の増加</p> <p>(4) 新規常用雇用者が市内に住所を有する者であること（市長が認める場合を除く。）。</p> <p>(5) 1又は2の補助金の交付を受ける事業でないこと。</p>	
上記のほか、市長が特に必要と認める事業		その都度市長が別に定める。

【工場等用地取得・設置事業補助金 交付実績一覧表】

○工場等用地取得事業（用地取得費×補助率＝補助金額（千円未満切捨て））

補助開始年	事業業種	市内外の別	所在地	取扱形態	期間	補助要件		新規雇用数※	補助額（千円）	年度別支出（千円）				
						面積（m ² ）	枚数	市内	市外	令和3年度	令和2年度	令和元年度	令和6年度	令和5年度
平成30年度	生産用燃紙器具製造	大	市外 特定地域	中込 新設	5	64,605.98	リスク	39	13	984,900,000	459,258	91,852	91,852	91,851
平成30年度	プラスチック加工機械・同附属装置製造業	大	市外 特定地域	御馬寄 新設	5	27,271.00	リスク	47	10	233,690,519	116,045	23,369	23,369	23,369
令和元年度	クラフト紙袋製造	中小 市内 特定地域	志賀 増設	3	37,013.88		3	3	256,000,000	76,800		25,600	25,600	
令和元年度	電子機械器具・製造・販売	中小 市内 特定地域以外	平賀 移設	3	4,691.00		4	3	36,894,260	3,689		1,230	1,229	
令和元年度	道路貨物運送	中小 市内 特定地域以外	長土呂 増設	5	7,658.00	リスク	6	7	145,000,000	21,750		4,350	4,350	4,350
									115,221	115,221	142,051	146,400	146,399	4,350
														4,350

※事業記載から採業開始時点までの増加数

○工場等設置事業（当該家屋等に係る固定資産税額×補助率（100%）＝補助金額（千円未満切捨て））

補助開始年	事業業種	市内外の別	所在地	取扱形態	期間	補助要件		新規雇用数※	補助額（千円）	年度別支出（千円）				
						取得資産	枚数	市内	市外	令和3年度	令和2年度	令和元年度	令和6年度	令和5年度
平成30年度	生産用燃紙器具製造業	大 市外 特定地域	中込 新設	5	365,100.00		39	13	365,100,000	36,908	7,576	7,558	7,099	7,099
令和元年度	プラスチック加工機械・同附属装置製造業	大 市外 特定地域	御馬寄 新設	5	2,476,000.00		47	10	2,476,000.00	48,874	10,847	8,878	7,329	21,320
令和3年度	クラフト紙袋製造	中小 市内 特定地域	志賀 增設	2	520,152.59		5	1	520,152.590	2,940			1,749	1,191
										7,576	18,423	16,436	16,177	30,110

○工場等設置事業 取得費の5%補助（当該家屋等に係る取扱費×補助率5%＝補助金額（千円未満切捨て））

補助開始年	事業業種	市内外の別	所在地	取扱形態	期間	補助要件		新規雇用数※	補助額（千円）	年度別支出（千円）				
						取得資産	枚数	市内	市外	令和3年度	令和2年度	令和元年度	令和6年度	令和5年度
令和4年度	プラスチック製品製造業	中小 市内 特定地域	安原 移設	1	建物・構築物		3	4	46,514,455	2,325			2,325	
令和4年度	その他の電気機械器具製造業	中小 市内 特定地域以外	原 増設	1	建物・構築物等		3	4	167,223,818	8,381			8,381	
										7,576	18,423	16,436	16,177	30,110
														10,886

【企業立地雇用支援事業補助金 交付実績一覧表】

○企業立地雇用支援事業（新規雇用者数×補助額＝補助金額（千円未満切捨て））

補助開始年	事業業種	市内外の別	所在地	取扱形態	期間	補助要件		新規雇用数※	1人当たり補助額（千円）	補助予定期（千円）	年度別支出（千円）			
						市内予定期数	枚数	市内	市外	令和3年度	令和2年度	令和元年度	令和6年度	令和5年度
令和元年度	はん用機械器具製造業	中小 市内	根々井 増設	3	142		264	165	600,000	99,600		34,500	47,100	18,000
(1年目)							116	115	600,000	69,000		34,500	34,500	
(2年目)							30	21	600,000	12,600		12,600		
(3年目)							56	30	600,000	18,000		18,000		

令和5年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	企業立地雇用支援事業補助金		
事務事業名称	企業立地雇用支援事業	事務事業コード	3413-2
所 管	経済 部 商工振興 課 工業振興・産業立地推進 係		

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(奨励的補助金)	
根拠法令等名称	佐久市商工業振興条例施行規則		法令種別	規則
始期	平成 22 年度 (経過年数 13 年)	終期設定	(有・無)	終期 令和 年度
目的	大規模な雇用を計画する企業に対し、雇用分野に特化した補助制度を設けることで立地意欲を促し、地域経済の活性化及び雇用の創出に効果的な企業誘致を行う。			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	企業の用地取得を伴う立地の際に、市内新規雇用者を一定以上雇用した場合は、対象雇用者数 × 40万円(移住者の場合、対象雇用者数 × 80万円)			
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)		<input checked="" type="checkbox"/> 不特定団体 <input type="checkbox"/> 個人	
	名称(個人は除く) 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、情報サービス業、コールセンター業、自然科学研究所			
指標設定	設定の考え方	用地取得に伴う大規模立地を行う企業による佐久市民の新規雇用者数	目標値	30人
	指標が数値でない場合の評価方法			

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
交付件数	1 件	0 件	
決算額(予算額)	7,800,000 円	0 円	0 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円
	一般財源	7,800,000 円	0 円
指標	目標値 (単位)	30 人	0 人
	実績値 (単位)	30 人	0 人
	達成率	100.0 %	0.0 %
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	<input type="radio"/>	左記の理由、課題等	企業誘致を行う上で、優遇施策(補助金)は大変重要な一つの要素である。本補助制度は、これまでに立地した企業からの評価も高く、また、新たに市民雇用することを要件としていることから、市の財源確保や雇用創出にも寄与している。
	有効性	<input type="radio"/>		引き続き、他自治体の補助制度等を分析し、社会情勢と企業ニーズに即した補助制度への転換を検討する必要がある。

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	手法等の見直し
今後の取組方針	目的を達成するための施策の一つとして、一定の効果があるものの、少子高齢化や感染症、さらに国際的な社会情勢等の影響により、時代の潮流や企業ニーズの変化が見られる。県や企業等からの情報収集などにより、時代に即した補助制度とするため手法を見直すとともに、具体的な終期を定める。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	×
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○
※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 -：該当なし		
【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】		
⑤企業立地は、経営状況や社会情勢などの要因が大きく影響するため、ニーズや社会情勢等を踏まえ、適宜見直しを実施しており、終期を設定していない。ただし、補助金の効果検証や見直しの機会とするため、5年以内(市単独補助終期)を目途に終期を定めるとともに、ニーズ調査を行い、成果が得られるように制度のあり方についての見直しを行う。		
⑧少子高齢化が進む中、働く世代の希望をかなえ、選ばれるまちを目指すために、受け皿となる「働く場所」の創出が必要となるなかで、雇用の成果そのものに対する補助とすることで、多くの雇用を必要とする企業を呼び込むための補助制度としている。		

○佐久市商工業振興条例

(補助金の交付)

第3条 市長は、次に掲げる商工業振興事業について、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

(11) 企業立地雇用支援事業

(助成の取消し等)

第5条 市長は、第3条第1項に規定する補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の対象となった事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止したとき。
- (3) 補助金の交付の対象となった施設等の全部又は一部を目的外使用したとき。
- (4) 補助金の交付の対象となった施設等を譲渡し、若しくは廃棄し、又は他の市区町村の区域に移転したとき。

○佐久市商工業振興条例施行規則

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(14) 常用雇用者 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者として雇用されている者をいう。

(15) 移住者 平成31年4月1日以降に転入し、市内の住民基本台帳に記録された者で、その転入の日から起算して過去5年以内に佐久広域連合組織市町村の住民基本台帳に記録されたことのないものをいう。

(補助金の交付の申請)

第5条 条例第3条に規定する補助金の交付を受けようとする者（工場等用地取得事業等に係る補助金にあっては、前条の規定による補助事業の認定を受けた者に限る。）は、商工業振興事業補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類（工場等用地取得事業等に係る補助金にあっては、第7条に規定する書類）を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の返還額の算定方法)

第12条 条例第5条の規定により返還させる補助金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、災害等補助事業者の責任によらない事由により同条各号のいずれかに該当することとなったときは、当該事由を勘案して市長が定める額とする。

(1) 条例第3条第1項第9号から第11号までに掲げる事業に係る補助金の交付を受けた者が、条例第5条第2号又は第4号から第6号までのいずれかに該当するとき 次の表の左欄に掲げる操業期間に応じ、同表の右欄に掲げる算定方法により算出した額

操業期間	算定方法
1年未満	交付済補助金額の全額
1年以上2年未満	交付済補助金額に90パーセントを乗じた額
2年以上3年未満	交付済補助金額に80パーセントを乗じた額
3年以上4年未満	交付済補助金額に70パーセントを乗じた額
4年以上5年未満	交付済補助金額に60パーセントを乗じた額
5年以上6年未満	交付済補助金額に50パーセントを乗じた額
6年以上7年未満	交付済補助金額に40パーセントを乗じた額
7年以上8年未満	交付済補助金額に30パーセントを乗じた額
8年以上9年未満	交付済補助金額に20パーセントを乗じた額

9年以上10年未満

交付済補助金額に10パーセントを乗じた額

別表（第3条関係）

佐久市商工業振興事業補助金一覧

区分	補助対象	補助率等
企業立地雇用支援事業	<p>工場等用地取得事業の対象であって、次の要件を満たすもの</p> <p>(1) 操業開始後1年以内における当該工場等の新規常用雇用者の数及び工場等の新設等をする者の市内の事業所の常用雇用者の総数のそれぞれが中小企業者にあっては10人以上、その他の者にあっては30人以上の増加となること。ただし、新規常用雇用者が移住者の場合は、移住者1人につき2人の増加とみなすものとする。</p> <p>(2) 前号の新規常用雇用者について、1年以上継続して雇用が維持されていること。</p>	<p>対象雇用者数（次の(1)から(3)までに定める者の合計数をいう。以下同じ。）×40万円</p> <p>ただし、新規常用雇用者が移住者の場合は、対象雇用者数×80万円とする。</p> <p>(1) 操業開始時における新規常用雇用者のうち、操業開始日から1年を経過した日まで継続して雇用したもの</p> <p>(2) 操業開始日から1年を経過した日における新規常用雇用者のうち、操業開始日から2年を経過した日まで継続して雇用したもの ((1)に該当する者を除く。)</p> <p>(3) 操業開始日から2年を経過する日における新規常用雇用者のうち、操業開始日から3年を経過した日まで継続して雇用したもの ((1)及び(2)に該当する者を除く。)</p> <p>交付方法 (1)から(3)までのそれぞれの雇用者数が確定する年度（以下「雇用者数確定年度」という。）ごとに交付（1年度当たりの交付額が5,000万円以上となる場合は、雇用者数確定年度を初年度とする2年間の分割交付）</p> <p>限度額 1億円</p>
上記のほか、市長が特に必要と認める事業		その都度市長が別に定める。

【工場等用地取得・設置事業補助金 交付実績一覧表】

○工場等用地取扱事業（用地買入費×補助率＝補助金額（千円未満切捨て））

補助開始 年度	事業業種	企業規模	市内外 の別	所在地	取得 形態	期間	補助要件		新規雇用数※ 経営 市内	取得額 (千円)	年度別支出 (千円)				
							面積 (m ²)	リスク			年3.0年度	年4.0年度	年5.0年度	年6.0年度	
平成30年度	生産用燃焼器具製造	大	市外	特定地域	中込	新設	5	64,695.98	リスク	39	13	984,900,000	459,258	91,852	91,851
平成30年度	プラスチック加工機械・同附属装置製造業	大	市外	特定地域	御馬町	新設	5	27,271.00	リスク	47	10	233,690,519	116,945	23,369	23,369
令和元年度	クラフト紙袋製造	中小	市内	特定地域	志賀	増設	3	37103.88		3	3	256,000,000	76,000	25,600	25,600
令和元年度	電子燃焼器具開発・製造・販売	中小	市内	特定地域以外	平賀	移設	3	4,691.00		4	3	36,894,260	3,689	1,230	1,229
令和元年度	道路貨物運送	中小	市内	特定地域以外	長土呂	増設	5	7858.00	リスク	6	7	145,000,000	21,750	4,350	4,350
										115,221	115,221	142,051	146,400	146,399	4,350
															4,350

※事業認定から授業開始時点までの増加数

○工場等設備事業（当該事業等に係る固定資産税額×補助率（100%）＝補助金額（千円未満切捨て））

補助開始 年度	事業業種	企業規模	市内外 の別	所在地	取得 形態	期間	補助要件		新規雇用数※ 経営 市内	取得額 (千円)	年度別支出 (千円)				
							取得資産	リスク			年3.0年度	年4.0年度	年5.0年度	年6.0年度	
平成30年度	生産用燃焼器具製造業	大	市外	特定地域	中込	新設	5	连物	リスク	39	13	365,100,000	36,908	7,576	7,556
令和元年度	プラスチック加工機械・同附属装置製造業	大	市外	特定地域	御馬町	新設	5	连物・機械装置	リスク	47	10	2,476,000,000	48,874	10,847	8,878
令和元年度	クラフト紙袋製造	中小	市内	特定地域	志賀	増設	2	连物・機械装置		5	1	520,152,580	2,940	1,749	1,749
										7,576	18,423	16,438	16,177	30,110	

○工場等設備事業 取得費の5%補助（当該事業等に係る取得費×補助率5%＝補助金額（千円未満切捨て））

補助開始 年度	事業業種	企業規模	市内外 の別	所在地	取得 形態	期間	補助要件		新規雇用数※ 経営 市内	取得額 (千円)	年度別支出 (千円)				
							取得資産	リスク			年3.0年度	年4.0年度	年5.0年度	年6.0年度	
令和元年度	プラスチック製品製造業	中小	市内	特定地域以外	安原	移設	1	建物・構築物		3	4	46,514,455	2,325	2,325	
令和元年度	その他の電気燃焼器具製造業	中小	市内	特定地域以外	原	増設	1	建物・機械装置等		3	4	167,223,818	8,361	8,361	
										10,686					

【企業立地雇用支援事業補助金 交付実績一覧表】

○企業立地雇用支援事業（新規雇用者数×補助率5%＝補助金額（千円未満切捨て））

補助開始 年度	事業業種	企業規模	市内外 の別	所在地	取得 形態	期間	補助要件		新規雇用数※ 1人当たり補助額 (千円)	取得額 (千円)	年度別支出 (千円)				
							市内予定入数	経営 市内			年3.0年度	年4.0年度	年5.0年度	年6.0年度	
令和元年度	はん用燃焼器具製造業	中小	市内	特定地域	根々井	増設	3	142	166	600,000	99,600	34,500	47,100	18,000	
(1年目)															
(2年目)															
(3年目)															

令和5年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	猫繁殖制限手術費補助金			
事務事業名称	猫繁殖制限手術費補助事業		事務事業コード	5112-8
所 管	環境 部 環境政策 課 環境保全 係			

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(奨励的補助金)	
根拠法令等名称	佐久市猫繁殖制限手術費補助金交付要綱			法令種別 要綱
始期	平成 24 年度 (経過年数 11 年)	終期設定 ((有・無))	終期	令和 5 年度
目的	飼い主のいない猫の増加を防止し、市民の快適な生活環境の保持を図るため、飼い猫又は飼い主のいない猫の不妊手術又は去勢手術に要する経費に対して補助金を交付する。			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。 (1) 飼い猫 不妊手術にあっては1匹につき5,000円、去勢手術にあっては1匹につき3,000円 (2) 飼い主のいない猫 不妊手術にあっては1匹につき8,000円(妊娠している場合であって別途処置費用が発生するものに限り、一匹につき10,000円)、去勢手術にあっては1匹につき5,000円			
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input checked="" type="checkbox"/> 不特定団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人			
名称(個人は除く)				
指標設定	設定の考え方	飼い猫100件、飼い主のいない猫650件を目標値として設定する。		目標値 750件
	指標が数値でない場合の評価方法			

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
交付件数	766 件	796 件	
決算額(予算額)	4,874,700 円	5,174,100 円	2,200,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	3,675,700 円	3,975,100 円
	一般財源	1,199,000 円	1,199,000 円
指標	目標値 (単位)	600 件	600 件
	実績値 (単位)	766 件	796 件
	達成率	127.7 %	132.7 %
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	<ul style="list-style-type: none"> ・飼い猫95件 ・飼い主のいない猫671件(飼い猫分の予算減額) 	<ul style="list-style-type: none"> ・飼い猫99件 ・飼い主のいない猫697件

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	◎	左記の理由、課題等	・飼い主のいない猫に対する補助金の交付件数は増加しており、市民の快適な生活環境を保持するためには事業を継続して実施する必要がある。
	有効性	○		・不妊去勢手術を実施した地域では、飼い主のいない猫の繁殖が抑制されたとの報告があり、一定の効果が認められる。

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・財源確保の手法として引き続きふるさと納税制度を利用した寄附を募り、短期的に手術頭数を増加させていくことで効果を上げていく。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—

※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 -：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

○佐久市猫繁殖制限手術費補助金交付要綱

平成24年3月28日告示第35号

改正

平成27年3月24日告示第32号

平成30年3月22日告示第38号

令和2年3月25日告示第42号

佐久市猫繁殖制限手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫の増加を防止し、市民の快適な生活環境の保持を図るため、飼い猫又は飼い主のいない猫の不妊手術又は去勢手術（以下「繁殖制限手術」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 不妊手術 卵巣及び子宮を摘出する手術をいう。

(2) 去勢手術 精巣を摘出する手術をいう。

(3) 飼い猫 飼い主が所有又は占有の意思を持って、継続的に給餌、給水等の世話をし、管理している猫をいう。

(4) 飼い主のいない猫 市内に生息する前号以外の猫をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 市内に居住し、市税等の滞納がない者であって、自らが飼育する飼い猫に市内の動物病院で繁殖制限手術を受けさせたもの

(2) 市内に居住する個人又は市内で活動する団体であって、飼い主のいない猫に市内の動物病院で繁殖制限手術を受けさせたもの

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

(1) 飼い猫 不妊手術にあっては1匹につき5,000円、去勢手術にあっては1匹につき3,000円

(2) 飼い主のいない猫 不妊手術にあっては1匹につき8,000円、去勢手術にあっては1匹につき5,000円

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、佐久市猫繁殖制限手術費補助金交付申請書（兼請求書）（飼い猫用）（様式第1号）又は佐久市猫繁殖制限手術費補助金交付申請書（兼請求書）（飼い主のいない猫用）（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて、当該繁殖制限手術の完了した日の属する年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

(1) 繁殖制限手術に係る手術費の領収書の原本

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、佐久市猫繁殖制限手術費補助金交付決定・確定通知書（様式第3号）又は佐久市猫繁殖制限手術費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(遵守事項)

第7条 飼い主のいない猫に係る補助金の申請者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 繁殖制限手術後の飼い主のいない猫のうち、譲渡可能なものについては終生屋内飼養をする者へ譲渡するよう努めること。

(2) 繁殖制限手術後の飼い主のいない猫を当該手術前の生息場所に戻す場合は、トイレの設置、餌の適正な管理等周辺環境の美化を図るとともに近隣住民の理解を得るよう努めること。

(3) 繁殖制限手術後の飼い主のいない猫が、当該手術済みであることを識別できるよう耳カット等の措置を講ずること。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に施術した繁殖制限手術について適用する。
(失効)
- 2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成27年3月24日告示第32号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、告示の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の佐久市猫繁殖制限手術費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われた繁殖制限手術に係る申請について適用し、同日前に行われた繁殖制限手術に係る申請については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年3月22日告示第38号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和2年3月25日告示第42号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

令和5年度

猫繁殖制限手術費補助金の交付

飼い主のいない猫の増加を防止し、市民の快適な生活環境の保持を図るため、
飼い猫・飼い主のいない猫の不妊去勢手術費に対し補助金を交付します。

飼い猫

対象	市内に居住し市税等の滞納がない方であり、自らが飼育する飼い猫に 市内の動物病院で不妊去勢手術を受けさせた方
補助金額	去勢手術（オス） 上限3,000円/頭 不妊手術（メス） 上限5,000円/頭

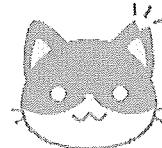
飼い主のいない猫

対象	市内に居住する個人または市内で活動する団体であり、飼い主のいない猫に 市内の動物病院で不妊去勢手術を受けさせた方
補助金額	去勢手術（オス） 上限5,000円/頭 不妊手術（メス） 上限8,000円/頭 ※ただし、不妊手術において妊娠している場合で別途処置費用がかかるものに かぎり、上限10,000円/頭

申請方法

- 提出先 環境政策課または各支所経済建設環境係
- 申請受付 令和5年4月1日から令和6年3月31日までに受けた手術について
令和6年3月31日までに申請 ※申請額が予算額に達した場合は受付終了
- 申請に必要なもの 申請書（獣医師の証明必要）、手術費の領収書の原本

クラウドファンディング実施中 TNR活動応援プロジェクト



増えてしまった飼い主のいない猫を地域の課題として解決していくため、不妊去勢手術費用の一部を補助する事業を実施しています。これまで、飼養放棄や無責任なエサやりなどにより、飼い主のいない猫は増え、交通事故に遭ったり飢えや病気で亡くなったりする不幸な命も少なくありませんでしたが、補助事業の実施、啓発活動の取り組みにより、TNR活動にご理解ご協力いただける方々も増え、令和4年度は697頭の猫に補助金を交付することができました。

今年度も飼い主のいない猫の不妊去勢手術費に対して補助を行うとともに、TNR活動の促進を図る経費に活用するため、クラウドファンディングを実施します。引き続き、人と猫が共生できる社会を目指していきますので、皆さんの応援をお願いします。

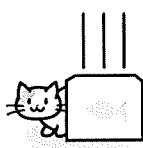
実施
期間

4月21日(金)～7月19日(水)

猫を捕獲し

不妊去勢手術を施術して

元の場所に戻す



①Trap



Neuter



Return

プロジェクトページ

([https://fcf.furunavi.jp/Project/
Detail?projectid=350](https://fcf.furunavi.jp/Project/Detail?projectid=350))
よりお申し込みください。



寄附
方法

※インターネットが利用でき
ない方は、環境政策課
までご連絡ください。

問合せ 環境政策課 ☎62-2917



長野県佐久市

TNR活動応援プロジェクト

佐久市では、飼い主のいない猫の繁殖を防ぐため、不妊去勢手術費用の一部を補助する事業を実施しています。

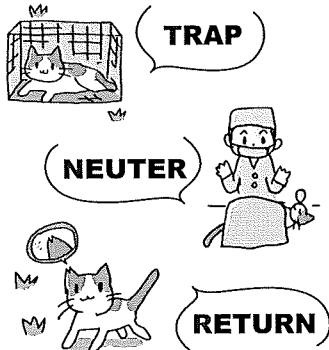
これまでの取組みにより、TNR活動にご理解ご協力いただけた方が増えており、飼い主のいない猫が寿命を全うできた地域もあります。

一方で、猫の習性を十分理解されていない方が、飼い主のいない猫にエサを与えたり、飼育管理が可能な範囲以上に頭数を増やしてしまい飼育崩壊になったりすること等による頭数の増加が問題になっている地域もあります。

そこで、より多くの飼い主のいない猫に不妊去勢手術を受けさせられるよう、継続して補助事業に取組み、「人と猫が共生できるまち」を目指すため、クラウドファンディングを実施します。ぜひ、このプロジェクトを応援いただきまますようお願いします。

TNR活動とは…

猫を Trap……捕獲器で捕獲し
Neuter…不妊去勢手術をし
Return…元の場所へ戻す
活動のことです



ふるなび
クラウド
ファンディング
実施中

受付期間 令和5年7月19日(水)まで

お申し込みはインターネットから！

URL : <https://fcf.furunavi.jp/Project/Detail?projectId=350>



みんなの力で守れる猫の命がある
人と猫が共生できるまちを目指して！

お問い合わせ先

佐久市役所 環境部 環境政策課 TEL 0267-62-2917

令和5年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	太陽光発電設備・蓄電システム導入補助金				
事務事業名称	環境普及啓発事業		事務事業コード	5211-1	
所 管	環境 部	環境政策 課	環境政策	係	

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(奨励的補助金)		
根拠法令等名称	太陽光発電設備・蓄電システム導入補助金要綱			法令種別	要綱
始期	平成 26 年度 (経過年数 9 年)	終期設定	((有)・無)	終期	令和 5 年度
目的	年間日照時間が長い本市の特性を生かし、太陽光の活用による自然エネルギーの更なる普及を図ることにより、エネルギーの地産地消を促進し、脱炭素社会の構築に寄与するため				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	○太陽光発電設備の設置に係る費用 ・新築(建物完成後1年未満) 1キロワット当たり1万円、上限額10万円 ・既築(建物完成後1年以上経過) 1キロワット当たり3万円、上限額20万円 ○蓄電システム設置に係る費用(太陽光発電設備と共に設置する場合) 実支出額に対し10万円限度				
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの) <input type="checkbox"/> 不特定団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人				
指標設定	名称(個人は除く)	設定の考え方	温室効果ガス排出量削減目標達成のため、補助金交付により設置された太陽光発電設備の設置件数	目標値	320件
		指標が数値でない場合の評価方法			

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
交付件数	245 件	258 件	
決算額(予算額)	34,114,000 円	38,809,000 円	40,000,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円
	一般財源	34,114,000 円	38,809,000 円
指標	目標値 (単位)	320 件	320 件
	実績値 (単位)	245 件	258 件
	達成率	76.6 %	80.6 %
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	基準年度(2013年度)比で、温室効果ガス排出量を、11%削減(2018年実績)	基準年度(2013年度)比で、温室効果ガス排出量を、15%削減(2019年実績)

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・実績値が目標値を下回っているが、R3に既築住宅への太陽光設置に対する補助率を見直したことにより、既築住宅は前年度より増加傾向となっている。また、半導体不足や売電単価の減少、さらにはコロナ禍という厳しい状況の中でも一定数の件数を得られており、行政目的達成のための手段としては妥当性がある。
	有効性	△		・達成率は、100%に満たないものの、補助制度があることにより市民が再生可能エネルギーの活用を検討する機会の確保に繋がっていることから、再生可能エネルギーの普及に一定の効果があると考えられる。

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。 ・市民からの要望や国の動向等を踏まえ、よりよい成果が得られるよう補助制度の内容について終期を目途に検討する。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—

※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 -：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

○佐久市太陽光発電設備・蓄電システム導入補助金交付要綱

平成26年3月25日告示第28号

改正

平成27年2月9日告示第17号
平成28年3月24日告示第40号
平成29年3月17日告示第19号
平成30年3月22日告示第39号
平成31年3月22日告示第22号
令和2年3月25日告示第43号
令和3年3月19日告示第30号

佐久市太陽光発電設備・蓄電システム導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、年間日照時間が長い本市の地域特性を生かし、太陽光の活用による自然エネルギーの更なる普及を図ることにより、エネルギーの地産地消を促進し、低炭素社会の構築に寄与するため、太陽光発電設備及び蓄電システムの導入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽電池その他の設備を用いて太陽光を変換して電気を得る設備をいう。
- (2) 蓄電システム 住宅等に設置されるもので、太陽光発電設備と連結し、発電した電力を蓄電するものをいう。
- (3) 建物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (4) 電気事業者 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号、第6号又は第8号に規定する者をいう。
- (5) 対象設備 市内に存する建物の屋根又は壁に設置する太陽光発電設備（太陽光発電設備を構成する設備の一部のみを設置する場合を除く。以下同じ。）及び蓄電システム（太陽光発電設備と共に設置するものに限る。）をいう。ただし、未使用品（蓄電システムにあっては、未使用品であり、かつ、国が行うネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化支援事業の対象製品として登録のあるもの）に限る。
- (6) 自家消費 対象設備により発電した電気を自己の所有に属する建物、居住している建物又は事務所、事業所等として使用している建物で使用することをいう。
- (7) 新築 建物のうち、補助金の交付申請時において完成後1年未満のもの又はこれから建築されるもの若しくは建築中のものをいう。
- (8) 既築 建物のうち、補助金の交付申請時において完成後1年以上が経過しているものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、建物に対象設備を設置しようとする個人又は法人その他の団体（佐久市商工業振興条例（平成17年佐久市条例第129号）に基づく新エネルギー・省エネルギー施設整備事業に係る補助金の交付を受けた者を除く。）であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する者
 - ア 自己の所有に属する建物に設置しようとする者
 - イ 他人の所有に属する建物に居住し、又は事務所、事業所等を置く者で、当該建物に設置しようとするもの
- (2) 対象設備により発電した電気の一部又は全部を自家消費しようとする者
- (3) 市税等の滞納がない者

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、次に掲げる対象設備の設置（以下「補助事業」という。）に要する費用（工事に要する費用を含む。）とする。

- (1) 太陽光発電設備

- ア 太陽電池モジュール
 イ 架台
 ウ 接続箱
 エ 直流側開閉器
 オ インバータ
 カ 保護装置
 キ 発生電力量計
 ク 余剰電力販売用電力計
 ケ 配線・配線器具
 コ アからケまでに掲げるもののほか、市長が特に認めるもの
 (2) 蓄電システム
 ア 蓄電池本体
 イ インバータ
 ウ ア又はイに掲げるもののほか、市長が特に認めるもの
 (補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の表のとおりとする。

対象設備	区分	補助金の額
太陽光発電設備	新築	1キロワット当たり1万円に、太陽光発電設備を構成する太陽電池の最大出力（キロワット表示とし、小数点以下第2位未満の端数については、四捨五入する。）を乗じて得た額とし、一の補助対象者の太陽光発電設備の設置に対し10万円を限度とする。
	既築	1キロワット当たり3万円に、太陽光発電設備を構成する太陽電池の最大出力（キロワット表示とし、小数点以下第2位未満の端数については、四捨五入する。）を乗じて得た額とし、一の補助対象者の太陽光発電設備の設置に対し20万円を限度とする。
蓄電システム	新築	補助対象経費の実支出額とし、一の補助対象者の蓄電システムの設置に対し10万円を限度とする。
	既築	

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金交付申請書の様式等)

第6条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書は、佐久市太陽光発電設備・蓄電システム導入補助金交付申請書（様式第1号。以下「補助金交付申請書」という。）によるものとする。

2 補助金交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 対象設備の設置に関する見積書の写し（費用の内訳が記載されているもの）
- (2) 補助対象者が第3条第1号イに該当する場合にあっては、設置承諾書
- (3) 対象設備の設置前の状況が確認できる写真
- (4) 設置予定箇所の位置図（住宅案内図等）
- (5) 太陽電池モジュールの配置図
- (6) 対象設備の形状、規格等が分かるもの（パンフレット等）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助事業の内容変更等)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、遅滞なくその旨を市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項に規定する承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 佐久市太陽光発電設備・蓄電システム導入補助金変更承認申請書（様式第2号）

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 佐久市太陽光発電設備・蓄電システム導入
補助金中止・廃止承認申請書（様式第3号）
(実績報告書の様式等)

第8条 規則第12条に規定する実績報告書は、佐久市太陽光発電設備・蓄電システム導入補助金実績報告書（様式第4号。以下「実績報告書」という。）によるものとする。

- 2 実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 対象設備の設置に要した費用に係る領収書の写し及び内訳書
 - (2) 対象設備の設置状況が確認できる写真
 - (3) しゅん工検査の試験記録書の写し
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金交付請求書の様式)

第9条 規則第14条に規定する補助金等交付請求書は、佐久市太陽光発電設備・蓄電システム導入補助金交付請求書（様式第5号）によるものとする。

(協力)

第10条 市長は、対象設備を設置し、補助金の交付を受けた者（以下「設置者」という。）に対し、対象設備を設置した月から起算して3年間、発電量、売電量及び買電量データの提示等の必要な協力を求めることができる。

(財産の処分制限)

第11条 設置者は、補助事業完了の翌月から起算して、太陽光発電設備にあっては10年以内に、蓄電システムにあっては6年以内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するときは、市長の承認を受けなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
(佐久市太陽光発電システム普及促進事業補助金交付要綱の廃止)
- 2 佐久市太陽光発電システム普及促進事業補助金交付要綱（平成20年佐久市告示第28号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
(旧要綱の廃止に伴う経過措置)
- 3 平成26年3月31日までに旧要綱の規定に基づき補助金の交付決定がなされたものについては、なお従前の例による。
(この要綱の失効)
- 4 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。
(この要綱の失効に伴う経過措置)
- 5 この要綱の失効前に、この要綱の規定に基づき補助金の交付決定がなされたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成27年2月9日告示第17号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日告示第40号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月17日告示第19号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成30年3月22日告示第39号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成31年3月22日告示第22号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の佐久市太陽光エネルギー普及事業補助金交付要綱第4条の規定は、平成

31年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月25日告示第43号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の佐久市太陽光エネルギー普及事業補助金交付要綱第10条の規定は、令和2年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月19日告示第30号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の佐久市太陽光発電設備・蓄電システム導入補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われた対象設備の設置に係る申請について適用し、同日前に行われた対象設備の設置に係る申請については、なお従前の例による。

令和5年度 省エネ・再エネ・脱炭素 補助メニュー

電気冷蔵庫

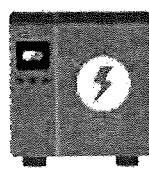
LED 照明

太陽光発電

蓄電システム

電気自動車

ペレットストーブ



各メニューは、予算の範囲内で補助金を交付します。

詳細については、ホームページをご覧いただくか、環境政策課へお問い合わせください。

電気冷蔵庫補助金

補助内容: 11年以上お使いの電気冷蔵庫の買い替えに対する補助

補助金額: 市内に本店を有する事業所からの購入で最大 3万円 (補助率 1/5 以内)



上記以外の事業所からの購入で最大 1万円 (補助率 1/10 以内)

予算額: 810万円 (先着順)

補助条件: 平成24年(2012年)以前の製造で、11年以上お使いの電気冷蔵庫の買い替えであること、経済産業省が定める省エネ基準達成率が100%以上のもの 等

詳細は HP へ



LED 照明補助金

補助内容: 蛍光灯等から LED 照明への買い替えに対する補助

補助金額: 市内に本店を有する事業所からの購入で最大 5千円 (補助率 1/2 以内)



上記以外の事業所からの購入で最大 2千円 (補助率 1/4 以内)

予算額: 140万円 (先着順)

補助条件: 購入価格の合計が 5千円以上のものが対象 等

(裏面へ続く)

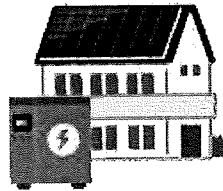
太陽光発電設備・蓄電システム補助金

補助内容:建物の屋根または壁面に設置する太陽光発電設備および
太陽光発電設備と一緒に設置する蓄電システムに対する補助

補助金額:新築の場合 最大 10万円 (1kwあたり 1 万円)

既築の場合 最大 20万円 (1kwあたり 3 万円)

蓄電システム 最大 10万円 (実支出額に対して)



詳細は HP へ



予算額:4,000 万円 (先着順)

補助条件:着工前申請、蓄電システムは太陽光発電設備と一緒に設置する場合のみ対象、野立てや全量売電は対象外 等

電気自動車補助金



補助内容:国の補助金交付を受けて購入する電気自動車に対する上乗せ補助

補助金額:最大 20万円 (国の補助金額の 1/2 以内)

詳細は HP へ



見込台数:20台/年 (先着順)

補助条件:国の補助金確定日の翌日から 90 日以内に申請 等

ペレットストーブ補助金



補助内容:住宅や事務所へのペレットストーブ設置に対する補助

補助金額:最大 15万円 (補助率 1/2 以内)

詳細は HP へ



見込台数:20台/年 (先着順)

補助条件:着工前申請、県内で製造・販売されたペレットの活用 等



お問い合わせ先

環境部 環境政策課 環境政策係 (市役所 3 階)

受付時間 平日 8 時 30 分~17 時 15 分まで

☎:0267-62-2917(直通)

✉:kankyoseisaku@city.saku.nagano.jp

令和5年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	省エネ家電製品普及促進事業補助金		
事務事業名称	環境普及啓発事業	事務事業コード	5211-1
所 管	環境 部 環境政策 課 環境政策 係		

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(奨励的補助金)	
根拠法令等名称	佐久市省エネ家電製品普及促進事業補助金交付要綱		法令種別 要綱	
始期	令和 3 年度 (経過年数 2 年)	終期設定	(有・無)	終期 令和 5 年度
目的	古い家電製品から省エネ家電製品への買換えによる普及促進を図ることにより地球温暖化を防止するとともに、市民の地球温暖化防止への意識啓発に寄与するため			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	<p>【対象者】市内に住所を有し、かつ、自らが居住している市内にある住宅(店舗付き住宅を含む。)に対象設備を設置する個人 【対象経費、補助率等】 (LED) 市内本店事業者からの購入:補助率1/2(工事費含む)※補助限度額5千円、購入価格の合計額が5千円以上の場合に限る。 上記以外からの購入:補助率1/4(工事費含む)※補助限度額2千円、購入価格の合計額が5千円以上の場合に限る。 (冷蔵庫) 市内本店事業者からの購入:補助率1/5(補助限度額3万円)、左記以外からの購入:補助率1/10(補助限度額1万円)</p>			
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの) <input type="checkbox"/> 不特定団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 名称(個人は除く)			
指標設定	設定の考え方	温室効果ガス排出量削減目標達成のため、補助金交付により設置された省エネ家電の普及件数	目標値	LED:400件 冷蔵庫:250台
	指標が数値でない場合の評価方法			

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度
交付件数	410 件		612 件		
決算額(予算額)	5,075,500 円		7,590,000 円		9,500,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	5,071,000 円	7,590,000 円	9,500,000 円	
	一般財源	4,500 円	0 円	0 円	
指標	目標値 (単位)	LED…400件 冷蔵庫…200台	LED…400件 冷蔵庫…200台	LED…400件 冷蔵庫…250台	
	実績値 (単位)	LED…218件 冷蔵庫…192台	LED…357件 冷蔵庫…255台		
	達成率	LED…54.4 冷蔵庫…96.0 %	LED…89.3 冷蔵庫…127.5 %		
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	-	-		

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	<input type="radio"/>	左記の理由、課題等	LEDは、ほぼ期待水準に近いの実績となった。 また、冷蔵庫においては、期待水準を上回る実績となり、市内の省エネ・省CO2の目的達成に一定の効果が得られたと考えられる。
	有効性	<input type="radio"/>		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・市域における2027年度の温室効果ガス排出量を、基準年度(2013年度)比43%削減目標に向け、有効な施策であることから引き続きしていく。また、効果的な活用が図られるよう周知・啓発していくとともに、実績の評価・分析を行い、その結果に基づき必要に応じて見直し等を図る。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—
※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 -：該当なし		
【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】		

改正

令和4年2月4日告示第21号

令和5年2月9日告示第27号

佐久市省エネ家電製品普及促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、古い家電製品から省エネ家電製品への買換えによる普及促進を図ることにより地球温暖化を防止するとともに、市民の地球温暖化防止への意識啓発に寄与するため、省エネ家電製品の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「省エネ家電製品」とは、LED照明及び電気冷蔵庫をいう。

(対象製品)

第3条 補助金の交付の対象となる省エネ家電製品（以下「対象製品」という。）は、市内の事業所において購入した未使用品であり、かつ、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) LED照明

- ア 既存の照明（LED照明を除く。）からの買換えであること。
- イ 買い換えるLED照明の購入価格の合計額が、5千円以上であること。
- ウ 設置工事を伴うLED照明については、購入価格に設置工事費を含むこと。

(2) 電気冷蔵庫

- ア 既存の電気冷蔵庫（平成24年以前に製造されたものに限る。）からの買換えであること。
- イ 申請できる台数は、1台までとする。
- ウ 購入時点において、経済産業省が定める最新の省エネ基準達成率が100パーセント以上であること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、自らが居住している市内にある住宅（店舗付き住宅を含む。）に対象製品を設置する者
- (2) 市税等の滞納がない者
- (3) 同一世帯において、申請する対象製品と同一の対象製品に係るこの要綱による補助金の交付を受けた者がいないこと。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、次の表のとおりとする。

対象製品の種類	補助対象経費	購入事業所の区分	補助率	補助限度額
LED照明	本体の購入価格の合計額（設置工事費及び消費税を含む。）	市内に本店を有する事業所	補助対象経費の2分の1以内	5千円
		上記以外の事業所	補助対象経費の4分の1以内	2千円
電気冷蔵庫	本体の購入価格（消費税を含む。）	市内に本店を有する事業所	補助対象経費の5分の1以内	3万円
		上記以外の事業所	補助対象経費の10分の1以内	1万円

2 前項の規定により算出した補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

- 3 国、県その他の団体の補助制度と併用する場合は、補助対象経費の額から当該補助制度で受ける補助金の額を控除するものとする。
- 4 L E D 照明の補助対象経費が、市内に本店を有する事業所及びそれ以外の事業所で購入した金額の合算であった場合、補助率は、それぞれの事業所区分に応じた率とし、補助限度額は2千円とする。

(交付申請書等)

第6条 規則第3条に規定する申請書及び規則第12条に規定する実績報告は、佐久市省エネ家電製品普及促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 対象製品を購入した際の領収書等の写し
- (2) 対象製品の形状、規格、構造等が確認できるカタログや仕様書等の写し
- (3) メーカーが発行した対象製品の保証書の写し
- (4) 電気冷蔵庫にあっては、既存の電気冷蔵庫の製造年の分かる写真及び特定家庭用機器廃棄物管理票の写し
- (5) 買換え前後の機器の設置状況等が分かる写真
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(確定通知等)

第7条 規則第6条及び第13条に規定による通知は、佐久市省エネ家電製品普及促進事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）によるものとする。

(補助金の請求)

第8条 規則第14条に規定する補助金等交付請求書は、佐久市省エネ家電製品普及促進事業補助金交付請求書（様式第3号）によるものとする。

(使用状況等の報告)

第9条 市長は、対象製品の購入及び設置により補助金の交付を受けた者（以下「対象製品設置者」という。）に対し、交付申請年度の翌年度から3年間、調査等の必要な協力を求めることができる。

(財産の処分制限)

第10条 対象製品設置者は、交付申請年度の翌年度から起算して、LED照明にあっては1年以内、電気冷蔵庫にあっては6年以内に、対象製品を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するときは、市長の承認を得なければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和4年2月4日告示第21号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月9日告示第27号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	電気自動車購入促進事業補助金		
事務事業名称	環境普及啓発事業	事務事業コード	5211-1
所 管	環境 部 環境政策 課 環境政策 係		

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)		種別	事業費補助金(奨励的補助金)
根拠法令等名称	佐久市電気自動車購入促進事業補助金交付要綱		法令種別	要綱
始期	令和 3 年度 (経過年数 2 年)	終期設定	(有・無)	終期 令和 5 年度
目的	電気自動車の普及を促進し、二酸化炭素排出量の削減を目指すとともに、災害時等に非常電源として利用することにより災害に強いまちづくりに寄与するため			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	国の補助金の2分の1以内 上限額20万円			
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの) <input type="checkbox"/> 不特定団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人			
名称(個人は除く)				
指標設定	設定の考え方	二酸化炭素排出量の削減と非常用電源の確保のため、補助金が交付された対象自動車の合計台数	目標値	20台
	指標が数値でない場合の評価方法			

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
交付件数	3 件	13 件	
決算額(予算額)	600,000 円	2,600,000 円	4,000,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	594,000 円	2,600,000 円
	一般財源	6,000 円	0 円
指標	目標値 (単位)	15 台	20 台
	実績値 (単位)	3 台	13 台
	達成率	20.0 %	86.7 %
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	-	-

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	半導体不足や新型コロナウイルス等により部品の輸入に及ぼす影響が懸念され自動車の納車に遅れがあったものの前年度実績より増加傾向にあり、ほぼ達成水準に近い実績となった。この補助制度があることにより、市民が電気自動車の活用を検討する機会の確保に繋がっていることから、地球温暖化防止に一定の効果があると考えられる。
	有効性	△		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・市域における2027年度の温室効果ガス排出量を、基準年度(2013年度)比43%削減目標に向かって、有効な施策であることから引き続き行っていく。また、効果的な活用が図られるよう周知・啓発していくとともに、実績の評価・分析を行い、その結果に基づき必要に応じて見直し等を図る。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—

※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 -：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

○佐久市電気自動車購入促進事業補助金交付要綱

令和3年7月1日告示第95号

改正

令和4年2月4日告示第22号

令和5年2月9日告示第28号

佐久市電気自動車購入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、電気自動車の普及を促進することにより地球温暖化の防止を図るとともに、災害時等に非常用電源として利用することにより災害に強いまちづくりに寄与するため、電気自動車の購入経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電気自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する自動車のうち、搭載した電池によって駆動する電動機のみを動力源とする自動車で法第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けたものをいう。

(2) 国の補助金 経済産業省が実施する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」及び「クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金」において交付される補助金をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する個人又は法人とする。

(1) 市内に住所を有し、市税等を滞納していない者

(2) 国の補助金の交付を受けて電気自動車を購入する者

(3) 自動車検査証に記載されている電気自動車を購入し、自らが継続して使用する者

(4) 市内に事業所又は代理店を有する者から電気自動車を購入する者

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費、補助率及び補助限度額は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助率	補助限度額
電気自動車本体の購入費用	国の補助金の2分の1以内	20万円

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、電気自動車の導入台数にかかわらず1世帯若しくは1法人につき1回限りとする。

(交付申請書等)

第5条 規則第3条に規定する申請書及び規則第12条に規定する実績報告書は、佐久市電気自動車購入促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条及び第12条の規定により前項の申請書兼実績報告書に添付して提出する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 自動車検査証の写し

(2) 国の補助金の交付を受けることが確認できる書類

(3) 市内に事業所又は代理店を有する者から電気自動車を購入したことが確認できる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付申請期限)

第6条 補助金の交付申請の期限は、国の補助金の額が確定した日の翌日から起算して90日以内又は令和6年3月31日のいずれか早い日までとする。

(確定通知等)

第7条 規則第6条及び第13条の規定による通知は、佐久市電気自動車購入促進事業補助金交付決定

通知書兼確定通知書（様式第2号）によるものとする。

（補助金の請求）

第8条 規則第14条に規定する補助金等交付請求書は、佐久市電気自動車購入促進事業補助金交付請求書（様式第3号）によるものとする。

（財産の処分制限）

第9条 補助対象者は、補助金の交付を申請した日の属する年度の翌年度から起算して4年以内に、補助対象電気自動車を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するときは、市長の承認を得なければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

（この要綱の失効に伴う経過措置）

3 この要綱の失効前に、この要綱の規定に基づき補助金の交付決定がなされたものについては、なお従前の例による。

附 則（令和4年2月4日告示第22号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和5年2月9日告示第28号）

この要綱は、告示の日から施行する。

令和5年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	生ごみ処理機等購入費補助金			
事務事業名称	ごみ減量事業		事務事業コード	5311-5
所 管	環境 部	生活環境 課	環境衛生 係	

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(奨励的補助金)		
根拠法令等名称	佐久市生ごみ処理機等購入補助金交付要綱			法令種別	要綱
始期	平成 23 年度 (経過年数 13 年)	終期設定	((有)・無)	終期	令和 5 年度
目的	家庭から排出される生ごみの減量化及び資源化の推進				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	補助率:生ごみ処理機等の本体購入価格(税込)の2分の1 限度額:生ごみ処理機3万円、生ごみ処理容器6千円(生ごみ処理機1台、生ごみ処理容器2台まで申請可) ※交付決定を受けた翌日から起算して6年を経過した場合は再申請可				
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの) <input type="checkbox"/> 不特定団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人				
指標設定	設定の考え方	補助金により交付した生ごみ処理機等の台数	目標値	180台	
	指標が数値でない場合の評価方法				

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
交付件数	182 件	211 件	
決算額(予算額)	2,300,000 円	2,875,000 円	2,700,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	2,288,100 円	2,869,000 円
	一般財源	円	円
指標	目標値 (単位)	60 台	60 台
	実績値 (単位)	182 台	211 台
	達成率	303.0 %	351.6 %
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	-	-

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	◎	左記の理由、課題等	・交付件数は増加していることから、市民ニーズを捉えられており、行政目的を達成するための手段として、妥当性がある。
	有効性	◎		・達成率が増加しており、生ごみの減量化に寄与していることから、一定の効果が認められる。 ・佐久平クリーンセンターにおける計画処理量を排出量が上回っている状況から、可燃ごみの減量化は佐久市の喫緊の課題となっている。

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	令和2年度に行政目的達成のための1つの施策として一定の効果が認められるため、ごみの減量化に資する本事業を継続していくため要綱の改正をおこなった。可燃ごみの減量化のための取組をより一層進めるため補助金利用促進の周知をおこなう。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	—
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	
※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 -：該当なし		
【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】		

佐久市生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭から排出される生ごみの減量及び資源化の推進を図るため、生ごみ処理機等を購入した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「生ごみ処理機等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 生ごみ処理機 家庭から排出される生ごみを電動若しくは手動によりかくはん又は加熱し、減量又は堆肥化する機能を持つ機器。ただし、佐久市ディスポーザ排水処理システム設置指導基準に関する要綱（平成22年佐久市告示第128号）に定めるディスポーザを除くものとする。
- (2) 生ごみ処理容器 家庭から排出される生ごみを微生物の活動を利用することにより堆肥化する機能を持つ容器

(対象処理機等)

第3条 補助金の交付の対象となる生ごみ処理機等（以下「対象処理機等」という。）は次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 未使用品であること。
- (2) 販売業者から購入したものであること。
2 対象処理機等の申請は、1世帯1回に限るものとし、その台数は、生ごみ処理機1台又は生ごみ処理容器2台までとする。ただし、補助金の交付決定（佐久市生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱の一部を改正する要綱（令和3年佐久市告示第号）の施行前にされた補助金の交付決定を含む。）を受けた日の翌日から起算して6年を経過した場合には、新たに購入する対象処理機等について、補助金の申請をすることができるものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」とい

う。) は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に居住している者
- (2) 市税等を滞納していない者
- (3) 生ごみ処理機等を適正に維持管理できる者
- (4) 生ごみ処理機を使用する者にあっては、処理後に残った生ごみを適正に処理できる者
(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、生ごみ処理機等の本体の購入価格（消費税を含む。）に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、生ごみ処理機にあっては30,000円、生ごみ処理容器にあっては1台当たり6,000円を上限とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、佐久市生ごみ処理機等購入費補助金交付申請書（兼請求書）（別記様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 生ごみ処理機等の購入に係る領収書その他の支払をしたことを証する書類
- (2) 生ごみ処理機等の保証書
- (3) 生ごみ処理機等の形状、規格等が分かるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適當と認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行し、同日以後に購入した生ごみ処理機等について適用する。

(失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成27年5月21日告示第73号）

この要綱は告示の日から施行する。

附 則（平成28年2月17日告示第16号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月19日告示第32号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、告示の日から施行する。

別記様式（第6条関係）

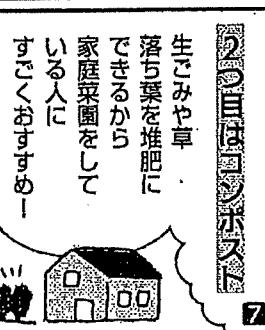
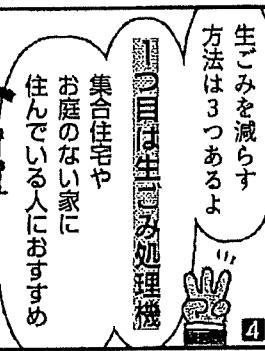
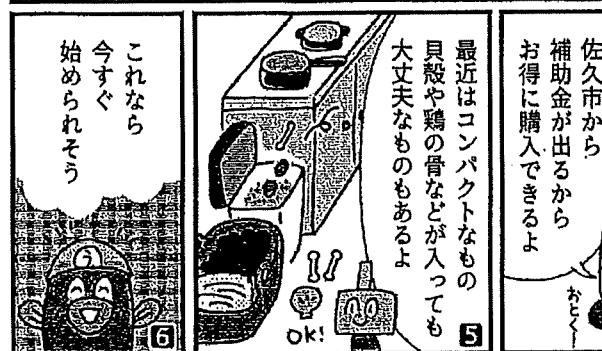
最終処分場
うな沢さん

生ごみって 実は減らせる!?

生ごみ処理機やコンポストのご提案♪

焼却施設
ゴーミーさん

1



生ごみ処理機も
コンポストも
補助金が出ます!

佐久市民の方へ 生ごみ処理機等 購入費 補助金

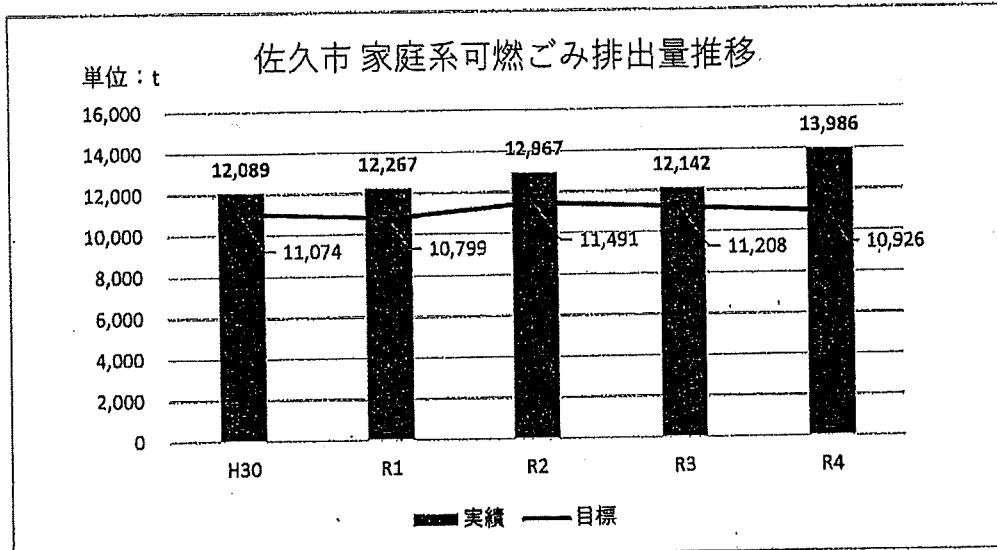
通販で買ったものでもOK!

対象処理機等	処理機等概要	補助額	補助金上限額
生ごみ処理機	生ごみを電動もしくは手動によりかくはん又は加熱し、減量又は堆肥化する機能を持つ機器（ディスポーザーを除く）	購入金額の1/2 100円未満切り捨て	3万円
生ごみ処理容器 (コンポストなど)	生ごみを微生物の活動を利用して堆肥化する機能を持つ容器 ※1度の申請につき2台まで申請可	6千円 ※1台あたり	

※未使用品で販売業者から購入したものであれば通販での購入も可
※申請は1世帯1回限り。補助交付決定から6年を経過した場合、新たに購入するものについても補助対象となります

裏面もご覧ください

●佐久市 家庭系可燃ごみ排出量推移



(注)令和4年度に分別変更（可燃性の埋立ごみを可燃ごみに変更）を行った。

(注)令和元年度1月以降はコロナ蔓延期間

●『佐久市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画』 第3章 第2節 第3期計画の評価と課題の抽出 29pより抜粋

- 平成26～30年度における、佐久クリーンセンター及び川西清掃センターのごみの組成調査では、各家庭や事業所から排出される可燃ごみの5割程度は紙類であり、リサイクル可能な雑がみ等の混入が確認されています。
- 平成30年度の環境省の調査によれば、生活系収集ごみの30.7%を食品廃棄物が占め、そのうち35.6%を食品ロスが占めています。
- 平成28年度の農林水産省の推計によれば、国民1人当たりお茶碗約1杯分（約139g）の食べ物が毎日捨てられています。
- 前述の組成調査において、可燃ごみの成分のうち、水分の割合は全体の5割程度を占める結果となっています。家庭から排出される生ごみには、多くの水分が含まれており、水切りを行わずにそのままごみとして排出されると、焼却するため余分なエネルギーが必要となり、処理に影響を及ぼします。

水分の多くが生ごみに含まれることから、
生ごみの減量化が家庭系可燃ごみの減量化に繋がる。

令和5年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	保護司会補助金		
事務事業名称	地域福祉推進事業	事務事業コード	4211-3
所 管	福祉 部 福祉 課 地域福祉 係		

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	団体育成運営補助金	
根拠法令等名称	佐久市社会福祉団体補助金交付要綱		法令種別	要綱
始期	平成 23 年度 (経過年数 12 年)	終期設定 ((有)・無)	終期	令和 8 年度
目的	社会福祉の増進を図るため、社会福祉事業を行う市内の社会福祉団体に、予算の範囲内で補助金を交付する。			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	補助対象経費:団体の運営に要する経費で、交際費、慶弔費、飲食費その他市長が適当でないと認める経費は除く。補助額:会員一人当たり10,000円×会員数			
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input checked="" type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)		<input type="checkbox"/> 不特定団体 <input type="checkbox"/> 個人	
	名称(個人は除く)	佐久地区保護司会		
指標設定	設定の考え方	-		目標値
	指標が数値でない場合の評価方法	犯罪をした者の改善及び更生を助けるとともに、犯罪予防の啓発を行い、社会福祉の増進を図ること。		

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
交付件数	1 件	1 件		
決算額(予算額)	470,000 円	440,000 円	430,000 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金) 一般財源	0 円 470,000 円	0 円 440,000 円	0 円 430,000 円
指標	目標値 (単位) 実績値 (単位) 達成率	- - -	- - -	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	総会を年1回開催(書面決議)するとともに、保護観察所の実施する研修会や、「社会を明るくする運動」などの犯罪予防活動を行った。	総会を年1回開催(書面決議)するとともに、保護観察所の実施する研修会や、「社会を明るくする運動」などの犯罪予防活動を行った。	

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	団体の活動により、犯罪をした者の改善及び更生を助けるとともに、犯罪予防の啓発を行い、社会福祉の増進が図られた。
	有効性	○		

5 今後の方針(Action)

今後の方針	現行どおり
今後の取組方針	当該団体は、犯罪をした者の改善及び更生を助けるとともに、犯罪予防の啓発を行っており、社会福祉の増進に寄与していることから、当面の間、現行どおり補助を継続するが、自主財源の確保や、効率的な運営が行われるよう、適宜、指導・助言を行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	○
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	○
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 -：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

○佐久市社会福祉団体補助金交付要綱

平成23年3月23日告示第33号

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉の増進を図るため、社会福祉事業を行う市内の社会福祉団体（以下「団体」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、次に掲げる団体とする。

- (1) 佐久市遺族会
- (2) 佐久地区保護司会
- (3) 佐久市身体障害者福祉協会
- (4) 佐久市手をつなぐ育成会
- (5) 佐久市母子寡婦福祉会
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める団体

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、団体の運営に要する経費とし、交際費、慶弔費、飲食費その他市長が適当でないと認める経費は除くものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成24年2月10日告示第12号）

この要綱は、告示の日から施行し、この要綱による改正後の佐久市社会福祉団体補助金交付要綱の規定は、平成23年度の対象団体から適用する。

附 則（令和4年2月4日告示第28号）

この要綱は、告示の日から施行する。

事業報告書

補助事業者等の 名 称	佐久市保護司会	
事 業 の 目 的	佐久市保護司会事業	
事 業 の 内 容	1 更生保護事業法による犯罪者の更生予防補導 及び援護並びに非行防止活動 2 社会を明るくする運動	
事 業 の 実 施 期 間	令和4年4月1日～令和5年3月31日	
事 業 費	691,208円	
経 費 の 配 分	市 補 助 金	440,000円
	その他	251,208円
備 考		

令和4年度北分区保護司会事業報告

4/1	四役会議	洞庭春
4/24	佐久地区保護司会理事会	あいとぴあ臼田
4/20	佐久市保護司会総会 (中止)	書面決議
5/17	第1回研修会及び本会総会	あいとぴあ臼田
5/18	第1回 定期駐在	(中止)
5/24	退任式 ([] 保護司)	長野市
7/1	佐久市長に内閣総理大臣メッセージ伝達	佐久市役所庁議室
7/6	第2回研修会	あいとぴあ臼田
7/7	第2回 定期駐在	(中止)
※	更生保護女性会との連携による市内各小学校への 「あいさつ運動」実施 (9月より令和5年2月まで)	
10/21	第67回県更生保護司大会	安曇野市
	・法務大臣表彰	[] 氏
	・関東地方更生保護委員長	[] 氏・[] 氏
	・関東地方保護司連盟会長	[] 氏・[] 氏・
		[] 氏・[] 氏
	・長野県知事	[] 氏
	・長野保護観察所長	[] 氏・[] 氏
	・長野県保護司会連合会長	[] 氏・[] 氏
11/8	第3回研修会	あいとぴあ臼田
11/9	第3回 定期駐在	(中止)
11/9	退任式 ([] ・ [] 各保護司)	長野市

令和5年

1/23	第4回研修会「スマホの使い方について」	創練センター
3/15	会計監査	あいとぴあ臼田
3/28	佐久市保護司会総会 (第2回) (中止)	書面決議

収支決算書

(1) 収入の部

単位 円

区分	本年度予算額	本年度決算額	摘要
前年度繰越金	72,207	72,207	
会費	352,000	80,000	西分区(R3分)
市補助金	440,000	440,000	
社協補助金	99,000	99,000	
本会からの補助	0	0	
その他利息等	0	1	
合 計	963,207	691,208	-271,999

A

備考 本年度は会費徴収は行いませんでした。

(2) 支出の部

単位 円

科目	本年度予算額	本年度決算額	摘要
会費・分担金	352,000	344,000	
事務通信費	5,000	0	
総会費	100,000	0	
研修補助費	230,000	0	
会費	5,000	5,000	社協
賛助会費	220,000	215,000	県へ
運動費		0	
予備費	51,207	0	
合 計	963,207	564,000	-399,207

B

$$A-B=691,208-564,000=127,208$$

次年度繰越金127,208円

令和5年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	特定住宅リフォーム補助金(断熱性能向上リフォーム)		
事務事業名称	住環境整備支援事業	事務事業コード	2143-2
所 管	建設 部 建築住宅 課 建築 係		

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(奨励的補助金)
根拠法令等名称	佐久市住宅断熱性能向上リフォーム事業補助金交付要綱	法令種別	要綱
始期	平成 24 年度 (経過年数 11 年)	終期設定 (有・無)	終期 令和 5 年度
目的	地球温暖化防止に寄与するため、自己の居住する住宅の断熱性能の向上を図ることを目的に、断熱性能向上リフォーム工事を行う者に対して補助金を交付する。		
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	◇対象経費:①全ての居室の窓を2重サッシ化・ペアガラスへの交換②全ての居室の壁や床へ断熱材新設③全ての屋根や小屋裏へ断熱材新設◇補助率:市1/4◇上限額:30万円		
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input type="checkbox"/> 不特定団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 個人	
名称(個人は除く)	-		
指標設定	設定の考え方 指標が数値でない場合の評価方法	補助金の交付による、断熱性能向上リフォーム工事の実施件数。	目標値 27件

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
交付件数	19 件	23 件	-
決算額(予算額)	3,386,000 円	5,235,000 円	5,200,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金) 一般財源	0 円 3,386,000 円	0 円 5,235,000 円
指標	目標値 (単位) 実績値 (単位) 達成率 指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	35 件 19 件 54.0 % -	33 件 27 件 81.8 % -

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	△	左記の理由、課題等	・国に先行し制度創設から11年が経過する中で、当該補助の目的である地球温暖化防止に寄与してきた。一方、申請件数は制度創設時の1/4以下に減少している。また、2050年カーボンニュートラルの政府方針が新たに示され、一定基準以上の断熱性能が求められになったが、市の補助基準はこれを満たしておらず、國の方針に合わせた複数の補助制度が国県において創設されている状況で、必要性及び有効性が低下している。
	有効性	△		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	完了
今後の取組方針	・地球温暖化防止から、2050年カーボンニュートラルへと政府目標がより明確化された。これに合わせ国、県が複数の補助制度を創設し、内容も充実している状況である。市の現行補助制度の終期が令和5年度末に到来することから、これに合わせ廃止し、国、県の動向を注視しつつ、当面、国、県の補助制度の周知により、2050年カーボンニュートラルの推進に寄与して行く。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—

※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 -：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

改正

平成27年3月24日告示第44号
平成28年2月17日告示第18号
平成30年3月22日告示第49号
令和2年11月2日告示第152号
令和3年3月19日告示第37号

佐久市住宅断熱性能向上リフォーム事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止に寄与するため、自己の居住する住宅の断熱性能の向上を図ることを目的に、断熱性能向上リフォーム工事を行う者に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「断熱性能向上リフォーム工事」とは、住宅の壁、床、屋根、小屋裏又は開口部において断熱性能を向上させる改修工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 自己の居住する住宅（店舗、事務所その他これらに類する用途の部分を有する併用住宅にあっては、当該住宅部分に限るものとし、賃貸住宅は除くものとする。）に断熱性能向上リフォーム工事を行う者

(2) 市税等の滞納のない者

(3) 補助金の交付を申請する日の属する年の前年の所得等が別表に掲げる金額以下である者

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市内に本社若しくは営業所等を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主で住宅に係る工事を業として行うもの（以下「市内施工者」という。）に発注する次の各号のいずれかに該当する改修工事に係る費用とする。ただし、当該工事を耐震改修促進リフォーム工事（佐久市木造住宅耐震補強事業補助金の交付等に関する要綱（平成18年佐久市告示第23号）の規定により補助事業として認められた工事をいう。以下同じ。）と同時に施工する場合（以下「耐震同時施工」という。）は、当該耐震同時施工の工事の発注先の事業者が市内施工者でない場合であっても、次の各号に掲げる工事部分を市内施工者が施工したと認められるときは、当該工事部分に係る費用を補助対象経費とする。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項第4号に規定する居室（以下「居室」という。）の全ての開口部（開口面積が0.5平方メートル以内の場合又は施工が困難な開口部は除くことができるものとする。）において行われる次のいずれかの工事

ア 単板ガラスを複層ガラスに替える工事

イ 既存開口部の内側又は外側に新たなサッシを設置することにより二重サッシとする工事

(2) 住宅の全ての屋根若しくは小屋裏又は全ての居室の壁若しくは床に断熱材（グラスウール、ロックウール、ポリスチレンフォーム、ウレタンフォームなどの断熱性能が認められる材料をいう。）を新たに設置する工事

(3) その他市長が住宅の断熱性能が向上すると認める改修工事

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定により算出した補助対象経費に次に掲げる経費が含まれるときは、これを除いた経費を補助対象経費とする。

(1) 国、県又は市の他の制度の補助、融資等の対象となる経費

(2) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認める経費

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の4分の1に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、その額が30万円を超えるときは、30万円とする。

2 補助金の交付は、同一住宅について1回限りとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、佐久市住宅断熱性能向上リフォーム事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 断熱性能向上リフォーム工事に係る見積書の写し（補助対象経費に係る部分とこれ以外の部分が区分されているもの）
- (2) 補助対象住宅の案内図及び平面図（補助対象経費に係る部分とこれ以外の部分が区分された工事計画が記載されたもの）
- (3) 断熱性能向上リフォーム工事に着手する前の当該工事箇所の写真（補助対象経費に係る部分とこれ以外の部分とを識別できるもの）
- (4) 耐震同時施工の場合で発注先事業者が市内施工者でない場合は、補助対象経費に係る部分の工事を行う予定のものが市内施工者であることが分かる書類
- (5) 申請者の納税証明書及び所得証明書
- (6) その他市長が特に必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、佐久市住宅断熱性能向上リフォーム事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、佐久市住宅断熱性能向上リフォーム事業補助金変更承認申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 変更後の断熱性能向上リフォーム工事に係る見積書の写し（補助対象経費に係る部分とこれ以外の部分が区分されているもの）
- (2) 変更後の補助対象住宅の平面図（補助対象経費に係る部分とこれ以外の部分が区分された工事計画が記載されたもの）
- (3) 断熱性能向上リフォーム工事に着手する前の当該工事箇所の写真（補助対象経費に係る部分とこれ以外の部分とを識別できるもの）
- (4) その他市長が特に必要と認める書類

(変更承認通知)

第9条 市長は、前条の規定による変更の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、佐久市住宅断熱性能向上リフォーム事業補助金変更承認通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助事業の中止)

第10条 交付決定者は、補助事業を中止しようとするときは、佐久市住宅断熱性能向上リフォーム事業補助金中止届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第11条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、当該工事完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、佐久市住宅断熱性能向上リフォーム事業補助金実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 市内施工者（耐震同時施工で発注先事業者が市内施工者でない場合は当該発注先事業者。以下この号において同じ。）との契約書の写し及び市内施行者が発行した断熱性能向上リフォーム工事に係る工事代金の領収書の写し
- (2) 断熱性能向上リフォーム工事に係る精算見積書の写し（補助対象経費に係る部分とこれ以外の部分が区分されているもの）
- (3) 補助対象住宅の平面図（補助対象経費に係る部分とこれ以外の部分が区分された施工内容が記載されたもの）

- (4) 工事箇所の写真（第6条第3号又は第8条第3号の写真と同じ箇所を撮影したもので、補助対象経費に係る部分とこれ以外の部分とを識別できるもの）
- (5) 耐震同時施工の場合で発注先事業者が市内施工者でない場合は、断熱性能向上リフォーム工事に係る発注先事業者と市内施工者の下請負契約書の写し及び市内施工者が発注先事業者に発行した断熱性能向上リフォーム工事に係る工事代金の領収書の写し
- (6) その他市長が特に必要と認める書類
(交付額の確定)

第12条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適當と認めたときは、補助金の交付額を確定し、佐久市住宅断熱性能向上リフォーム事業補助金確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 交付決定者は、前条の補助金確定通知書に基づき補助金の交付を請求しようとするときは、佐久市断熱性能向上リフォーム事業補助金交付請求書（様式第8号）を提出するものとする。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成27年3月24日告示第44号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成28年2月17日告示第18号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月22日告示第49号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和2年11月2日告示第152号抄）

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月19日告示第37号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	金額
給与所得のみの場合	収入金額 1,442万円
上記以外の者	所得金額 1,200万円

備考1 「収入金額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条に規定する給与等の収入金額をいう。

2 「所得金額」とは、所得税法に規定する不動産所得、事業所得及び給与所得を合計した額をいう。

住宅断熱性能向上リフォーム事業補助金

地球温暖化防止に寄与するため、自ら居住する住宅の断熱性能を向上させるリフォーム工事を行う市民の方に、補助金を交付しています。
(補助率4分の1、補助金上限額30万円)

住宅断熱性能向上リフォーム事業		対象外
補助対象限度額 120万円		・断熱以外 120万円超
補助金	自己負担	自己負担
補助率 1/4 上限30万円	3/4 90万円	

【断熱性能向上リフォーム工事の補助対象は?】

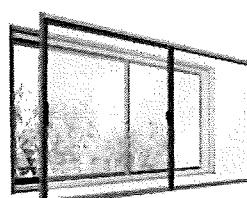
補助対象となる工事は、自ら居住する既存の住宅で行う断熱性能を向上させるリフォーム工事で、次のいずれかに該当する工事です。

なお、工事施工者は市内に本社又は営業所等を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主が施工する場合に限ります。

- ①すべての居室の窓のシングルサッシを二重サッシにするか、単層ガラスをペアガラスに改修する工事。

(二重サッシとペアガラスのサッシを使い分けることもできます。)

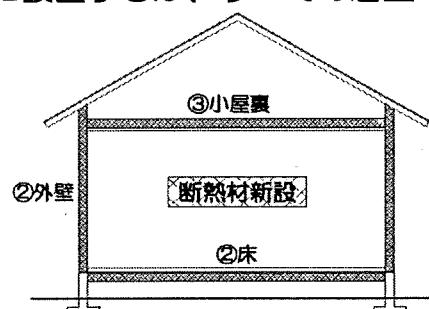
(縁側、倉庫、物置、車庫などのほか普段使用しない部屋は除くことができますが、改修する場合は補助対象となります)



- ②すべての居室の外気に面する壁に断熱材を新たに設置するか、すべての居室の床に断熱材を新たに設置する工事。

(2階の床など外気に面しない床を除く)

(縁側、倉庫、物置、車庫などのほか普段使用しない部屋は除くことができますが、改修する場合は補助対象となります)



- ③すべての屋根又は小屋裏に断熱材を新たに設置する工事。

お問い合わせ

佐久市 建設部 建築住宅課 電話：0267-62-6637

佐久市住宅断熱性能向上リフォーム事業補助金 過年度実績

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	計
交付件数	101 件	100	63	62	65	50	39	34	26	19	23	582 件
交付額	14,981 千円	16,936	11,398	11,659	13,599	9,077	7,661	7,290	4,557	3,386	5,235	105,779 千円

国・県の類似補助事業

事業名【所管省庁等】	対象工事	補助金額・補助率等
3省連携事業		3事業合わせ最大 275万円
こどもエコすまい 支援事業 【国土交通省】	・省エネリフォーム+α（エコ設備、 子育て対応、防災、バリアフリー等） 【登録製品等（省エネ基準、ZEHレベル）】 ・新築【ZEH】	リフォーム最大 30万円 (子育て・若者夫婦世帯で、既存 住宅取得を含む場合 60万円、 新築は100万円)
先進的窓リノベ事業 【経済産業省】	・窓の断熱改修【ZEHレベル】	最大 200万円 大きさ・性能区分毎に定額 (1/2相当)
給湯省エネ事業 【環境省】	・高効率給湯機導入 ※断熱リフォームなし	最大 15万円
長期優良住宅化 リフォーム推進事業 【国土交通省】	・住宅の性能向上リフォーム (省エネ対策、劣化対策、耐震性 は必須。) 【断熱性能等級3など】	最大 250万円 補助率 1/3
住宅エコリフォーム 推進事業 【国土交通省】	・住宅の省エネ改修 (省エネ診断、設計、エコ設備 及び建替え含む) 【ZEHレベル】	最大 35万円 補助率 40% (省エネ診断1/3)
次世代省エネ建材の実証 支援事業 【経済産業省】	・次世代省エネ建材等を使用した 省エネ改修（外張り、内張り、 窓断熱） 【登録製品等（省エネ基準、ZEHレベル）】	最大 400万円 (外張り断熱) 200万円 (内張り、窓断熱) 補助率 1/2
既存住宅における 断熱リフォーム支援事業 【環境省】	・断熱リフォーム+α (蓄電、蓄熱、熱交換型換気設備) 【登録製品等（省エネ基準、ZEHレベル）】	最大 165万円 補助率 1/3
信州健康ゼロエネ住宅 助成金 【長野県】	・新築、省エネリフォーム+α (段差解消、出入口拡張、洋便化、 便所浴室拡大、県産木材、再生可能 エコ設備、伝統技能) 【県内業者限定】 【県独自基準、ZEHレベル以上】	リフォーム最大 100万円 (ZEH化) (部分改修 最大 50万円、 新築 最大 200万円) 補助率 20% (項目ごと上限あり) ※フラット35金利引下げ措置有

令和5年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	看護師養成事業補助金		
事務事業名称	地域医療事務事業	事務事業コード	4131-2
所 管	市民健康 部 健康づくり推進 課 保健医療政策 係		

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(その他事業補助金)
根拠法令等名称	佐久市看護師養成事業補助金交付要綱		法令種別 要綱
始期	平成 23 年度 (経過年数 10 年)	終期設定 (有・無)	終期 令和 年度
目的	看護師の確保を図るため、看護師の養成を支援している佐久医師会に対し補助金を交付する。		
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	対象経費の2分の1内で市長が定める額とし50万円を限度とする。		
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input checked="" type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの) <input type="checkbox"/> 不特定団体 <input type="checkbox"/> 個人		
	名称(個人は除く)	佐久医師会	
指標設定	設定の考え方	市内医療機関への就職人数	目標値 4人
	指標が数値でない場合の評価方法	-	

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
交付件数	1 件	1 件	-
決算額(予算額)	500,000 円	500,000 円	500,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円
	一般財源	500,000 円	500,000 円
指標	目標値 (単位)	4 人	4 人
	実績値 (単位)	4 人	3 人
	達成率	100.0 %	75.0 %
指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する			

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	◎	左記の理由、課題等	・達成率が高く、行政目的を達成するための施策として、一定の効果が認められる。
	有効性	○		・新型コロナウイルス感染症対策として、医療従事者の確保は最重要課題とされており、看護師を確保する必要がある。

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	行政目標を達成するための一つの施策として一定の効果が認められるため、当面の間現行どおりの継続をする。 終期を具体的に定めるとともに、終期の到来に合わせて、制度の見直しを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 -：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤本補助金は佐久医師会が実施する、小諸看護専門学校に対する補助事業に要する経費に対して交付している。補助金による支援は、佐久医師会を通じ間接的に看護師の育成及び市内医療機関への看護師の確保、ひいては持続的な地域医療の充実に繋がるため終期は定めていなかった。
今後、終期を設定するとともに、終期の到来に合わせて制度の見直しを行う。

○佐久市看護師養成事業補助金交付要綱

平成23年3月23日告示第29号

佐久市看護師養成事業補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、地域医療の担い手である看護師の確保を図るため、看護師の養成を支援している佐久医師会に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則(平成17年佐久市規則第40号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、佐久医師会が実施する小諸看護専門学校に対し補助する事業に要する経費とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、対象経費の2分の1以内で市長が定める額とし、50万円を限度とする。

(実績報告書の提出期限)

第4条 規則第12条の規定に基づく実績報告書等の提出期限は、毎年度3月末日までとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

令和4年度

様式第7号（第12条関係）

収 支 精 算 書

(1) 収入の部

単位：円

区分	本年度精算額	本年度予算額	摘要
佐久市補助金	500,000	500,000	
佐久医師会補助金	500,000	500,000	
計	1,000,000	1,000,000	

(2) 支出の部

単位：円

区分	本年度精算額	本年度予算額	摘要
小諸看護学校 補助金	1,000,000	1,000,000	
計	1,000,000	1,000,000	

小諸看護専門学校 学生数および卒業生数

【学生数】 (人)

年度	学生数	うち佐久市
R3	127	33
R4	121	22
R5	99	17

【卒業生数】 (人)

年度	卒業生	うち佐久市	うち佐久市の医療機関 に就職した人数	割合 (C)/ (A) %
R2	37	10	6	16.22
R3	30	9	4	13.33
R4	34	7	3	8.82

出典元：小諸看護専門学校 卒業生の進路状況、出身地域別学生数より

佐久市企画部企画課行政改革係

電話 0267-62-3067

FAX 0267-63-3313

E-mail kikaku@city.saku.nagano.jp